

# 予算審査特別委員会記録

令和 8年 第1回議会 (定例会・臨時会)、(開会中・休会中・閉会中)			
会議日時	令和 8年 3月11日 午前 9時30分開会 令和 8年 3月13日 午後 2時23分閉会		
場 所	各種委員会室		
出席者数	委員定数10名中10名出席		
出席委員	家塚 雅人	石川 康弘	湯本 要
	西股 裕司	星 真希	熊木 恵子
	佐藤 妙子	細川美喜男	加藤 真悟
	高橋 修平		
上記以外の出席者	側瀬 議長		
欠席委員	1名(11日)		
	湯本 要		
説明のため 出席した者	各課長以下		
付議事件	令和8年度各会計予算及び関連条例の審査について		
傍聴者	11日0名 / 12日0名 / 13日0名		
会議の概要	別紙のとおり		

上記記録は事実と相違ないので署名する。

令和 年 月 日

予算審査特別委員長

# 予算審査特別委員会記録

(1日目 R8.3.11 9:30 ~16:14)

**議会事務局長** それでは、ただいまより予算審査特別委員会を開会いたします。開会にあたりまして、家塚委員長より御挨拶をいただきます。

**家塚委員長** 改めましておはようございます。今回、予算審査特別委員長ということでなりましたので、皆さんの協力を得ながらスムーズな進行をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、第1回定例会において、本予算審査特別委員会が設置され、令和8年度一般会計予算、3特別会計予算及び2事業会計予算並びに関連4議案の審査が付託されています。予算審査特別委員会の日程は、3月11日、12日、13日の3日間の日程で、別紙審査順序のとおり順次審査を行ってまいります。各委員、説明員に申し上げます。委員が質問を行う場合には挙手をして委員長の許可を受け、議席番号、氏名を告げてから発言してください。また、質問事項については、予算書などのページを示し、会議時間の短縮のため、要点を簡潔明瞭に発言してください。説明員が答弁する場合には、委員長の許可を受け、職名を告げてから簡潔明瞭に答弁するようお願いいたします。私語は慎むようお願いをいたします。なお、効率的な議事の運営に努めてまいりますので、委員各位におかれましても御協力をお願いいたします。傍聴者はおりませんので、割愛させていただきます。

本日の出席人員は9名でございます。湯本委員については、欠席の報告が出されております。なお、本委員会に議長も出席をしていただいております。直ちに会議を開会いたします。

審査順序の1番目、第1款議会費について審査を行います。それでは説明をお願いします。

**議会事務局長** それでは、歳出1款、議会費を説明いたします。予算書37ページをごらんください。データファイルは、45ページになります。

1款1項1目議会費、本年度予算額5,439万円。右側の説明欄をごらんください。議会運営経費として、5,358万円。次ページにかけまして、議員11名の議員報酬、期末手当、旅費、政務活動費交付金に係る経費、議会だより発行に係る経費などを計上しています。

新規予算計上といたしまして、議会まちづくり特別委員会の議会デジタル化推進検討調査報告を踏まえたペーパーレス会議を推進するため、12節議会会議システム導入業務委託料、13節議会会議システム使用料、17節議会運営用備品購入費としてタブレット端末15台などの導入経費が主な増額の内容となっております。

次に、予算書38ページ上段、事務局経費では、会議録作成支援システム保守委託料など事務局に係る経費として、81万円を計上しています。

以上で、議会費の説明を終わります。

**家塚委員長** それでは、説明が終わりましたので、質疑を行います。(なしの声)

ないようですので、質疑を終了してよろしいでしょうか。(はいの声)

それでは質疑を終了いたします。

次に、審査順序の2番目、第2款総務費について審査を行います。それでは、一般管理費から防災諸費までの説明をお願いいたします。

**総務課長** それでは、予算書の38ページ下段になります。

2款1項1目一般管理費、本年度予算額2億80万6,000円。増減の主なものは、情報システムの標準化対応に係る経費の減によるものです。説明欄になります。一般管理経費として3,377万3,000円。ここでは、行政運営全般に係る経費として、次ページにかけて、各委員報酬、会計年度任用職員一般事務報酬、特別職及び職員旅費、次ページ、町長交際費、消耗品費、通信運搬費、総合健康診査、財務書類作成業務委託料や空知町村会負担金などを計上しています。

次に、41ページ、電算機器管理運営経費として1億6,268万9,000円。ここでは、電算機器全般に係る管理経費として、次ページにかけて、情報系及び基幹系システム保守、社会保障・税番号制度システム整備、電算機器借上料、情報系システム譲渡事業償還金などを計上しています。前年度との主な相違ですが、情報系システムと財務会計システムの更新に伴う、12節委託料の増、また、情報システム標準化に伴う基幹系システムのリース開始に伴い、13節使用料及び賃借料が増額となっています。

次に、職員研修事業として302万4,000円。次ページにかけまして、職員の資質向上を目的に、各種専門研修への派遣経費などを計上しています。

次に、地方公共団体情報システム標準化対応事業として、132万円。ここでは、戸籍総合システムについて、国が策定する標準仕様に準拠したシステム移行のうち、戸籍附票システムに係る委託料を計上しています。

次に、2目文書広報費、本年度予算額505万9,000円。説明欄、広報・広聴活動事業として、広報なんぼろ発行にかかる経費、町ホームページ管理運用経費を計上しています。なお、新規事業として、結婚50年を迎える町内居住の御夫婦を対象に、記念写真を撮影し贈呈する、金婚記念写真贈呈事業の経費30万円を計上しています。

次に、3目財産管理費、本年度予算額2億9,781万3,000円。説明欄、庁舎等管理経費として3,088万1,000円。次ページにかけまして、役場庁舎管理に係る経費一式を計上しています。前年度との主な相違ですが、4年毎に実施する役場庁舎非常用発電機点検に伴い、電気保安業務委託料が増額となっています。

次に、45ページ、公用車管理経費として1,591万9,000円。公用車、マイクロバスの運行管理に係る経費などを計上しています。前年度との主な相違ですが、軽貨物自動車2台の購入に伴い、前年度より増額となっています。

次に、財産管理経費として2億5,095万6,000円。次ページにかけて、町有財産に係る消耗品費、修繕料、火災保険料、複写機使用料、各種基金の積立金などを計上しています。前年度との主な相違ですが、公共施設等総合管理計画の改訂に伴い、12節委託料が増額となっています。47ページ上段、指定管理者制度推進事業

として5万7,000円。ここでは、学識経験者を含めた選定委員会の開催経費を計上しています。以上です。

**まちづくり課長** 続きまして、47ページ中段をごらんください。

4目企画振興費、本年度予算額1億7,821万6,000円。説明欄になります。移住促進事業では、次ページにかけまして、本町への移住促進を図るため、移住体験事業や移住イベント及び北海道移住・交流フェアへの出展などに係る経費として、343万1,000円を計上しています。次に、48ページ中段になります。説明欄をごらんください。

みどり野団地等販売管理事業では、公社管理用地草刈業務に係る経費、北海道住宅供給公社の販売施策と連動した、みどり野団地販売促進事業及びきた住まいるヴィレッジ・ゼロカーボンヴィレッジ事業の負担金として、1,199万7,000円を計上しています。なお、公社管理用地草刈業務に係る経費は、同額を公社から受託事業収入として受けるものです。次に、同じく48ページ下段になります。

生活路線等交通対策事業では、次ページにかけまして、オンデマンド交通あいる一との運行に係る経費、北海道中央バス高速くりやま号の運行に係る生活交通対策確保対策負担金などに係る経費として、2,301万8,000円を計上しています。あいる一との運行につきましては、前年度に引き続きまして、町内イベント開催時の運行を実施してまいります。18節負担金補助及び交付金の生活交通確保対策負担金では、北海道中央バス・栗山町との協定による、高速くりやま号の運行経費の一部負担金295万7,000円、また、南空知定住自立圏連携事業として南空知圏域を営業区域で運行している路線バス事業者に新たに雇用された運転手1名に対しまして20万円の支援金を交付する運転手確保対策助成金を計上しています。次に、49ページ下段になります。

姉妹町交流事業では、姉妹町熊本県多良木町との児童相互交流及び物産交流、住民交流研修などに係る経費として、331万2,000円を計上しています。

次に、企画振興経費では、南幌流通団地の住居表示実施に係る経費、企業版ふるさと納税受付に係る経費、南空知ふるさと市町村圏組合負担金及び空知地域創生協議会負担金など、346万7,000円を計上しています。次に、50ページ下段になります。

協働まちづくり推進事業では、住民の自主的な協働のまちづくりや地域コミュニティ活性化、町内会等の活動を支援するため、個人町民税現年課税予算額の1%相当額を活用した、まちづくり活動支援事業補助金を交付する経費として、415万9,000円を計上しています。次に、51ページ上段になります。予算資料は9ページになります。

学生支援推進事業では、江別市内の大学や自治体などで構成する、学生地域定着支援推進協議会負担金28万8,000円を計上しています。

次に、子育て世代住宅建築費助成事業では、子育て世代を対象とした住宅建築費の助成により移住定住を図るため、子育て世代住宅建築費助成金6,300万円を計上しています。

次に、高度無線環境整備推進事業では、公設民営による光ファイバ設備の維持管理や支障移転工事などの経費として1,261万3,000円を計上しています。なお、支障移転工事費のうち、道営経営体育成農地整備事業に係る569万8,000円は、同額が道から補償されるものです。

次に、観光周遊策推進事業では、公共施設案内看板設置工事として、道央圏連絡道路中樹林道路に、なんぼろ温泉及びきららパークキャンプ場へ誘導するための案内看板3基を設置するもので、1,393万5,000円を計上しています。

次に、地域おこし協力隊設置事業では、次ページにかけまして、本町への移住を促進するため、移住情報の発信などのプロモーション活動をはじめ、移住体験住宅の管理運営や体験プログラムの企画に取り組む活動を行う地域おこし協力隊員1名の設置・活動経費として、550万円を計上しています。次に、52ページ下段になります。

子ども室内遊戯施設管理経費では、子ども室内遊戯施設はれっぱの指定管理料として、3,310万円を計上しています。指定管理料は、令和7年度施設管理運営の実績見込みを踏まえた積算を行い、維持管理運営費から利用料収入1,120万円を差し引き計上しています。なお、令和8年度については、一部クッション遊具と木育遊具を更新いたします。

次に、地域おこし協力隊活動支援事業では、地域おこし協力隊員に対する、きめ細やかなサポート体制を確保し、隊員の孤立や活動のミスマッチを防止することを目的に、日々の活動に対する相談や地域との交流に必要なネットワークづくりなど、本町の協力隊OB・OGの方へのこれまでの協力隊の経験を活かしたサポート業務委託料39万6,000円を計上しています。

次に、5目企業誘致推進費、本年度予算額1,936万1,000円。説明欄、企業誘致推進事業では、南幌流通団地販売戦略に基づく予約分譲受付を継続して実施し、企業訪問活動や広告宣伝活動などに要する経費を計上しています。以上です。

**総務課長** 次に、54ページ上段になります。

6目公平委員会費、本年度予算額3万6,000円。説明欄、公平委員会運営経費として、委員3名分の報酬を計上しています。以上です。

**住民課長** 次に、7目交通安全対策費、本年度予算額611万4,000円。説明欄、交通安全対策推進事業では、次ページにかけまして、交通安全推進員1名及び交通安全指導員18名の設置に係る経費、交通安全活動経費、高齢者運転免許証自主返納支援業務委託料、交通安全運動推進協議会補助金などを計上しています。以上です。

**総務課長** 次に、55ページ下段になります。

8目防災諸費、本年度予算額585万1,000円。説明欄、防災対策事業として、56ページにかけて、防災会議委員報酬、災害備蓄品整備計画に基づく消耗品費並びに備品購入費、戸別受信機設置等手数料、防災行政無線保守点検、全国瞬時警報システム保守委託料、電波使用料などを計上しています。以上です。

**家塚委員長** それでは、説明が終わりましたので、質疑を行います。

**細川委員** 3点質問いたします。まず1点目、予算書の43ページ、それから予算

資料でいきますと8ページです。金婚式記念写真贈呈事業の関係ですけれども、贈呈する写真というのは、どのようなものを贈呈する予定なのかということを確認したいのと、あと申し込みの関係ですけれども、自己申請とは思いますが、どのような方法で周知するのか。例えば、今年度でいくと昭和51年の結婚の方が該当になるかと思うんですが、町では把握できないと思いますので、多分個人の申し出になるかと思うんですが、その辺どのような関係で申請を受けるのか、年度単位で受けるのか、その辺もあわせてお聞きしたいのがまず1点です。

それから、49ページから50ページにかけてですけれども、企画振興費のところ、各戸の玄関に貼る住居表示板についてですけれども、新築住宅への住居表示板の掲示や既存住宅の住居表示の貼り替え等の取り扱いは今どうされているのか。特に新築住宅には貼らせていただいているのかどうか。それから、既存の住宅のも、もう色が薄くなって読めなくなっていて、ちょっと住宅の家の判断が難しいという、町内会の方の話もありながらですね、この辺どう取り扱われているか教えていただきたいと思います。

もう1点、55ページの防災対策事業費ですけれども、個別受信機の関係です。転入者へ新規設置を促しているかと思うんですが、本年については、どの程度予定しているのか。また、昨年あたりの設置状況はどうなっているのか。例えば、新築した人の割合で、どの程度付けていただいているのか、100%なのかそれとも少ないのか、その辺もあわせて質問したいと思います。よろしくお願ひします。

**総務課長補佐（総務・広報防災担当）** 1点目の金婚記念写真贈呈事業についてですが、まず、贈呈を予定している写真については、A4判で写真盾を贈呈する予定です。今、担当の中では直立するような写真盾で考えてございます。なお、申し込みについては、今、要綱を検討しているんですが、申請書を作成し、周知については、広報紙やホームページ、SNS、老人クラブやカフェサロンなどでチラシで配布をしたいと考えております。なお、受付の範囲については、年度で考えてございます。以上です。

**企画係長** 住居表示板の取り扱いについて御説明させていただきます。まず、新築住宅への住居表示板ですけれども、新築で住宅を建てられた方につきましては届出を出していただきまして、そちらをもとに住居表示板を交付しております。交付の際には、見えやすい位置に貼っていただくようお願いをしているところでございます。

また、既存住宅で、既に掲示していただいているものの貼り替えなどについてですけれども、住居表示板の再交付もうちのほうで受け付けております。こちら無償で受け付けておりまして、何件か今までも古くなったのでということでお話もあって、再交付したということもございます。ただ、先ほどちょっとお話もありまして、見えにくくなっているところもあるなどもありまして、また、新築のところでもまだ掲示されていないという方もいらっしゃる可能性もありますので、こちらにつきましては、広報などで改めて周知させていただきたいと考えております。以上です。

**総務課長補佐（総務・広報防災担当）** 3点目の戸別受信機の新規設置の予定についてですが、まず、令和8年度の新規設置の予定数は、令和7年度の子

育て世帯住宅助成金交付件数が54件、令和8年度、同じく助成金交付見込み数が32件、その他助成金対象外の移住者の方と、未設置者への勧奨による新規設置の見込みを30件としまして、合計110件で予算を計上してございます。なお、令和7年度は参考ですが予算では100件計上し、設置見込みが89件となっております。なお、新たに転入している方の設置状況ですが、子育て支援の助成金交付の条件に、無線機の設置を条件としております。また、助成金対象外の転入者の方も、住民課の手続きの際に、無線機設置の手続きに誘導していただいております。その際、広報防災係に来た世帯で、つけないといった世帯がないものですから、ほぼ100%の設置と考えてございます。なお、3月1日現在、全町の設置率は78.2%となっております。以上です。

**細川委員** 金婚式の関係ですけれども、こちら新規事業ということですが、実施にあたっては、写真日というのを決めて1日で撮影するという考え方なのか、それとも、何回かに分けてやるのかというのが分からないんですけれども、その辺教えていただきたいのと、あと新築住宅の個別の玄関に貼る住居表示板ですけれども、一応取り扱っているということですが、新築住宅の方で、届出によりということですが、割合的にどの程度表示していただけているのか、もし分かれば教えていただきたいと思っております。

あと、3番目の防災無線の関係ですけれども、こちらは承知いたしました。以上です。

**総務課長補佐（総務・広報防災担当）** 金婚記念写真贈呈事業の撮影日、回数、日数についてですが、今、民間の写真業者に委託をして撮影をするといったような予算計上してございます。なお、申請された世帯数にもよるんですが、こちらで日にちを設定して撮影することになりますので、何日間かかるか、何回になるかというのは未定となっております。以上です。

**企画係長** 新築住宅で住居表示板を掲示している割合についてですけれども、うちのほうでは届出を出していただいて、そちらに住居表示板を郵送で発送させていただいております。その後、実際に掲示しているかどうかというのを確認には行っていないので、割合としてはこちらでは把握しておりません。以上です。

**家塚委員長** ほかにありませんか。

**佐藤委員** 4点伺います。最初に、予算書46ページの財産管理費、東町コミュニティセンターの備品の内容を教えてください。

それと2点目、予算書の50ページ、協働まちづくり推進事業のまちづくり支援金ですね。今回何団体分の予算を見積もっているのか、また、文化団体のほうで継続するのが難しいという声は原課で聞いているかどうか。

それと3点目、予算書54ページの交通安全対策の中で、今回、東町の横断歩道がつかまりました。その前に1本だけ停止線があるんですけれども、もう片方の車線には停止線がないということで住民から声があり、その件についてお聞きいたします。

それと4点目、予算書55ページ、防災備蓄品の中に、幼児用のベッド。今、保育園とかで、お昼寝用に使っているんですけれども、そのベッドを災害備蓄品の中に取

り入れている自治体が増えてきたということで、ぜひ南幌町でも考えてほしいと思っているんですけれども、備蓄品の中に入れていただける考えがあるかどうか。お願いします。

**総務係長** 1点目、東町コミュニティセンター備品の内容についてお答えします。指定管理を行っている東町町内会より、備え付けのストーブ7台のうち、令和7年度中に2台が故障し、残りの5台についても故障する可能性が高い状態となっていることから、経費の助成について要望があり、令和8年度中に更新、取り付けを行うものです。以上です。

**まちづくり課長補佐（企画・デジタル推進担当）** 2点目の、協働まちづくり推進事業についてでございます。先ほどまちづくり課長より予算の説明で申し上げましたが、当初予算につきましては、住民税の1%ほどを毎年計上させていただいております。最近ですと、令和5年7団体、令和6年9団体、令和7年8団体の申請をいただいて、それぞれ補助をさしていただいております。継続が難しいというのは、どういうことでしょうか、すみません。

**佐藤委員** 後ほど再質問でお尋ねします。

**住民課長補佐（環境交通担当）** 3点目の東町横断歩道前の停止線の件についてお答えいたします。昨年11月に設置されました横断歩道ですけれども、緑町側の車線には停止線がございますが、反対の東町側の車線には停止線がありません。このことにつきまして、栗山警察署に確認したところ、両方の車線に停止線が引かれるケースというのは、信号機のある交差点か、または一時停止の標識のある交差点に限られるということでした。そのようなことから、今回設置された停止線につきましては、担当としましては、正しい形であるという認識をしております。以上です。

**総務課長補佐（総務・広報防災担当）** 4点目のベビーお昼寝簡易ベッドの導入についてですが、委員お話のありました保育所等で導入している幼児ベッドについては、大変申し訳ございません、私のほうでは把握はしておりませんが、インターネットで確認したところ、簡易的な幼児のベッドですとか、防災用の幼児の段ボールベッドですとか、金額も様々なものがあることは把握をさせていただきます。幼児のいる家庭が避難所に避難しないという理由があるといったものもインターネットで確認し、騒いだり泣いたりすることで、安心して寝られる場所がないということで、避難所に来られないということがあることですから、今後、そういったようなベッドについても調査し検討はしていくんですが、なお、幼児のいる家庭については、要支援者に該当します。避難所はあいくるになりますので、一般の避難所とは違って、対象人数も少なく、また、部屋についても、クッションフロアですとか、畳ですとか、簡易的な事業で使っているベッド、また、乳幼児健診で使っているマットがございます。そういったもので、まずは対応できるかというところも含めて調査していきたいと考えております。以上です。

**佐藤委員** ありがとうございます。財産管理経費の東町コミセンの備品の件は、ストーブ7台ということで承知しました。金額が大きかったもので、何の備品なのかなという思いがありまして、ストーブ7台ということであれば、172万円かかって

も仕方ないのかなという思いがいたしました。これ再答弁は、よろしいです。

2点目の協働まちづくり事業ですけれども、先ほど継続するのが難しいという意味ですが、収益性のない文化団体が長く活動するという事になると、支援金の年数って決まっていますよね。それが終わった後、やはり収益性がないので、なかなかそのいろいろなコンサートをやったりとか、音楽活動だとか、そういう収益性のない部分としては、なかなか継続するといっても、持ち出しが大変だと。その中で少しでも経費の補助を考えていただきたいということがあったんですけれども、この中のフォローアップ事業というのは、継続する団体を対象して、過去3年間補助を受けた団体が継続できるということの、その中でもあるみたいなんですけれども、このフォローアップ事業というのは何年間継続できるのかも教えていただきたいです。

それと、3点目の交通安全対策ですが、説明を受けましたので承知しました。

それと、防災備蓄品の中にベビーベッドということで、子ども用の段ボールのベッドもあるとございましたけれども、なかなか、小さな子が一緒に大人と段ボールベッドで寝るというのも、危険だということもあって、南幌町ではあいくるにも避難できるということで安心な部分があるんですけれども、この簡易製のベッドはとても軽くて移動もできるので、1、2台用意しておくということも大事ではないのかなと思っております。以上です。

**まちづくり課長補佐（企画・デジタル推進担当）** 協働まちづくり事業の関係でございます。大変失礼いたしました。継続するにあたって、当該団体の代表者の方とは、まず、協働まちづくり事業の趣旨について本年度聞き取りといたしますか、お話し合いをさせていただいております。収支の中身ですけれども、近年各団体ともですね、大変御努力いただきまして、補助金のほかに協賛金などをいただきまして、自助努力により活動していただいているところでございます。そういったところと、あと補助金を当てがうかどうかというところも丁寧に話させていただきまして、それで令和7年度は、ちょうど毎年今時期ですけれども、協働まちづくり推進事業については申請しないという御返事をいただいているところでございます。昨年の協賛金等の流れもあり、そういった繰り越しの流れもあるんでしょうけれども、今年につきましては、そういった御説明を申し上げて、申請はしないという御返事をいただいているところでございます。

それと、団体の補助の考え方でございますけれども、この要綱では、基本的に団体活動補助でございますので、さらに先ほど申し上げたとおり、町民税、貴重な税金を活用させていただいております。そういったことで基本的には単年度、町に寄与する事業を基本としております。そこで、町の模範となる事業につきましては、プラス2年、3年度までは認めますということでございます。その中でもさらに、まちづくりとして寄与、模範していただく事業につきましてはフォローアップ事業ということで、継続して3年の後に申請いただきまして、許可させていただいているところでございます。そのフォローアップの年数ですけれども、これまでは、ちょうど制度始まりまして10年ほどたちますけれども、フォローアップの期限はございませんでした。ただ、先ほど申し上げたとおり、貴重な税金等を使っております。さらに先ほど申し上げ

げたとおり、各団体自助努力により、協賛金等をいただいております。そういった歳入面でもあるところでございます。そういったところを鑑みまして、フォローアップ事業につきましては、3年という期限を設けさせていただきまして、今要綱を改正し、令和8年4月1日から施行させていただきたいなということで考えております。今、申し上げた中身につきましては、継続して申請、許可していただいている団体の代表者の方と丁寧に御説明して、一応御理解いただいているものと考えております。また、協働まちづくり推進事業につきましては、審査会があるんですけれども、その審査会の委員の皆様にも御説明し御理解をいただいているところでございます。以上でございます。

**家塚委員長** ほかにありませんか。

**星委員** 3点質問させていただきます。予算書の49ページですけれども、間違っていたら申し訳ないのですが、生活交通確保対策負担金ですけれども、今年度290万円ほど出ているんですが、令和7年は990万円ほどの予算計上がされていたんですけれども、減額になった理由を教えてくださいと思います。

次に、予算書56ページの災害備蓄用備品ですね、10万円上がっているんですが、この購入予定のものを教えてくださいです。

あと次に、予算資料の9ページ、交通安全対策推進事業ですが、ちょっと気になっている、交通事故が多いか所がありまして、南幌温泉と晩翠の深広寺に行く所ときらら街道ですね、その交差点の事故が結構多いのが気になっていまして、何でかと言ったら、キャンプ場が今度オープンするので、その辺の強化というかそういう対策は考えているのか教えてください。以上3点お願いします。

**企画係長** まず、1点目の生活交通確保負担金の関係でございます。こちらにつきましては、中央バスの高速くりやま号の路線維持のために負担する赤字補てん分の負担金でございます。まず、令和7年度当初予算におきましては、972万2,000円を計上しておりましたが、令和8年度予算につきましては、大きく減額となっているところでございます。

その要因ですけれども、主に運賃収入の増加と運行の効率化という2点の大きな要因によるものでございます。まず、運賃収入の増加ですけれども、令和6年12月に実施されました運賃改定によりまして、路線の収益性が改善されております。

次に、運行の効率化ですが、令和6年10月に1往復増便となっております。こちらによりまして利用者が増えたという点、また一方で、利用状況に合わせて、令和7年4月からは土日祝日の1便減便といったものが行われております。こうしたダイヤ改正によりまして、運行経費の抑制が図られたものでございます。今御説明しました、これらの要因によりまして、高速くりやま号に係る赤字分が圧縮されたため、負担金が減額となる見込みでございます。以上です。

**総務課長補佐（総務・広報防災担当）** 2点目の災害備蓄用備品の購入予定品目についてですが、今年度についても、災害備蓄品計画に基づいた購入となっております。品目については、液体ミルクですとか白がゆ、白米、パン、ソーセージ、カレールーですとか、あと寝袋、生理用品、組み立て用の便座、除菌シート、体温計といっ

たような、主なものを今、御説明をさせていただいたということでございます。以上です。

**住民課長補佐（環境交通担当）** 3点目の温泉周辺の交通安全対策の件につきまして、お答えいたします。委員おっしゃられました場所につきましては、担当としましても、2件続いた所だということ認識をしております。また、今年は、おっしゃってありましたキャンプ場のオープンも控えているということから、町内外からの来場者の方で交通量の増加も予想され、交通事故の発生も懸念されるということから、温泉周辺での巡回パトロールや、パトライト作戦の実施ですとか、また、交通安全旗の設置、そのようなことで、通行車両をはじめ、来場者の方に交通安全意識の向上を努めていただけるように、交通事故が発生しないように今後も取組を進めてまいりたいと考えております。以上です。

**星委員** 1点目の、高速くりやま号の負担金ですけれども、ダイヤ改正等の要因もあって、負担金の減額につながったということが理解しました。令和6年度、7年度いろいろやはりダイヤ改正は行われている状況だなというのが分かったんですが、8年度においても、今、情報が入っているかどうか分かりませんが、バス会社のほうから今後の方向性、減便なのか現状維持なのかとか、方向性、見込みとかいうかそういう情報がもしあれば教えていただきたいです。

2点目の災害備蓄用品ですが、食料品であったり寝袋、いろいろな細かいものを購入するということで理解しました。今、個人で備えていただくものを住民の方に周知はされていると思うんですが、定期的に啓発していく考えなのか、啓発していくとすれば、防災の日とかありますから、そういう日に合わせていくのかという今後の考え方をお聞かせ願いたいのと、あと、外国人の方の対応ですね。災害が起きたときの、外国人の方で、日本語話せると思うんですけれども、どの程度の語学があるかも分からないので、いざというときの災害の避難の仕方、あとは、個人で備えるものの準備品等の外国人の対応の仕方についてどのように考えているかをお聞かせください。

あと、3点目の交通安全の件ですけれども、こちらはやはり事故が多いというのは、認識されているようですが、その原因というか、特に見通しが悪いわけでもないですし、それでもやはり結構頻繁に発生しているものですから、警察のほうと原因がどういう傾向なのかというのが把握していれば教えていただきたいです。

**企画係長** まず1点目の各路線バス会社からの今後の方向性についての情報ということだったんですけれども、現時点で把握している部分というのはありません。ただ、そういったダイヤの大きな改正につきましては、各バス事業者さんのほうから数か月前には、こちらのほうに来て説明などしていただいているという形もありますので、そういった情報がありましたら、これまでも皆様にも御説明させていただいておりますので、今後もそのような対応でさせていただきたいと考えております。以上です。

**総務課長補佐（総務・広報防災担当）** 2点目の自助についての啓発については、毎年、広報誌のほうで防災の記事を掲載してございますので、そちらのほうで掲載をしたりですとか、出前講座についても、自助の部分について説明をしていきたいと考えてございます。

2つ目の外国人の対応についてですが、委員御指摘のとおり、語学のしゃべれるしゃべれないのレベルにもあるかと思うんですけれども、多くの方は、民間の事業所で働いている方が多いかと思っておりますので、もし何かあったときは、役場になるのか分からないのですが、その民間会社のほうの日本人の方と連携をとって話をしたりですか、また、ハザードマップについては、今のところ日本語しかございませんので、今後、外国語について作成できるかも含めて調査したいと思っております。以上です。

**住民課長補佐（環境交通担当）** 3点目の御質問ですけれども、今回のきらら街道での事故に限らず、ほかの事故についても、担当のほうでは特に原因ということは逐次確認はしていない状況でございます。ですが、今後温泉周辺の交通量も増すということもありますので、栗山警察署と情報を共有しながら対策を進めてまいりたいと考えております。以上です。

**家塚委員長** ほかにありますか。

**熊木委員** 3点伺います。1番目は、広報・広聴活動事業の中で、広報の配布方法について、議会懇談会とかの中でも必ず意見が出るんですよね。それで、区長会とかそういう中ではそういう意見は出ていないのかなと思うんですけれども、やはり年々高齢化、今若い人も入ってきていますけれども、地域によっては配達が本当に困難だという声もあります。その辺で、将来的にどのような方向を考えているのか、検討されていることがあれば伺いたいと思っております。

2点目は、子ども室内遊戯施設管理経費のところですか。管理経費が今年度3,310万円で毎年上がっていますよね。確かに人件費とかそういう意味では上がっているので、やむを得ないのかもしれないんですけれども、はればの集客が50万人を超えたということも報道されていて、見直すというか、集客数の増加に応じて、やはり町の負担にずっとなっていくような方向を考えるべきではないかなと思うんですよね。その辺についてどのようにお考えか伺います。

最後もう1点は、地域おこし協力隊活動支援事業ですけれども、現在やられているのは分かっているんですが、各地の地域おこし協力隊のニュースとかいろいろ見ると、本当にいろいろなユニークな形で募集しています。それで、今、南幌も人口は増えているけれども、夕張太であるとか農村部であるとか、減っているということがあって、特に夕張太でいうと、やはり地域のインフラというかそういうのが本当に大変な状況になってきていると思うんですよね。そういう意味で、例えば、その地域を活性化するための隊員を募集するというようなことも考えていく必要があるかなと思うんですけれども、その辺については検討とかされたことがあるのかどうか、その3点伺います。

**総務課長補佐（総務・広報防災担当）** 1点目の広報紙の配布方法について将来的な検討状況についてですが、以前、令和5年度の区長会議で、稲穂町内会さんからそういった御意見がありました。また、昨年行政懇談会の中でも、中樹林自治区から、高齢化により広報紙の配布が負担であるという御意見をいただいております。ただ、そのときの回答で、現状については、理事者のほうからですね、町内会のほうにお願いをしたいといったような回答をしております。なお、今、委員お話しのとおり、

今後、将来的には免許返納ですとか、さらに高齢化が進んで配布が難しいという声も出てくると思います。また、全国的にもそのような問題がございますので、区長会等で協議をしながら、現在、最も有力なのが、民間委託によるポスティングができるかどうかというところを含めて、今、業者があるのかというところから調べている段階でございます。なお、郵便局等の郵送料はあまりにも高額ですので、ちょっと現実的ではないのかなといったところが今担当で考えているところです。以上です。

**地域振興係長** 2点目の子ども室内遊戯施設はれっぱの指定管理料の関係について御説明させていただきます。今後、指定管理料を仮に抑制していくとなると、利用料収入を全体的に増やしていく必要があるかと考えています。これまでもやっておりますが、今後も町内外のプロモーション活動ですとか、イベントの開催といったことを指定管理者と協議をして、利用者の増加を図っていきたいと考えております。また、以前にも御質問があったかと思いますが、施設利用料金の考え方につきまして、今年度で施設開業後3年間が経過することから、3年間の利用実績を分析しまして、令和8年度にその協議を行うこととして指定管理者と確認をしております。また、令和7年度中におきましては、そういった利用料金を変更した場合、どういった影響があるかということも指定管理者と協議をしているような状況です。以上です。

**まちづくり課長補佐（企画・デジタル推進担当）** 3点目の地域おこし協力隊の関係でございますけれども、地域おこし協力隊は御存じのとおり、地域のブランドですとか、地場産品の開発販売PR、また、農林水産業への従事、また言われるとおり、住民の生活支援などの地域協力活動を行いながら、3年の活動後、その地域に起業し、住み続けていただく制度でございます。総務省のマニュアルなどを見ても、その中でも集落支援、地域団体支援、また、エリアを絞った行政支援というのは、活動の中でなかなか起業に結びつく、いわゆる生業にはなかなか結びつかないということもマニュアルには載っております。そういった面の難しさが1つということと、あと、隊員がやりたいこと、また、地域及び自治体が求めること、また、隊員ができること、そこが三位一体にならないとなかなかミスマッチが起きてしまうという事例があるようでございます。

町としましては、現在のところ、地域の皆様の御意見などは行政懇談会、地域担当制、また、行政区長会議の御意見、また、議員皆様からの御要望などをもとにして地域の要望などを施策に結びつけていくと考えているところから、現在のところ、委員おっしゃられるとおりのような地域おこし協力隊の任用は考えていないところでございます。以上です。

**熊木委員** 広報の配布方法については、検討しているという答弁だったと思います。それで、農村部は先ほど答弁されたように、免許の持っている人しか配ることができないという状況なんですよね。それから、市街地でも結構な戸数とかが、班で分けるので、あまり偏らないような形にはなっていると思うんですけども、やはり部数の関係で重くて、配布が困難というような意見も聞かれますので、やはりずっと何年も先延ばしにしているのではなくて、やはりもう方向性を出していかないと駄目なのではないかなと思います。それから、どうしても困難なところとかに、例えば、地域担

当職員制度とかありますよね。そういう形でやっていくとかということも選択肢の1つに入れていくべきではないかなと思いますので、その辺をぜひ検討してほしいと思います。

それから2点目の、じっくり聞いていましたけれども、令和8年度、その協議をしていくという答弁かなと思うんですけれども、今までの利用料というか入館利用料というのが、この開業してから今まででトータルでどれぐらいの金額になっているのかということは、数字として出すことができればちょっと伺いたいと思います。

それから、入館者がすごく増えて、町のPRとかにもすごく上がっているんですけれども、やはり入館料がすごく安いとか、そういう形だから、なおさらこう来るといことは十分考えられると思うんですよね。そういう意味で、そこに町民の税金が使われていくというところでは、やはりもう少しこう考えていく、その利用料の見直しも含めて考えていく時期に来ているのではないかなと思うんですけれども、その辺の検討というか協議もされていくということなのか、伺います。

それから、地域おこし協力隊の活動支援というところでは、確かに今、本町では、町の特産物とか、あと今新しく学校の関係とかにも協力隊員が入ってすごく今活躍されていると思うんですよね。そういう形の協力隊も十分必要ですけれども、各地のを見ていると、やはりその地域をもっと活性化するために、例えばそこに入り込んで、いろいろな要望を聞きながら、その要望をくみ上げて、何とか活性化できないかというような形の隊員を募集して成功しているところも結構ニュースとかに出るので、やはりそういうことも今後考えていく必要があるのではないかなと思うので、そこは今お答えいただきましたけれども、さらに深めて、検討していくという方向にできないのかどうか、その3点伺います。

**総務課長補佐（総務・広報防災担当）** 今後の検討の方向性を出してほしいというお話です。全くそのとおりだと思いますが、今、先進事例を確認しているんですけれども、なかなか職員が配っているといった例がないもので、それも念頭に置きながらですが、実は若い世代ですとか、ボランティアを募って委託をしてもらおうといった事例もございます。そういったことで、高齢者に頼らず、ほかの世代の方が配布するといったような、そういった組織も含めて検討していきたいと考えております。以上です。

**地域振興係長** はれっばの利用料収入の累計ということで、御質問に御回答させていただきます。おおよそこの3年間、今年度はまだ途中ですけれども、それまでの累計で含めると、4,700万円ぐらいの利用料収入がございます。また、今後の検討の中で、その利用料金を上げていくかということにつきましても、事業者と相談を今までもしているんですが、来年度本格的に、これまでの3年間の実績を踏まえて、利用料金の設定をどうするかというところを改めて協議をして、もし、その必要があるようであれば、令和9年度からというところを検討していきたいと考えています。以上です。

**まちづくり課長補佐（企画・デジタル推進担当）** 地域おこし協力隊の関係でございますけれども、まず地域として課題が何があるのか、そういったことを町としても、

先ほど申し上げた会議体ですとか、行政区長会議または地域担当制でくみ上げて、そういった御要望を聞いた後に、隊員の受け入れを前提としないで、そういった課題を受け入れて、そういったニーズがあるのであれば、町としても情報提供などをして、前に進んでいきたいと考えております。以上です。

**家塚委員長** ほかにありませんか。

**石川委員** 2つ質問させていただきます。まず1つ、49ページです。先ほども同僚議員が質問したんですけれども、住居表示の関係です。先ほどの質問の答弁の中で、入られた住民からの申請があって、それから交付しているという話でございましたけれども、貼ったかどうかというのは確認していないという話でありました。実際に私として配達業者からも時々聞くんですけれども、新興住宅は本当に住居表示がないところがあるので、何とか貼ってほしいという話も言われます。また、最近若い人が特に多いかもしれませんけれども、表示を貼りたくないような人がいるんだということもあって、そういったこともあると、本当に特にそういう配達する業者にとっては大変なことであると思うので、その辺り何とか改善できないものなのか。確認しないのではなくて、するぐらいな行為もあっていいのではないかと思うんですけれども、その辺りいかがかと思います。

それからもう1つ、51ページになります。子育て世代住宅建築助成事業の関係で、ゼロカーボンヴィレッジについてのお話させていただきます。令和5年から分譲開始しましたゼロカーボンヴィレッジですけれども、あれから3年経過したかと思うんですが、聞くところによると、まだ1棟ぐらいしか成果が出ていないという話も聞きます。そのあとどれぐらい増えたか分かりませんが、なぜそんなに伸びないのか。この事業をいつまで継続するのかということが、ちょっと分からないところあります。さらに、太陽光発電を設置するというのが1つの必須条件としてされていますけれども、今までは中国製が多かったんですけれども、太陽光パネルが貼られていたけれども、最近は日本製のものが、新しい新素材としてペロブスカイト発電というのがあるわけですし、あれはまさに壁に貼りつけるような、そういうものであるということで、まだすぐではいけないでしょうけれども、近い将来にそれが普及していくという話では言われていますが、そういったものも条件として加えるということは考えられるのか、その辺りについてお伺いいたします。

**企画係長** 住居表示板の掲示について、私から御説明をさせていただきます。配達業者の方からなどの苦情もあったということではあったんですけれども、私たちのほうでは、届出がありまして、そちらに基づいて住居表示板を、家を建てられた方に交付をしております。その際には、見やすい位置に掲示していただくようお願いをしているところでございます。また、住居表示板の設置につきましては、法律などで努力義務となっているところもございしますので、こちらにつきましては、先ほども申し上げたんですけれども、まだ貼っていない方などもあるということもありますので、広報などでお願いしていきたいと考えているところでございます。また、貼ったかどうか確認ということですが、今のところそこまで実施する予定はございません。以上です。

**地域振興係長** 2点目のゼロカーボンヴィレッジについての御質問に御回答させていただきます。まず、ゼロカーボンヴィレッジですが、こちらは北海道住宅局が主体となりまして、北海道住宅供給公社と南幌町の3者がそれぞれの役割分担のもとで、共同で実施している事業になります。北海道が事業の詳細設計や全体のマネジメントを担い、南幌町は、みどり野団地と同様に住宅助成金の事業やPR等を行っています。先ほど委員おっしゃったように、昨年4月に1棟が完成されていまして、全8区画のうち1棟は建設済み、また2区画が現在仮押さえとなっている状況です。本事業につきましては、当初、令和5年度から令和7年度までの3か年の事業として開始されており、令和7年7月に関係者による定例会の中で現状の分析を行いまして、令和8年度以降の継続についての協議を行っています。また、令和8年3月13日に開催予定の定例会におきまして、最終的に今後の方向性について決定する予定となっております。また、そのあと御質問いただきました、ペロブスカイト太陽光発電につきましては、確認したところ、現在北海道を含めて、各地で実用化に向けた実証実験が進んでいる段階と認識をしております。ゼロカーボンヴィレッジにおきましては、太陽光発電を設置することが条件として設定されていることから、このペロブスカイト太陽光発電が実用化されて設置をされた場合には、本事業の対象となるということを北海道庁に確認をさせていただきます。

**石川委員** 御回答ありがとうございます。まず、最初の住居表示の関係ですけれども、広報で周知していくというお話でありましたが、あまり貼りたくない方もいるということで、そういった面では、周知だけではなくて、せめてこの人に送付したのであれば、貼ったかどうかというのは後日確認に行くような形で、貼っていないければ、できたら貼ってくださいぐらいな形の呼びかけも必要ではないのかなと思うんですけれども、その辺りはできないものなのでしょうか。

それから2つ目ですけれども、ゼロカーボンヴィレッジは理解しました。とりあえず3年事業であるということでありまして、今度、この後で8年度以降の話がこれから決めていくという話でありました。今、諸物価相当高騰、建築資材も高くなってきているので、なかなか家を建てる人も少ないということもあるんでしょうけれども、このままずっと置いておくわけにはいかないだろうし、ある程度の判断する時期も捉えなくてはいけないのかなと。ああいう1等地とか1番東町入って良い条件のところを、それをするためにずっといつまでも置いておくというのもいかがなのかなという感じもあるので、その見極めというのはどのように捉えているのか、それについて加えてお伺いいたします。

**まちづくり課長補佐（企画・デジタル推進担当）** 住居表示の関係でございます。先ほど企画係長が御説明申し上げたとおり、住居表示に関する法律では努力義務として表示しなければならないということでございます。これは罰則規定がございません。それをもとに町の条例を設定して、先ほど御説明申し上げたとおり、私たちのほうに申請しに来ていただけるんですけれども、申請いただきまして、住居表示板を配布したときに、分かりやすいところに配置してくださいと、町長名で文書とともに差し上げております。そういったこともあるものですから、強制的にというのはなかなか難

しいのかなという面もございます。ただ、委員おっしゃられたとおり、配達業者ですとか、先ほどもあったとおり行政区ですとか、困った声が出ているということですから、先ほど申し上げたとおり町の広報で、そういったこともあるので、ぜひ掲示をお願いいたしますということは一度掲載させていただこうと考えております。以上です。

**地域振興係長** ゼロカーボンヴィレッジの追加の御質問についての御回答ですが、こちらの事業につきましては、オーナーの募集を開始したのが令和6年度からとなりますので、間もなく2年度を経過するところもありまして、今後の方向性についてはまだ現在検討中ですが、先ほど申し上げたような定例会の中で、様々関係機関がありますので、協議をしながら進めていきたいと思っております。また、委員おっしゃったように、建築費も資材も含めて高騰しておりまして、特にこのゼロカーボンヴィレッジは太陽光発電の設置など、そういった経費も通常の住宅よりもかかるということもありますので、そこら辺の対策をどうするかということも含めて事業者と今検討しているところです。以上です。

**石川委員** ゼロカーボンヴィレッジについては分かりました。住居表示の関係ですけれども、そういった法律では努力義務というお話でしたけれども、今、番地が1番違いでも郵便が届かないような世界なんですよ。ですから、そういったところも十分勘案した中でお願いしたいと思います。ただ、届出があった人にしか交付しないのですから、届出しない人もいるわけなんですよ現実には。その辺りは、家は建てただけ届出しないという人も実際におられるのか、その辺りお伺いします。

**企画係長** 今お話のありました住居表示板ですけれども、届出によって交付するというので、そちらにつきましては、建築確認申請書類が回付されまして、一応そちらのほうでも届出があったかどうかというのは確認をさせていただいております。新築につきましては、こちらのほうに届出が来てないというものはないものと認識しております。また、先ほどの別のところでもお話をさせていただいたところだったんですけれども、既に設置していて、見えづらくなっているというところもあろうかと思っておりますので、広報での周知の際には、そういった貼り替えなどについても、できるということで周知していきたいと考えております。以上です。

**家塚委員長** ほかにありませんか。

**西股委員** 私から4点ちょっと質問させていただきます。1点目はホームページのアクセス数等が伸びているかどうかということをお聞きしたいなと思っております。このアクセス数に絡めて、いろいろな事業を展開できるのかなというのはあるものですか、そこちょっとお聞きしたいなと思っております。

それと、資料8ページの生活路線交通対策ですが、今イランの紛争が起きているということで、燃料がかなり上がってくるのではないだろうかというような予想がされております。その中で、あいる一との運賃は現行のままでいけるのかどうか、そこらの考え方をお聞きしたいなと思っております。

それと、はれっばの関係ですが、これは52ページですね。はれっばの入場者の関係ですが、これやはり町民のほうからですね、町内の子どもたちが入れるような施設に誘導できないだろうか。ほとんど札幌ですとか町外の方がメインになっているよ

うな形ですが、町の子どももかなり増えてきていますので、そういう方々がどんどん利用できるような形にしていけないと、ちょっと方向性が違うのではないかなというように形で町民から言われている部分もありますので、この辺の子どもたちを取り込む方策、こういうものをどうのように考えているのかということをお聞きしたいと思います。

それと最後ですが、予算書にはないんですが、きらら街道沿いに、以前稲わらペレットのわらを保管していたビニールハウスがあるんですが、この関係について、かなりビニールが剥がれてきて、見栄えも非常によろしくないというような受け止め方をしております。以前から少し話はしていたんですが、一向にちょっと進まないものから、このビニールハウス、今後どのようにしていくのかと、使うなら使う、使わないんだったら使わないでどうというような処理をしていくのかという部分についての考え方をお願いしたいと思います。以上です。

**総務課長補佐（総務・広報防災担当）** 1点目のホームページのアクセス数についてです。令和7年度のアクセス数については、2月現在で56万7,000件となっております。令和6年度のアクセス数が65万1,000件ということですので、若干下がっているといったような状況でございます。以上です。

**企画係長** あいる一との運賃の関係でございます。委員御指摘のとおり、現在中東情勢の緊迫化や円安の継続によりまして、燃料価格が予断を許さない状況でございます。変動幅や見通しについては、不透明な部分も多くあると考えておりますので、ガソリン代の見通しというのは、今のところ、つかないところではあるんですけども、日常生活に不可欠な足となっております、あいる一との運賃につきましては、現時点では、維持していきたいと考えております。以上です。

**地域振興係長** 3点目のはれっぱの御質問について御回答させていただきます。移住されてきた方を含めまして、施設をまだ利用したことがないような町民ですとか、子どもたちにはれっぱを知ってもらって来てもらうようなきっかけづくりになるような取組として、まだ検討中ですが、例えば、町民の子どもたちが無料で利用できるようなイベントでしたり、もしくは無料券の配布ですとか、そういったところの取組を指定管理者と検討しているところでございます。また、ドトールコーヒーが出店しています休憩エリアにつきましても、町民の利用者が少しずつ増えているということ認識をしているんですが、子どもから高齢者までたくさんの地域住民のコミュニティの場として認知され、ますます利用されるような取組として、指定管理者が実施するようなイベントですとか、実施事業をたくさんやっておりますので、そういった開催の周知についても検討していきたいと思っております。以上です。

**企画係長** きらら街道沿いのビニールハウスの今後の考え方でございます。こちらのビニールハウスにつきましては、先ほど委員からもお話いただきましたとおり、稲わらペレット製造のための稲わら保管庫として、これまで使用してまいりました。しかしながら、現状におきましては、稲わらペレットの製造についてはストップしている状況となっております。ペレットを使用しているボイラーを設置している南幌温泉につきましても、現在指定管理者を募集しておりますが、その指定管理者が決まりま

したら、改めて、設置しているペレットボイラーの使用意向について確認をさせていただいた上で、最終的に判断をしたいと考えております。こちらの指定管理者がもしボイラーを使用しないという形であれば、廃棄といいますか、そういった解体処分という形の方向性で検討していきたいと考えております。また、こういったこともありますので、今、ビニールが剥がれているという部分につきましては、できるだけお金をかけない形で、簡易的な補修で対応したいと考えております。以上です。

**西股委員** 再質問させていただきます。まず、生活路線の関係につきましては、維持していくという方向で今検討しているということなので、これについては分かりました。

はれっぱについても、いろいろな策を講じようという部分につきまして理解しましたので、これはよろしいです。

それと、きらら街道のビニールハウスは、早めにどのようにするのかというところをやはりきちんと出していただくというような形になろうかなと思います。そうしないとビニールが剥がれて、ばらばらになっているような形になっていると非常に見にくいものだと思いますので、あれは町の財産だというように見ている人がいないからあまり言われてないと思うんですけども、知っている方にとってはやはり非常に見づらいものになってくるのかなと思いますので気をつけていただきたいなと思います。

ホームページの関係ですが、ちょっと先ほどの広報の関係ともかぶるんですけども、ホームページのアクセス数が増えてくるということになってくるのであれば、今、議会のほうでデジタル化というか、ペーパーレスでやるわけなんですけど、それに伴って、会議システムを使いながらやっていこうと提案しているんですけど、この部分で、地域本棚という機能がある会議システムがあるんですよね。その地域本棚の中には、例えば広報ですとか、そういうものを取り込めるだとか、いろいろな形があるんですけど、例えば、広報関係だったら、本当に家に持って来ないとならないのかと。うちは要らないよという人がいるのであれば、そういう方には、そこを見てくださいというような振り分けをするだとか、いろいろやればですね、少しずつ実際に配る部分というのは減るのかなというようになってこないかなと思うので、実際に広報を必要としている人がどのくらいいるのか、もしくは、こういう形でやる部分で、私はそっちを見るから、広報の配布をしなくていいですというような方がどのくらいいるのかというところを調べていってもいいのかなと思うんです。もし、広報を実際にもらう人が少ないのであれば、手元に置きたいという人がいるのであれば、若干人数減ってくるわけですから、その分にかけては、例えば郵送するなりなんなりという形もできるでしょうし、それと例えば、行政区だとかそういうところに、お金を支援してあげて、何とかならないですかという形もあり得るかなと思うんですけど、そういうところの検討というのはできないのでしょうか。

**総務課長補佐(総務・広報防災担当)** 今の西股委員のお話についてですけども、デジタルの広報誌という形だと思うんですけど、やはり実際に高齢の方がデジタルにたけているかといったら、そうではない方もいらっしゃると思いますので、紙の広報紙

をなくすということにはならないと私見では持っています。ただ、将来的には、若い世代については、広報紙は要らないといったような方もいると思いますので、今後、広報のアンケートですとか、総合計画の、実は事務事業評価の成果指標に、広報紙に対する満足度というのをお諮りしたいということでアンケートをする予定となっております。その中に、デジタルでいいのか、紙でいいのかという部分の質問も、入れるかどうかを今後ちょっと検討していきたいと考えております。以上です。

**西股委員** 1つ勘違いしてほしくないのですが、紙ベースが駄目だと言っているわけではないんです。それを町民の方が選ぶというのが必要ではないですかということを行っているので、その辺の紙ベースで必要だというのは私も理解していますので、その辺だけきちんと整理していただければなと思います。今後、総合計画の中でもその辺もやっていくということであれば、その中に盛り込んだ中でどんどん進めていただきたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。答弁はいらな

**家塚委員長** ほかにございませんか。(なしの声)

ないようですので、質疑を終了してよろしいでしょうか。(はいの声)

それでは、質疑を終了いたします。ここで休憩をとります。

(午前10時59分)

(午前11時10分)

**家塚委員長** それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

次に、総務費、職員給与費から、給与明細書の説明、あわせて関連議案2議案がありますので、説明をお願いします。

**総務課長** それでは、予算書の56ページになります。中段から次ページにかけてごらん願ひます。

9目職員給与費、本年度予算額8億3,191万円。職員給与費として、町長・副町長・教育長、一般職、暫定再任用職員及びフルタイム会計年度任用職員、合わせて100名分の給料、各種手当、共済費を計上しています。なお、本年度の新規採用予定者は5名となります。予算書の143ページをごらん願ひます。

143ページは、給与費明細書となります。1特別職です。本年度、長等が3人、議員11人、その他の特別職282人で、合計296人分の報酬や給料、共済費など、総額1億1,497万3,000円を計上しています。その他の特別職減の主なものは、参議院選挙に係る立会人と国勢調査員の減によるものです。

次に、144ページ、2一般職です。(1)総括です。本年度の職員数については、一般職の常勤職員とフルタイム会計年度任用職員の数となります。本年度は前年度から1人減の96人です。括弧内の32人は暫定再任用職員及びパートタイム会計年度任用職員を示しており、前年度より1人の減です。なお、給与費、共済費については、一般職の常勤職員、暫定再任用職員及び会計年度任用職員の総額となり、8億4,985万4,000円です。下段、職員手当の内訳につきましては省略させていただきます

ます。

次に、145ページ、ア会計年度任用職員以外の職員です。この表は、一般職の常勤職員についての表となります。本年度の職員数は前年度から1人減の95人です。括弧内の1人は暫定再任用職員を示しており、1人減となります。なお、給与費、共済費については、一般職の常勤職員及び暫定再任用職員の総額となり、7億7,596万1,000円です。下段、職員手当の内訳につきましては省略させていただきます。

次に、146ページ、イ会計年度任用職員です。本年度の職員数はフルタイム会計年度任用職員が1人、括弧内の31人はパートタイム会計年度任用職員の数となります。なお、給与費、共済費については、会計年度任用職員の総額となり、7,389万3,000円です。下段、職員手当の内訳につきましては省略させていただきます。

次に、147ページ、(2)給料及び職員手当の増減額の明細です。給料については343万1,000円の増額で、その事由につきましては、給与改定、昇給及び昇格の影響によるものです。

次に、148ページ、職員手当は99万2,000円の増額で、期末勤勉手当の制度改正等の影響による増が主な要因です。149ページから152ページにかけては、職員1人当たり給与、初任給、級別職員数、級別の基準となる職務、昇給などについて、それぞれ前年度と比較して記載をしておりますので、後ほど参考にごらん願います。

次に、153ページ、オ期末手当・勤勉手当については、支給率は、国の制度に準拠し、前年度との比較で、年間0.05か月分引き上げています。カ定年退職及び応募認定退職に係る退職手当は、勤続年数毎の支給率で、全て国に準拠しています。なお、早期退職に伴う加算率につきましても国に準拠しています。キ特殊勤務手当、クその他の手当につきましては、参考としてごらん願います。

続きまして、関連議案、議案第9号及び第10号の説明を行います。議案書をごらん願います。

それでは、議案第9号及び議案第10号の2議案につきまして御説明を申し上げます。

初めに、議案第9号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明を申し上げます。はじめに、改正の概要について申し上げます。

今回の改正は、農業委員報酬の支給について、国からの農地利用最適化交付金を活用するためには、地方自治法第203条の2第5項に基づき、農業委員の能率報酬について、条例で定める必要があることから、所要の改正を行うものでございます。

それでは、別途配布してございます、議案第9号資料 新旧対照表をごらんください。左側が改正後、右側が改正前、下線の部分が改正箇所でございます。

別表中の報酬額について、第2項農業委員会会長の月額を基本報酬24,400円に、会長職務代理の月額を基本報酬19,200円に、委員の月額を基本報酬18,400円に改め、また、会長、会長代理、委員、それぞれの報酬額に、能率報酬とし

て予算の範囲内で町長が定める額を加えるものです。次ページにまいります。

附則として、この条例は、令和8年4月1日から施行する。

なお、別表中の能率報酬の額につきましては、農業委員報酬基準要綱において規定し、基本報酬と能率報酬の合計額が現行の報酬額と同額となります。

以上で、議案第9号の説明を終わります。

次に、議案第10号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。はじめに、改正の概要について申し上げます。

今回の改正は、令和7年人事院勧告により、国家公務員に対する改正給与法が成立されたことを受け、令和8年4月1日からの施行分として、通勤手当の額及び退職者の月例給与の支給などについて、所要の改正を行うものでございます。

それでは、別途配布しております、議案第10号資料 新旧対照表をごらんください。左側が改正後、右側が改正前、下線の部分が改正箇所です。

第8条は、俸給の支給方法に関する規定で、退職職員の月例給与を日割支給とするものです。

次に、第10条の4第2項は通勤手当に関する規定で、第1号は、引用条項の整理を行うものです。

第2号は、次ページにかけまして、通勤手当の額について、支給単位期間につき、66,400円を超えない範囲内で、自動車等の使用距離の区分に応じて規則で定める額とするものです。

2ページから3ページにかけて、第3項を第4項に改め、第3項は、自動車等を使用する職員が駐車場を利用する場合、駐車場利用料金を通勤手当として支給するものとし、第1号では、支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で、1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として、規則で定める額に改めるものです。

次に、第4項から第7項までについては、1項ずつ繰り下げを行うものでございます。

次に、第16条は期末手当の規定で、文言の整理を行うものです。

次に、次ページにかけて、別表第5、医療職給料表（三）は、保健師に適用する給料表を医療職（三）から行政職（一）に改めるため、別表下段の保健師の文言を削除するものです。

次に、別表第6、行政職給料表（一）等級別基準職務表の表中、職務の級2級に保健師の職務を加えるものです。

次に、次ページかけて、別表第9、医療職給料表（三）等級別基準職務表の表中、職務の級2級から4級までの保健師の職務を削除するものです。

最後に、附則として、この条例は、令和8年4月1日から施行する。

以上で、議案第9号及び議案第10号の説明を終わります。

**家塚委員長** それでは、説明が終わりましたので質疑を行います。（なしの声）

ないようですので質疑を終了いたします。

次に、総務費、諸費から、監査委員費について審査を行います。同時審査として、ふれあい館管理費の説明についてもあわせてお願いをします。

**総務課長** それでは、予算書の57ページになります。

10目諸費、本年度予算額636万8,000円。説明欄、防犯対策推進事業として294万3,000円。ここでは、18節負担金補助及び交付金で街路灯等補助金などを計上しています。

次に、次ページにかけて、行政区長活動経費として222万5,000円。行政区長・町内会長への報酬及び費用弁償を計上しています。

次に、総合賠償補償経費として61万7,000円。人口をもとに算出する全国町村会総合賠償補償保険料を計上しています。

次に、諸経費として58万3,000円。各種団体等への負担金、諸会議負担金を計上しています。以上です。

**まちづくり課長** 続きまして、同じく58ページ下段をごらんください。

11目総合計画費、本年度予算額515万1,000円。説明欄になります。総合計画策定事業では、第7期総合計画の策定作業を進めるため、審議会開催に係る経費、町民・企業アンケート調査や町民ワークショップ実施結果の分析など、基本構想策定に係る総合計画策定支援委託料の経費として、503万2,000円を計上しています。

次に、行政評価システム事業では、行政評価委員会の開催経費として、委員8名に係る報酬等11万9,000円を計上しています。以上です。

**税務課長** 59ページ下段になります。

2項1目税務総務費、本年度予算額2万6,000円。税務総務経費では、固定資産評価審査委員会の開催に要する経費として、委員3名に係る報酬及び費用弁償を計上しています。次ページになります。

2目賦課徴収費、本年度予算額2,721万9,000円。町税等徴収業務事業では、徴収業務に係る経費として、16万7,000円を計上しています。

次に、租税教育事業では、子どもたちが税の知識や役割を正しく学ぶ機会として、小学6年生及び中学3年生を対象とした租税教室、小学5年生を対象とした標語コンクールの実施に要する経費として、2万2,000円を計上しています。

次に、賦課徴収経費では、町税の賦課徴収業務全般に係る経費として、2,703万円を計上しています。12節委託料で、令和9年度の固定資産の評価替えに資するため、路線価鑑定評価業務に495万円、既存システムの販売終了に伴う家屋評価システム更新に379万5,000円、税制改正などに対応するための基幹系システム改修に661万6,000円を計上しています。22節償還金利子及び割引料では、過年度還付金及び加算金300万円、基幹系システム譲渡事業償還金217万5,000円を計上しています。以上です。

**住民課長** 62ページになります。

3項1目戸籍住民基本台帳費、本年度予算額1,762万9,000円。説明欄、戸籍住民経費では、次ページにかけまして、戸籍、住民基本台帳、マイナンバーカード関連事務などに係る経費を計上しています。増額の主な理由は、戸籍システム及びコンビニ交付システムにおいて、旧姓記載のためのシステム改修によるものです。以

上です。

**総務課長** 次に、63ページ下段、4項1目選挙管理委員会費、本年度予算額29万8,000円。説明欄、選挙管理委員会運営経費として、次ページにかけて、委員4名分の報酬、費用弁償及び任期中1回の委員研修に係る費用を計上しています。

次に、2目知事・道議選挙費、本年度予算額532万3,000円。説明欄、知事・道議選挙事業として、次ページにかけて、来年4月に予定されている知事・道議選挙に係る一連の経費を計上しています。

次に、参議院議員選挙費については、皆減です。以上です。

**まちづくり課長** 続きまして、65ページ中段をごらんください。

5項1目統計調査費、本年度予算額53万9,000円。説明欄になります。統計調査経費では、定期的を実施する5つの法定受託統計調査に係る経費を計上しています。なお、減額の主な理由につきましては、前年度計上した国勢調査に係る調査員報酬等の減額によるものです。以上です。

**議会事務局長** 同じく、65ページ下段をごらんください。

6項1目監査委員費、本年度予算額144万1,000円。監査委員運営経費では、次ページにかけまして、監査委員2名の報酬、会議負担金などの経費を計上しています。以上です。

**総務課長** それでは、同時審査分の説明を行います。予算書につきましては、98ページになります。

5款1項5目ふれあい館管理費、本年度予算額3,574万1,000円。説明欄、ふれあい館管理経費として、次ページにかけて、夕張太ふれあい館の燃料費、光熱水費、管理清掃業務2名分に係る委託経費をはじめ、管理運営に必要な経費を計上しています。前年度との主な相違ですが、14節工事請負費で、施設の屋根・外壁塗装などの改修工事に伴い増額となっています。以上です。

**家塚委員長** それでは、説明が終わりましたので、質疑を行います。

**佐藤委員** 57ページの防犯対策推進事業、その中で、今年もいろいろなところで、高齢者の特殊詐欺ということで報道がありました。分かる範囲で教えていただきたいんですけども、本町でどのぐらい現状把握されているのかということと、それに対して対策はどのようにしているのかも教えてください。

**住民課長補佐（環境交通担当）** 特殊詐欺についての現状把握についてということでお答えいたします。本町の特殊詐欺の発生状況につきましては、個別の件数につきましては非公開ということになっておりまして、町としての件数の把握はしてございませんが、栗山警察署におきましては相談件数として把握をしてございます。なお、道内における特殊詐欺の認知件数や栗山警察署管内における相談件数は、増加傾向にあります。本町においても、先ほど佐藤委員がおっしゃられたように、昨年も音声ガイダンスによる不審な電話がかかってきており、特殊詐欺による被害が懸念されることから、栗山警察署、また、関係機関と連携を図りまして、迅速に町防災無線や公式LINEによる注意喚起を複数回行っております。また、南幌町生活安全推進協議会と栗山警察署とも連携しまして、詐欺による町民の被害防止を目的としまして、キャ

ベッチくん詐欺注意ステッカーを今回作成しまして、今月の広報に折り込みをさせていただきまして、町民の詐欺に対する意識向上についての啓発を図ったところでございます。今後の対策につきましては、引き続き、栗山警察署、南幌駐在所及び栗山地区の防犯協会が毎月発行しております広報紙、地域安全ニュースですけれども、それによる情報提供をはじめとする町防災無線、また、町公式LINEによる注意喚起を適切に行うなど、栗山警察署及び関係団体と連携を密にしまして、今後も町民への防犯意識の向上に努めてまいりたいと考えております。以上です。

**佐藤委員** 御説明ありがとうございます。今いろいろな形で対策をとられているというお話をお聞きしました。先日、栗山警察のホームページなどを見ますと、昨年11月、南幌の高齢者宅に息子を名乗る男が300万円を要求してきたという、そういう報道が携帯でも簡単に見られるようになってきているんですね。それで、個別のそういう案件は分かりませんという話でしたけれども、そういうところで住民の中には情報がどんどん入ってきているわけです。実際に南幌の高齢者の方に聞いても、被害があったとしても名乗らないと。名乗るのは恥ずかしいから名乗らないという話も聞いたことあるんですね。そういう部分では、やはり言わないだけで、水面下でいろいろな被害に遭っているかどうか分かりませんが、南幌町にもそういう形で、特殊詐欺とかいろいろな被害のそういう手は入ってきているのかなとは感じております。それで、今、全国の自治体で、これは費用がかかりますので、できるかどうか分からないんですけど、迷惑電話防止つきの電話があるんですけど、購入補助をやったり、また後づけでつけられるような自動通話録音機の無償貸与というのが、各自治体でやっているところもございます。そういう部分も考えて、今後、高齢者がどんどん多くなっておりますし、また、なかなか把握できないなという部分もあると思いますので、被害を防ぐためにも保健福祉課と連携して、こういうことを考えながら、ぜひやっていただきたいと思うんですけども、そのことに関して何かお話があればお願いします。

**住民課長補佐（環境交通担当）** 今、委員がおっしゃられましたように、全国の自治体ではいろいろな詐欺防止に関する対策をとられているかと思っております。その中で先ほどおっしゃられた迷惑防止電話等もあろうかと思っております。そういった先進地で行っている詐欺防止対策について、我々のほうももう少し調査をしまして、先ほどおっしゃられました保健福祉課とも連携を図りながら、今後どのような対策をとっていけば効果的なのかを含めて、検討してまいりたいと思っております。以上です。

**家塚委員長** ほかにありませんか。

**西股委員** 98ページのふれあい館の管理経費の中ですが、先般の夕張太で行った議会報告懇談会で、ふれあい館の利活用として、簡単な行政サービスくらいは受付できるような体制というのは組めないだろうかというような住民からの声があったわけなんですけど、申請の関係ですとかそういうところを、ふれあい館のほうで受付をできるような体制ということを検討していただきたいなと思うのですが、これに対する考え方をお聞きしたいと思います。

**総務課長補佐（財務担当）** 今御提案がありました、申請手続き、簡単な行政サー

ビスの提供、また、役場の出張機能的なものをというところですが、行政手続における個人情報の取り扱いの部分ですとか、職員の配置など、体制面の課題もあることから、現時点において当該施設での窓口機能を設けることは想定していないところでもあります。ただ、本町ではマイナンバーカードを利用した証明書のコンビニ交付サービスを実施しておりますので、近隣にありますセイコーマートにおきましても、住民票の写しや印鑑登録証明書など各種発行の手続きが可能となっております。こうしたサービスをぜひ利用いただければと考えております。以上です。

**西股委員** 今の内容ですと、やはりちょっと難しいかなというような回答だったんですけれども、やれる方法というのは何かないんでしょうか。例えば、ボックスを置いてその中に投函していただいて、週に1回取りに行くだとか、そういうような個人情報を保護する面であればそういう形もとれるだろうし、何とか簡単なものであれば申請関係ですとか、アンケートに答えるものが、届けないとならないものがあったりする部分だとか、そういうものがあれば、簡単なものはできるのかなと思うのですが、難しいものはやはり庁舎に行かないとならないけれども、できれば週に1回くらい回収していく中でできないだろうかというのは、地元の方のお願いです。そこらのところをちょっと検討していただければなと思います。

**総務課長補佐（財務担当）** ただいま御提案あったとおりですけれども、内部のほうでも検討しまして、さすがにいろいろな書類の申請関係というのは、多岐にわたります。情報も、その場で調べないとなかなか回答できない、もしくは対応できない部分が多くあります。今おっしゃられたような、例えば、アンケートみたいなものであれば、対応も可能なのかなと思うんですけれども、ちょっとその辺も含めて検討させていただきます。以上です。

**家塚委員長** ほかにありませんか。

**熊木委員** ちょっと2点伺いたいんですけれども、今の関連で、ふれあい館の管理経費のところ、今、西股委員が質問されましたけれども、私もこの間の議会報告懇談会の中で、住民の方から出された意見で、例えば申請のところ、いろいろ生涯学習センターでやっている事業の申し込みとかするのに、申請をするために夕張太から教育委員会まで行って、その申請を受けて、また終わって戻すときにもまた行くという形で、免許があるうちはそういうこともできるけれども、だんだんそういうことも難しくなると。それで、申請してそれを許可をもらうだけだったら、もっと簡単な方法があるのではないかというような意見でした。それから住民の方は連絡便、その表現が正しいかどうか分からないですけれども、何かそういう形で、役場のほうから1週間に1回でも行って、そういうものを回収してくるとか、そういうことができないかということで、それは検討に値すると思うんですよね。それから管理人が今、夕張太ふれあい館にはいらっしやるので、その辺の役割分担とか何かそういうところも持ってもらおうとか、そういうようなこともぜひ検討して行ってほしいなと思います。これは、ちょうど今、ふれあい館が改修するということなので、やはりその中で、もっと住民に使いやすいような施設に改修していくということが1番いいと思うんですよね。それでなくても、やはり夕張太は高齢化、どこも高齢化はあるんですけれど

も、いろいろ商店がなくなった、ガソリンスタンドがなくなった、学校がなくなったといろいろマイナスイメージというか、なくなるばかりで自分たちの生活が本当に大変になっているということがあるので、そここのところにやはり役場として、もっと寄り添っていくということがいいのではないかなと思うので、そこは答弁今すぐはできないかもしれないんですけども、検討をしてほしいと思いますし、この改修に向けて、ぜひそういう方向を出してほしいと思います。それが1点です。

もう1点は、57ページの防犯対策のところ、町内の夜間の道路が暗いというのが、町内外の人から聞かれます。それで、町内会へLEDも含めて防犯灯の補助がありますけれども、一度やはり全町の、夜の団地内の状況とか、それからバス停からのあたりとか、バス停とかは電気とか付いているかもしれないんですけども、その辺をぜひ点検とか必要ではないかなと思うんですけども、それについてちょっと伺います。

**総務課長補佐（財務担当）** ただいまのお話で、役場に来なくても申請の関係が提出できるようにといった部分であれば、ちょっと個人情報等も絡まないのかなというところもありますし、ただ、現状としてふれあい館と役場に対して定期便的に人がしょっちゅう行き帰りをするというところをやっておりませんので、その辺も含め、どの辺が対応可能なのかというところを検討していきたいと考えています。以上です。

**住民課長補佐（環境交通担当）** 2点目の防犯灯の全町点検に関する御質問にお答えいたします。町では行政区、町内会において、維持管理をお願いしております、防犯灯の電気料金及び修繕料に対する補助を行っております。また、新たに防犯灯を設置する際にも、設置費に対する補助を行っております。また、LED灯に交換する場合は、2分の1以内の補助を行っております。なお、毎年10月に開催しております行政区長会議におきまして、次年度における防犯灯の新規設置及び修繕に係る要望調査というのをしております。そこで取りまとめを行っているわけですが、したがいまして今後も、行政区、町内会において、防犯上、夜間暗いところですか、そういったところがございましたら、要望調査で出していただきまして、御相談いただいた上で、次年度に設置する方向で取り進めてまいりたいと考えておりますので、そんな形で今後も進めていきたいと考えております。以上です。

**家塚委員長** ほかにありませんか。（なしの声）

なければ、質疑を終了してよろしいですか。（はいの声）

それでは、質疑を終了いたします。これで、午前中の審査が終わりましたので、午後1時まで休憩といたします。

（午前11時45分）

（午後1時00分）

**家塚委員長** それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

次に、審査順序の3番目、第3款民生費について審査を行います。あわせて、関連議案1議案がありますので、説明をお願いします。

**保健福祉課長** 予算書66ページをごらんください。

3款1項1目社会福祉総務費、本年度予算額8,184万2,000円。社会福祉協議会運営補助事業では、福祉事業経費と事務局職員の人件費に対する一部補助金、45万8,000円を計上しています。

高齢者事業団運営補助事業では、事務局職員の人件費に対する一部補助金、214万8,000円を計上しています。

民生委員児童委員活動経費では、協議会委員22名分の活動支援補助金など226万7,000円を計上しています。

国民健康保険特別会計繰出金では、詳細について特別会計予算で説明いたしますが、一般会計からの繰出金として7,598万8,000円を計上しています。

避難行動要支援者避難支援事業では、管理システム保守及び地図データ使用に伴う費用、23万5,000円を計上しています。67ページ下段から68ページをごらんください。

社会福祉総務経費では、行旅病死人に係る経費、社会福祉関係団体への負担金、戦没者追悼式の開催に対する経費、74万6,000円を計上しています。

2目障がい者福祉費、本年度予算額4億4,357万6,000円。地域生活支援事業では、障がいのある方への福祉サービスや相談事業、障がいのある方への理解促進を図るための啓発などの経費895万4,000円を計上しています。69ページ下段から71ページをごらんください

福祉ハイヤー利用料金助成事業では、障がいのある方の外出支援を目的に、初乗り運賃の助成経費、72万円を計上しています。

人工透析患者等通院交通費助成事業では、透析療法で町外へ通院されている方と、北海道が定める特定疾患受給者証を受けて定期的に通院されている方に対し、交通費の助成経費40万円を計上しています。

精神保健福祉事業では、自殺予防対策として、こころの健康相談やこころの健康づくり講演会、命のふれあい交流事業等に係る経費、36万円を計上しています。

障がい者自立促進交通費助成事業では、福祉的就労や自立促進を目的に、障がい福祉サービス事業所へ通所されている方への交通費一部負担48万円を計上しています。

難聴児補聴器購入助成事業では、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度中等度の難聴がある児童の健全な発達を支援するために、補聴器購入費等を助成する経費15万9,000円を計上しています。

障がい者福祉経費では、主に障がい者の就労支援や生活介護、補装具の支給などの自立支援給付事業及び相談支援事業などに係る経費、4億3,250万3,000円を計上しています。72ページから73ページをごらんください。

3目高齢者福祉費、本年度予算額1億5,900万6,000円。高齢者在宅支援事業では、緊急通報装置設置事業、除雪サービス事業並びに屋根雪下ろし助成事業に係る経費と高齢者安否確認システム運用業務に係る経費696万6,000円を計上しています。

高齢者安否確認システム運用業務、通称マゴコロボタンの設置状況は、75歳以上の1人暮らし高齢者に43台設置しており、本年度においては追加希望者の機器分と管理システム利用料及び通信料を計上しています。

老人クラブ助成事業では、町内の17の単位老人クラブと老人クラブ連合会への補助金、84万1,000円を計上しています。

介護保険特別会計繰出金は、詳細について特別会計予算で説明いたしますが、一般会計からの繰出金、1億4,522万7,000円を計上しています。

高齢者福祉経費では、主に養護老人ホーム入所経費など、597万2,000円を計上しています。73ページ中段をごらんください。

4目地域包括支援センター事業費、本年度予算額340万6,000円。地域包括支援センター事業では、介護予防サービス計画作成などの経費を計上しています。以上です。

**住民課長** 次に73ページの下段をごらんください。

5目重度心身障がい者福祉費、本年度予算額1,968万4,000円。説明欄、重度心身障がい者医療費助成経費では、次ページにかけまして、重度心身障がい者の医療費の一部助成に係る経費を計上しています。道の補助率は2分の1で、実績を考慮して計上しています。

6目ひとり親家庭等福祉費、本年度予算額497万円。説明欄、ひとり親家庭等医療費助成経費では、ひとり親家庭等の父親、母親及び子どもの医療費の一部助成に要する経費を計上しています。道の補助率は2分の1で、実績を考慮して計上しています。

7目後期高齢者医療費、本年度予算額1億9,129万1,000円。説明欄、後期高齢者医療事業では、76ページにかけまして、本町が一般会計で負担すべき広域連合への療養給付費負担金、保険料軽減措置に係る公費負担分と広域連合への事務費負担金の後期高齢者医療特別会計への繰出金のほか、後期高齢者健診委託料及び高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な事業に係る経費として、看護師の人件費や消耗品費などを計上しています。以上です。

**保健福祉課長** 76ページ中段をごらんください。

2項1目児童福祉総務費、本年度予算額4億7,665万8,000円。学童保育事業では、放課後児童指導員5名分の報酬と事業運営に係る経費、1,583万4,000円を計上しています。次ページ中段をごらんください。

早期療育事業では、発達に心配のある乳幼児などを支援する事業経費、46万5,000円を計上しています。次ページをごらんください。

児童生徒等医療費助成事業では、小学生から高校生までの医療費全額助成の経費として、2,153万5,000円を計上しています。

児童福祉総務経費では、子ども・子育て会議、すきやき隊活動事業、乳幼児等医療助成事業、障がい児支援給付事業などに係る経費、1億3,339万円を計上しています。79ページ中段をごらんください。

認定こども園等施設整備事業では、学校法人柏学園が2か年で学童保育を併設した

幼保連携型認定こども園を建築整備するにあたり、本年度の町からの補助金3億543万4,000円を計上しています。

2目児童措置費、本年度予算額1億7,170万6,000円。児童手当支給経費では、高校生年代までの児童を対象に、支給金額を月額3歳未満は15,000円、3歳以上は10,000円、また、第3子以降は30,000円の加算分を計上しています。79ページ下段から80ページをごらんください。

3目保育所費、本年度予算額4億4,646万7,000円。保育所等運営補助事業では、いちい保育園と認定こども園みどり野幼稚園、町外の保育所・幼稚園等の施設給付や延長保育、一時預かり事業等の実施に対する補助金4億4,042万7,000円を計上しています。増額の主なものは、保育施設等給付費で、保育等施設希望者の増加によるもので、約2,700万円の増額です。また、本年度から開始する、こども誰でも通園制度は、4月からいちい保育園の一時預かり保育室において実施を予定しており、運営基準等を確認し準備を進めており、補助金と給付費合わせまして100万7,000円を計上しています。

保育士等就労支援事業では、対象になる保育士24人分の補助金、604万円を計上しています。80ページ下段から81ページをごらんください。

4目子育て支援費、本年度予算額1,515万6,000円。地域子育て支援センター事業では、いちい保育園への事業委託費として、880万7,000円を計上しています。

子ども・子育て支援事業では、子育て短期支援事業や子育て世帯訪問支援事業、ファミリーサポートセンター事業費の経費、132万3,000円計上しています。

病児・病後児保育では、施設管理等にかかる経費として、502万6,000円を計上していますが、より安心してお子さんを預かれる体制整備のため、人件費分の増額計上をしています。以上です。

続きまして、議案第12号の条例制定について御説明させていただきます。

それでは、議案第12号 南幌町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について御説明いたします。まずは、概要を説明させていただきます。

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備することを目的に、満3歳未満で保育所などに通っていない子どもを育てている家庭が、就労要件を問わず柔軟に利用できる新たな通園給付として創設された、乳児等通園支援事業、通称こども誰でも通園制度ですが、昨年12月の定例議会において、既に乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準が制定されたところですが、今回の条例制定は、事業者が給付を受けるために市町村から確認を受ける基準を条例で定めるものです。なお、市町村は内閣府が定める基準に準じまして、本事業の運営基準を条例で定めるものとしています。それでは、議案第12号をごらんください。

まずは、第1章 総則を説明いたします。

第1条趣旨は、子ども・子育て支援法の規定に基づきまして、本事業の運営の基準に関する必要な事項を定めるとしてしています。

第2条定義は、使用する用語は、内閣府令において使用する用語を用い、第3条の

1項から第5項では、一般原則を定めており、運営にあたり環境を整え、子どもの人権を尊重し、地域と家庭との密接な連携を行い、職員の研修や暴力団の排除の厳守を定めています。

第2章の第1節第4条では、利用定員に関する基準を定めており、第1項では1時間当たりの利用定員を、第2項では1か月当たりの利用定員を事業者が定めるものとしています。第2節では、運営に関する基準を定めており、第5条では、利用の提供前に、子どもと保護者の心身の状況及び養育環境の把握のため面談を行うこととし、面談の際に運営規定や重要事項の文書を交付、保護者の同意を得ることを定めています。

第6条から第12条までは、提供拒否の禁止、要請の協力、必要な援助、心身状況の把握、特定教育・保育施設との連携、提供記録を定めており、こちらの基準につきましても、児童福祉施設の運営で定められている基準と同様となっておりますので、説明は割愛させていただきます。

次に、第13条では、支払いについて定めており、事業者は法定代理受領の規定により、保護者から特定乳児等通園支援費用基準額の支払いを受けることができますとしています。また、保育の質の向上のため、必要と見込まれる費用で日用品、行事の参加費、食事に要する費用などは、基準額の差額に相当する範囲で保護者から支払いを受けることができますとし、保護者への説明や同意を得ることを規定しています。

第14条では、乳児等支給給付費の額の通知を行い、給付費以外の費用の支払いを記載し、通園支援提供証明書を保護者に交付しなければならないとしています。

第15条から第19条までは、特定乳児等支援の取り扱い方針、評価、保護者からの相談及び援助、緊急時の対応について、町への通知についてを定めており、いずれも児童福祉施設の運営と同様の内容を定めておりますので、詳細は割愛させていただきます。

第20条、運営規定については、前各条で定められた内容を運営規定として定めなければならないとしています。

第21条では、勤務体制の確保を定めており、職員の体制整備と研修の機会の確保を定めています。

第22条から第31条では、利用定員の厳守、運営規定等の掲示、平等の原則、虐待等の禁止、秘密保持情報の提供、利益供与の禁止、苦情解決、地域との連携、事故発生時の対応等を定めていますが、こちらにつきましても、同様の内容を定めておりますので、詳細は割愛させていただきます。

第32条では、会計の区分を定めており、この事業を他の事業の会計と区別しなければならないとしますが、第33条では、記録の整備を5年間保存しなければならないとしています。

最後に、第3章の雑則第34条では、記録等は書面に代えて電磁的記録により行うことができるとし、記録の方法等が定めています。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第12号の説明を終わります。

**家塚委員長** それでは、説明が終わりましたので、質疑を行います。

**星委員** 3点伺いたいですけれども、1点目ですが、予算書の67ページ、避難行動要支援者避難支援事業ですね。これちょっと、どういう内容か教えていただきたいなと思いました。

次に、予算書の79ページ、今、説明もあったんですけど、こども誰でも通園制度についてですが、3月の広報では概要が載せられていましたが、実際4月から運用していくにあたり、1日どの程度の人数を受けていくことになるのか、保育士は確保されたのか、その辺の状況ですね。始まるにあたって、準備のほうがかちんと大丈夫なのかという、今後の始まるにあたって準備の現状、進捗状況をお伺いしたいと思います。

あと1点、通告していなかったんですけど、この子ども・子育て計画支援の中に、こども誰でも通園制度が始まりますというのが計画の中に入っているんですけど、もし分かればいいんですけど、分からなかったらまた後ほど構いませんが、量の見込みと確保方策とか、計画の中に、8年度の中で、360という数字が出ていまして、それで、単位が人と日と書いてあって、それで360というのが、これどういうことなのかなと思ったんですけど、これ最初にお知らせしてなかったのも、もし分からなければ、後でも構いません。

あともう1つは、待機児童対策ですね。8年度、町としてどのように考えているのか、どのように進めていくのかお知らせしていただきたいです。あと、予算資料の81ページ、病児・病後保育事業で、説明では人件費の増額、昨年よりも240万ぐらい上がっているんですけど、より良い環境を整備していくという内容で理解したんですけど、どのような体制で、7年度と8年度で何が変わっていくのかということをお教えください。

**保健福祉課長補佐（福祉障がい・子育て支援担当）** まず、1点目の避難行動要支援者事業です。こちらは平成25年の災害対策基本法の改正に伴いまして、避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられたことによりまして、南幌町でもこちらの作成をしているところです。対象者は全員とは限らないです。障がいであれば、障がい者手帳1級、2級をお持ちの方であったり、知的障がい者、精神障がい者の方であったり、高齢者であれば、要介護認定3以上の方を対象としていることと、あと、北海道が把握している難病患者も名簿に掲載させていただいております。また、こちらの名簿につきましては、例年7月頃に状況が変わってきますので、名簿の更新等を行いまして、1人で避難できることが困難な方を名簿に掲載しているところです。以上です。

**子育て支援係長** まず、こども誰でも通園制度の定員ですけれども、1日3名です。保育士の確保はもういたしております。準備の状況ですけれども、3月19日開催の子ども・子育て会議におきまして、委員の皆様様の御審議を賜り、ここで認可の確認を行い、正式にいちい保育園に決定するという運びになっております。準備状況としては以上になります。

次に、計画の中の360の数字ですけれども、これは1日1人3名で、月10時間が上限ですので、3人掛ける10時間で、それが12か月ということで、360とい

う数字になっております。

次に、待機児童対策ですけれども、現在は7年度と同様に、近隣市町村への広域入所及び一時預かり事業を利用していただくなど、さらなる連携を図って進めていく所存でございます。

最後に、病児・病後児保育の人件費の増額の件ですけれども、今回説明にもありましたように、人件費相当分の増額を見込んでおります。ただ、理由としましては、病児・病後児保育を担当している職員の退職により、新たに専属として勤務していただく保育士資格を持った会計年度任用職員を雇用するためのものとなっております。また、現在国の基準に沿って、配置基準より1人で病児・病後児保育を担当していたところですが、運用上、弊害が生じてくることを考慮しまして、令和8年度からは2名体制により実施するため、主担当で保育を行う方とは別に、病児保育が入ったときにスポット的に入っていただける人の人件費相当分の予算計上をしているところでございます。以上です。

**星委員** 避難行動要支援者についてですが、分かりました、ありがとうございます。それで、もう1点教えてほしいのは、本当に自分で避難できない方が、もし実際災害が起きたとき、その方たちをどのように避難をしていく体制をとっていくのか。実際、何か連絡を受け、行政のほうが出向いて避難という形になるんだと思うんですが、その体制についてちょっと、実際に災害が起きたときの避難の実際の体制、このように避難をしてもらいますという体制をもう1点教えてください。

あと、こども誰でも通園制度1日の人数が3名ということで理解しました。1月10時間ということで、保育所も確保されているということで理解しました。待機児童に関しては、近隣の市町村とも連携を図り、もし空きがあれば、そこをお願いするという形をとっていきたいということで理解したんですが、これだと、まずは自分の市町村の園児を受け入れてから、空きがあるかどうか分かってくるので、今の現在の段階では、入れるか入れないかというのは、まだ多分分からないと思うんですが、その空き状況次第にもよると思うんですが、実際、現在いる待機児童の方たちが解消できない状態が予測されるかもしれないと思うんですね。そうなった場合、一時保育等を活用していただいてという話をされていたんですが、また、このこども誰でも通園制度のほうにも、もしもその要望が多く来た場合、1日3名という設定ですが、見ていただきたいという方が多く要望があった場合の対応とかそういうことが起きた場合の対応をお聞かせ願いたいと思います。

病児・病後保育は、理解しました。なので2点お願いしたいです。

**保健福祉課長補佐（福祉障がい・子育て支援担当）** もし災害が起きたときにどのような避難の体制をとるのかということの御質問だったかと思います。まず、こちらの名簿に登録されている方、同意いただいている方に関しましては、個別避難計画を作成しています。全員、個別避難計画を作成できている段階ではないんですが、まずどこに避難をして、どこの経路を通過して福祉避難所に避難するかというような、そういう個別避難計画を随時作成していますので、そこが完成した段階で御本人にも知らせたり、またこちらの名簿に関しましては、民生委員の方たちや消防とも情報を共有

させていただきます。それぞれの地区に誰が名簿に登録されているかというところが把握できておりますので、民生委員さんや消防の力もお借りしながら、災害が起きたときは避難できるようにしていきたいと考えています。以上です。

**子育て支援係長** 先ほどのこども誰でも通園制度のほうで預かっていただけないかということですがけれども、これは、こども誰でも通園制度というのは、子どもの成長のために預けるものでありまして、保育所に入れないからといって預けるその目的とはちょっと違うものですから、星委員がおっしゃるような預け入れはちょっとできない形になります。家の用事ですとか、就労で預けていただく場合は一時預かりになってしまいますので、このこども誰でも通園制度は利用できないという形になります。以上です。

**星委員** ありがとうございます。もう一度、再々質問させていただきたいんですが、要支援者の方の避難経路個別計画でされるということでは理解したんですが、やはり高齢者の方でも、本当に自力で私たち避難できるのかなと心配されている方が結構多いんですね。自主防災組織とかで、防災訓練の出前講座とかも受けるんですが、本当に自分たちこれでいざとなったら、できるだろうかという不安を抱いている高齢者の方が多くて、そういう方たちを実際に災害起きたときどうするという、私たちは走って逃げてということができるとは思いますが、高齢者の方はなかなかそうはいかないという不安を抱えていまして、やはりそういう不安にちょっと寄り添っていただきたいと思っているんですが、防災は総務課のほうでもされていますので、高齢者の方に対しての避難の不安というかそういう対処法というか、そういうものに対して、総務課と連携していく考えはあるのかどうかということをお伺いしたいです。

あと、もう1点のこども誰でも通園制度ですが、子どもが通園するための制度という、子どものためのところ、親が働いている働いてない関係なく、親の事情だとちょっと一時預かりになって、ただ、子どもがああいう中で過ごす時間を確保するための制度だというのは理解しているんですが、ただ、1日3人の中で例えば、7人要望が来たという場合は、何か優先制度があるのか、その辺ちょっとどういう対応をされていくのか、ちょっとまだ私もイメージできてない、実際始まってないのでもしかしたら質問の趣旨がちょっとかみ合っていないかもしれないんですけど、3人のところ、5人とか要望きたらどうするのかなということをお伺いしています。

**保健福祉課長補佐(福祉障がい・子育て支援担当)** 高齢者が自分で避難できない、御心配されている方がいるというようなことだったと思います。この名簿に載る方の基準というのは定めてはいるところですが、やはり高齢者包括系のほうと情報は常に共有させていただいております。おひとり住まいの方であっても、例えば介護認定が3以上ない方もいらっしゃいます。そういう方とかの情報を共有して避難行動の名簿に入れるか入れないかというような、情報共有は高齢者等はさせていただいています。また、防災のほうですけれども、介護の度合いとか障害のほうは、総務課とはあまり共有することはないと思ひまして、その避難経路が、例えばこういうところで大丈夫かどうかというところは共有はさせていただいてはいるんですけども、詳しい、この人がどうだろうというような内容のことにしましては、今は総務とは共有してい

ない状況です。以上です。

**子育て支援係長** 先ほどの、こども誰でも通園制度、もし3人の定員のところ5人来たらということですが、まだ実際に制度そのものが始まっていないこともありますので、どのくらいの申し込みがあるか分からないんですけれども、利用の決定は施設で行いますので、施設のほうで利用の多分早い順番で決めるのかどうかはちょっと分からないんですけれども、そのようになっておりますので、もしかすると利用できない方が出てくる可能性はあります。以上です。

**家塚委員長** ほかにありませんか。

**熊木委員** ちょっと重なるところもあるんですけれども、3点伺います。

1つ目は、高齢者在宅支援事業で、マゴコロボタンの設置状況は先ほど43台という説明でした。それで、今どのように普及されているのかということと、75歳以上独居家庭となっているんですけれども、何人かお話を聞くと、同居している人が仕事に行くと日中はほとんど1人だという方が、やはりこういう状態でも設置できないんだろうかという声が、もしかしたらあいくるのほうにも届いているかもしれないんですけれども、その辺の拡大というか、そういうのは考えているかどうかということについて1つ伺いたいと思います。それから、令和8年度はこの今43台ですけれども、何台ぐらいまで目標を持っているのか、それを伺います。

2つ目は、学童保育事業ですけれども、南幌児童会の予想人数というか、現在令和7年は何名で、今やはりどんどん子育てのそういう方が引っ越してきているので、増えると予想されると思うんですけれども、その場合何名まで入れるのかということと、あとこれは来年度令和9年度ですけれども、新しく施設ができて移行するというのにあたって、現在の指導員がどういう形になるのかということについては検討とかされているのかどうか。それを伺います。

もう1つは、先ほどの待機児童の関係ですけれども、昨年3月の予算委員会的时候は、待機児童ゼロという報告だったんですよね。そのあとずっと増えていったと思うんですけれども、その7年度の中で待機児童は解消されたのかということと、現在、待機児童はいるのかということをお聞きしたいです。先ほどは、他市町と連携をして、空いているところに入れてもらってということと一時預かりをということだったんですけれども、その辺はどういう見通しを持っているのかなということで、この3点お願いします。

**高齢者包括係長** まず1点目の高齢者在宅支援事業、マゴコロボタンについて説明いたします。マゴコロボタンの設置状況については、現時点で申請者46名、設置者が43名、取り下げたものが3名となっています。取り下げた方の理由といたしましては、設置の前に、家族と毎日電話をしているので必要がないと思ったということで1名、また、認知機能低下もあり、ボタンを押すことが難しくなったこととあわせて、シルバーハウジングに転居し、毎日の見守りが可能となったためということで1名、最後に、御家族と同居することとなったためということで1名の方がいらっしゃいました。普及についてですが、対象者への個別通知、広報、ホームページ、新聞、各老人会やカフェサロン等にて周知を行っております。当初、申請を受け付けた7月から

8月以降についても随時相談の中で、こちらからお勧めしたケースや、またホームページに掲載しておりますので、御家族がマゴコロボタンを知り、御家族の勧めで申し込む方がいらっしゃいました。

日中1人になる高齢者への拡充についてですが、マゴコロボタンは毎朝1回ボタンを押してもらい、押したことを午前中職員が確認し、安否確認をするものになります。そのため、御家族と同居され、御家族が仕事でいない日中に1人になる高齢者であれば、マゴコロボタンと同様に、朝のうちに御家族による安否確認は毎朝行えるため、日中1人になる高齢者への拡充は、現時点では考えておりません。

令和8年度の目標についてですが、現状50台こちらで保有しており、令和8年度予算として20台追加予算を見ておりますので、70台を目標に考えております。以上です。

**子育て支援係長** まず、学童保育事業の御質問ですけれども、令和8年度の入所予定人数は、現在のところ136名となっております。昨年と比較しますと、令和7年4月1日時点が124名ですので、12名の増となっております。令和9年度における指導員の雇用ですが、柏学園の体制がこれから決まってしまうので、現在の会計年度任用職員の意向を踏まえ、すり合わせを行いながら、お互いの意向を尊重できるように進めてまいりたいと考えております。

次に、待機児童の関係ですけれども、R7の待機児童数は、現在23名おまして、そこは解消されておりません。やはり年度途中で育児休業明けでお申し込みの方がいらっしゃいますので、7年度末は23名ということになっております。現在の令和8年の待機児童数ですけれども、本日現在は36名となっております。ただし、広域入所の申請中の方が10名おりますので、その方たちの入所が決定しましたら、待機児童数はこれよりは減少する見込みとなっております。待機児童数の内訳としましては、1歳児が17名、2歳児が9名、3歳児が3名、4歳児が7名となっております。以上です。

**熊木委員** まず1番のマゴコロボタンについて、令和8年は70台を目標にということでした。それで、お聞きした日中1人になるという方。それは朝に家族がいらっしゃるの、このマゴコロボタンのこれには合わないということですが、私が知っている方は、朝も早く札幌に仕事に行ってしまうので、ほとんど1人のような暮らしで夜帰ってくるという状況なんだというんですよね。そういうときに、やはりせっかくこういう新しい新規事業をつくったので、もう少し広げて利用してもらおうというほうが、未然に事故とかを防ぐということになると思うんですよね。その辺でもう少し考えていただけないかなと思います。もし、それ検討とかできるのであれば、御回答ください。

それから、学童のことについては、人数のことも分かりましたし、今後すり合わせを行っていくということなので、新しい施設になって、全て今までの人がこう変わるということでは、やはり子どもも不安があると思うんですよね。ですから、今まで慣れた人で移行していくというのがすごくベストではないかなと思うので、その辺は、まだ令和9年ですけれども、中間でも何かそういうことがあったら報告とかお願いし

たいなと思います。

それから、3番目の待機児童について、今人数を聞いて、予想をはるかに超える人数だなと思いました。それで、令和7年も解消されていなかったということで、先日、私のところにある報道関係のところから電話が来ました。それで南幌が待機児童がすごく多いということで、そういう声がどのような形で行ったのか分からないんですけども、ちょっと話を聞かせてほしいということだったんですけども、今回ここでもお聞きしようと思っていたので、その報道の取材は受けませんでした。それで、何人か申し込んでいるんだけれども、全然駄目なんだよねというような方の話を間接的にですけども2人ぐらい聞いています。その1人の方は、やはり家を新築して、自宅でサロンとかやっているようなんです。ですから、仕事の予約を受けて、その間子どもを遊ばせながらいるということだけけれども、それが間接的に聞いたところ、同じような形で申し込まれた方が、入園できて、自分はいつまでも入園できないというような、そういうような不満の声が漏れていって、その報道というところに行ったのかなと推測されるんですよ。それで、待機児童は申し込みして、先着順なのか、その年齢の、例えば1歳児の所で今17名というところで、そこで今1人空きが出たので、その1歳を申し込んでいる人が該当になるというようなことだろうと思うんですけども、その辺について、先ほど、他市町との連携とか一時預かりという以外に何か方法はないのか。このままいくと、いつまでも申し込んでも全然、1年も待ったというような形に、極端に言ったら、この人数からいうようになっていくのではないかなと思うんです。それで、子育て支援もすごく大きく、人口増のためにうたっているいろいろなことが、やはり悪評とか何かそういう形でなっていくのはちょっと困るのではないかなと思うので、その辺の対策もし講じているものがあれば、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

**保健福祉課長補佐（健康づくり・高齢者包括担当）** 貴重な御意見ありがとうございます。マゴコロボタンは包括支援センターのほうで、御要望のあった方のおうちを回って、現状43名の方に御意見いただきながら日々運用を図っているところです。まず、町としましては、75歳以上で、おひとり暮らしで何らかの生活の不安を抱えている方がまだ実際いると思いますので、担当としては、まずそのおひとり暮らしの方から優先をして、もしや必要でありながら、まだ設置に至っていない方もいるのではないかとということで、優先順位としてまずは独居の方からと思っています。ただ、委員のほうに町民から声も届いているということをお聞かせいただきました。あいくるには、同様の相談はまだ届いてはいないんですが、担当としては、町民の声に耳を傾けながら、また、情報を集めながら浴えるようにしていきたいと思っています。以上です。

**子育て支援係長** まず、先着順かどうかということですけども、先着順ではございません。入所基準の表に当てはめて、空きが出れば御案内するというような形になります。以上です。

**保健福祉課長補佐（福祉障がい・子育て支援担当）** 付け加えて、私から説明させていただきます。先ほどお話しされました、南幌町子育て支援の町ということで、悪

評というか、悪い評判が出ているというお話でした。もちろん保健福祉課のほうにも、入れないんだけど、どうしたものだろうかというようなお問い合わせ、また直接、保護者の方がお見えになって、お話を聞かせていただいております。確かに御迷惑おかけしているなというところを感じております。その中で、今、子育て支援係長が言った基準に沿って、まず、入所の優先をしていくのと、やはり先ほど言った年齢、どのお子さんがどの年齢でというところもありますので、その年齢が空いたところに入っていただくということになりますので、そのお子さん同士が同じ年齢であるかないかもちょっと分かりませんので、今のところ何とも言えないんですけど、まず年齢のところでは空いたところに待機児童を入所していただくというところだと思うんです。また、ファミリーサポート事業というのがございます。今お話しされていた方であれば、御自宅で仕事をして、その間見ていただくということになりますと、ファミリーサポート事業というのを利用できるのではないかと今感じておりました。そういった、もしかしてファミリーサポート事業の周知がなかなか行き渡らなくて、その方に届いていないという部分もありますので、ファミリーサポートの周知とかもしながら、なるべく待機児童にはなってしまうんですけど、お仕事できるようなところでの手助けとして、取組させていただきたいなというところは感じています。以上です。

**熊木委員** ありがとうございます。マゴコロボタンについては、75歳独居ということでスタートしているので、なかなかまだそれに漏れている方もいるかもしれないということで広げられないということでしたよね。その声が届いていないということだったので、私も聞いた人には直接あいくるのほうに相談してはということ再度言ってみますけれども、やはり臨機応変にというか、そういう独居ではないけれどもほとんど独居のような方はいらっしゃるんですよ、すごく。それで一緒に暮らしていても、結局、札幌に朝から行って夜に帰ってくるという人、それからまた、親がそういう状態なので、仕事をやめて近くに仕事を探して戻って来られた方もいます。だからいろいろな方がいるんですけど、せっかくそういう良い事業を始めて、やはり多くの方にそれを利用してもらって、その利用した上で、こういうところがすごくよかったという声とかを広報とかでも知らせることによって、そっか南幌町はこういう福祉事業やっているんだということも広がると思うんですよ。それを今後もぜひ取り組んでほしいなと思いますので、要望します。

それから、学童については分かりました。あと、待機児童ですけども、どうしても低年齢児というか、1歳、2歳というところは増えているし、小さな子どもを預けて仕事をしたいという方が多いかと思うんですよ。それでこの人数になっていると思うんですけども、私も一時預かりというところで、ファミサポとなかなか結びつけて考えられなかったところもあったので、それを本当に広めて、一時的にでもつなぎでというか、そこを活用して、待機児童をゼロになるように、ぜひ取り組んでいただきたいなと思います。1歳児、2歳児はやはり定員の枠が決まっていて、たくさんは預けられないので、だからそこで待機児童が多く発生するのは仕方がないことなんですけれども、何とか解消できるように、さっき悪評が立っていると言ったのは、

それはそういう意味ではなくて、やはりそういう声がどこからか聞いて、私のところにそういう報道のところから電話来たということなので、それが大きく広がったら困るなというのはすごく自分でも思っているの、だからそういう、例えば、その取材を受けるようなことになっても、中途半端なことは言えないですし、やはりしっかり町のほうのことも聞きながらと思っています。ただ、お母さん同士が新しく来た方で自分の家で事業をやっている人とかが、その口コミで、まだ入れないということが、広まっていくことが怖いと思うんですよね。それで、こういう形で取り組んでいる、それからファミリーサポート事業も広報にも載っていますけれども、それを繰り返し載せることによって、そっかそういうのが活用できるんだとなれば、少しは解消につながるのかなと思うので、その辺を引き続き取り組んでいただきたいと思います。

**家塚委員長** ほかにありませんか。

**西股委員** 2点伺います。1点目は、ちょっと通告はしてないんですが、待機児童の関係だったんですが、近隣との連携を行ってきますという話を聞いているんですが、近隣の状況は今どのようになっているんだろうかと。空き状況ですとかそういう状況ですね。それが分かるのはいつぐらいになるんだろうかという部分を教えていただきたいのと、それと、72ページの高齢者の福祉の関係ですが、介護のほうで聞こうと思ったんですが、ぜひ民生の中で聞いてほしいという声があったものですから、こちらに切り替えた中でやらせていただきます。

今の老人クラブの単会の状況、かなり減ってきていると、会員数も減ってきているというような感じになっているわけですが、今後どういうようにしていくのかという部分についての考え方というか、やはり今年も2件ぐらい休会するという話も聞いていますので、どんどん下がってくるとちょっとまずいのかなと。それともう1つはカフェサロン。これがどんどん広がってくると、なかなか今度老人クラブの関係との関連性というのが出てこないのかなという部分もあるので、そこらのすみ分けがうまくいっているかどうかという部分について、お聞きしたいと思います。

**保健福祉課参事** ただいまの質問ですけれども、まず、老人クラブの関係で御説明したいと思います。西股委員言うように会員数は減っております。5年前、私が社会福祉協議会に来たときは700人台の会員がいましたが、この4月で、多分580ぐらいだと思われます。それと、単会のほうも最盛期には21あったんですけれども、この4月から多分15になる予定です。休会するところについては、高齢化であったり、あとは老人クラブに入る方が少なくなったというのが現状だと思います。いろいろな要素があるので、やはり声掛けで老人会行事に参加しようという部分が少なくなってきたのかなという部分も考えられると思います。それで、今後の老人クラブの在り方ですけれども、まずは休会しているところの会員に対しましては、社協の事業で、この間も3月にやったんですけれども、マーじゃん大会を行っております。高齢者いきいき健康マーじゃんということで、社協の事業で毎週火曜日マーじゃん教室を行っております。それとともに、老人クラブにも声をかけて、一緒に合同で社協主体でやることで、今回2回目で、先日終わりました。そういった部分で、休会しているところの会員にも参加してもらおうというのもそうですし、老人クラブの総会が先日終わっ

たんですけれども、やはり会員数が少なくなってきたらどうするかという議論の中で令和8年度に話すんですけれども、情報提供という部分も必要だと思うんです。老連の部分では各単会に研修旅行とか出すんですけれども、あとはその結果に基づいて社会福祉協議会の社協だよりに載せるという部分ですけれど、その中でも、やはり休会しているところから、楽しそうだねという話も聞いたりして、どうやったら入れるのという声も1、2度聞いております。ただ、今の状況でいうとやはり単会に入らなければいけないというのがルールなものですから、単会をつくらないと駄目だねという話も出てくるんですけれども、やはり高齢者対策といたしましては、社協自体は老人クラブだけではないので、そういう漏れる人に対してどうやってやっていくかというのが課題だと思いますので、その辺は老連の会長とも話しまして、今年度どのようにするか、個人会員にするのかということも1つ案としてはあるかもしれないけれども、具体的にどうしていくかということを煮詰めた中で、老人クラブの会員数を増やしていくように努力していきたいと考えております。

それとともに先ほど2番目の質問ですけれども、サロンの部分でも、現状サロン7か所設定しております。1つについては、鶴城で冬の間だけやっているという部分で、ほかのところ町場については6か所、月2回行っております。コロナが明けてからやはり利用者が増えてきております。その地域でなくても、隣の地域から来たりという部分で、参加者が増えているということも聞いています。先日12月に、学習会をサロンの代表者を集めてやった中でも、課題としては、やはり担い手不足ということで、地域の人方が高齢化なので、その運営の部分も厳しくなっているということも話を聞いております。今できることというのと、やはりもう10年以上サロンというのは立ち上がってなっているので、運営経費が、今まで1回開催につき1,000円補助金として上がっています。物価高騰のため、今年度、高齢者包括係と協議しまして、1回あたり2,000円の経費プラス、参加してくれる人の参加料で運営していることと、それと社協で共同募金もやっていますので、今年共同募金会のほうから各サロン7か所に、物価高騰の部分でちょっと補助金制度ありましたので、4万円の助成金があたりまして、それでコーヒーメーカーとか食器類とかを買って使っているということで聞いております。いろいろな問題がやはり出てきます。老人クラブの人数が減れば、やはり高齢者の部分も地域でも少なくなると、サロンの運営も厳しくなってくるだろうと考えられます。ですから、やはり地域を巻き込んでというのが1つだと思います。どうしてもやはり高齢者の部分で、高齢者だけというように限定しないで、例えば子どもも入れた中で、休みの日にサロンをやるということも1つ考えられると思います。そしたら若い人方も手伝ってくれるということも、もしかしたら考えられると思います。そういった部分で視点を変えた中でしていかなければ、どうしてもやはり高齢者だけだったらサロンを維持することは難しいですので、意見交換会の時でもいろいろお話を聞きながら、今後やっていきたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。以上です。

**子育て支援係長** 先ほどの近隣の空き状況ですけれども、南幌町では把握しておりません。広域入所で入りたい場合は、保護者の方がホームページとかで空き状況を掲

載している市町村もありますので、そちらで確認いただく、あと保護者が入りたい園ですとか、通いたい園というのがあるかと思っておりますので、そこは保護者の方が御自身で確認して決めていただくということになりますので、町のほうではこの園が空いていますよというようには、お知らせしていることはございません。以上です。

**西股委員** 今の話ですと、他の町村の部分というのは把握できないんだということですけども、できればそういうものが、待機されているところに、これだけ空いているところはあるよみたいな情報の提供というのは、やられるほうが少しはいいのかなと思っておりますので、ほかの町村のほうで出せないというものにはちょっと難しいかもしれないけれども、出せる範疇についてはお願いしたいなと思っております。

それと老人会の関係ですが、実際に単会に入ってくると、役員の成り手不足というのがすごく問題になってきているんです。今のカフェサロン自体は世話人がいて、それだけでやっているよということだけでも、単会のほうに入ってくると、役員あるよということになると、かなりハードルが高くなってくると思うんです。特に今、平均的な年齢上がってきていますから、ですから、私がまだ6区の六友会では若手なんです。だからもう80代の人たちが頭にいるわけですから、そういう人たちに、何かやってほしいというのもちょっと酷になってくる。そうすると、若いほうにどんどんしわ寄せが来ると、若い人へのほう、もっと若い人たちが入れるかといったら入りづらいんです。ですから、ここの組織の変革というか、やはり連合会との接点の中でもやはりもう少し変えていかなければならないのかなというように感じるんですが、その辺の思惑、何かあるでしょうか。以上です。

**保健福祉課長補佐（福祉障がい・子育て支援担当）** 近隣の状況を情報提供したほうが良いという御意見でした。制度上、幼稚園部門と保育の部門がありますので、幼稚園部門は直接保護者と幼稚園のほうで契約になっておりますので、空き状況をうちのほうで把握するのはやはり難しいです。ただ、保育の部門に関しましては、それぞれ町との協定になりますので、どこが空いているかというところは、電話をかけて聞くということは可能だと思います。ただ、そこを例えば町のホームページに載せるということは難しいですので、問い合わせがあったときに、どこに入りたいのかという希望を聞きながら、その町に保育の部門であれば聞いて紹介するということが可能かと考えています。以上です。

**保健福祉課参事** 老人クラブの役員の成り手ということで、どこの単会からもそういう話は聞きます。それで、休会したいというところも中にはありました。今年から、一応老人クラブ連合会のほうの役員ですけども、会長からいろいろな研修部長まであるんですけども、平均的に、単会のほうで分けるような形で、1人1役という形の中で、ちょっと改正した中で取り組んでいくということで、一応了承しております。それと、もう1つは単会のほうも役員の成り手がいないということで聞きますので、やはり会議体を少なくした中でやっていこうということで、そういう会議が今まではあったんですけども、少なくした中でやっていくということで、一応少しずつ見直しをかけております。以上です。

**西股委員** 待機児童の関係大体分かったんですけども、保育の関係は分かるので

あれば、町のほうに連絡したらこういうことはできますよというぐらいのところの、情報提供はできる体制をしてほしいなと思いますので、それはひとつお願いします。

それと、老連の関係ですが、休んだりして規模が縮小してきているという中であれば、やっているところに対して助成を増やしていただけるような措置もひとつ考えたらどうなのかなど。やはりそこに、あめとむちではないけれども、少しぐらいこう上げた中で、こういう活動してくれたらこうやるよとか、そういうところも少し援助していただけるような方策を考えていただければなと思います。

**保健福祉課参事** 補助金ですけれども、社会福祉協議会のほうではそういう補助金制度というのはない状況でございます。町のほうで予算化した中で、各単会のほうに渡しています。高齢者包括のほうで検討しながら、次年度に向けてやっていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

**家塚委員長** ほかにありませんか。

**細川委員** 予算書70ページの、人工透析患者等通院交通費助成事業の関係について1点質問いたします。今、交通費等が徐々に上がっている状況ですけれども、現在交通費助成している方、無料バスも出ていると思うのでかなり減っているかなと思うんですけれども、今該当となっている交通費の項目、例えば、バスで助成を受けているとか、そういった関係の内訳ですね、金額はいいんですけれど、どれが助成の対象になっているかということと、あと、交通費の値上げによる助成の再検討というのをされたのかどうか教えていただきたいと思ひます。

**福祉障がい係主査** 人工透析の交通費助成事業、実際の交通手段の内訳ですが、令和6年度の実績でいきますと、13人中7名が公共交通機関を利用しております。あと、3名の方が自家用車の利用となっております。そして、人工透析交通費助成事業につきましては、公共交通機関の往復運賃の相当額に対する助成でありまして、上限額以内については、交通費値上げにも対応した助成額になっていること、また、自家用車による通院も対象となっていることもあり、特に引き上げの要望の声も聞いてないこと、また、福祉ハイヤーとの合わせた利用も可能であることから、今のところ上限額の引き上げの考えはありません。以上です。

**細川委員** お話のほう、よく分かりました。自家用車ではない方もいらっしゃるということですので、上限額ちょっと分からないんですけれども、今後上がってきた段階で、また検討していただければと思ひます。これは要望で終わりたいと思ひます。

**家塚委員長** ほかにありませんか。(なしの声)

ないようですので、質疑を終了いたします。

ここで休憩をとります。2時半まで休憩とします。

(午後 2時18分)

(午後 2時30分)

**家塚委員長** それでは、休憩を閉じ再開いたします。

次に、審査順序の4番目、第4款衛生費について審査を行います。それでは説明をお願いします。

**保健福祉課長** 予算書82ページをごらんください。

4款1項1目保健衛生総務費、本年度予算額3,194万4,000円。母子保健事業では、こども家庭センター、母子手帳の交付、妊産婦及び乳幼児の健診、産後ケア事業、子育て支援アプリ、乳幼児用防災リュック、出産タクシー利用助成などに係る経費を計上しています。転入児童の増加、出生数の増加に伴い、母子保健の各事業におきましては増額計上となっています。特に、乳幼児健診では、これまで毎月午前中だけの半日開催でしたが、対象者の待ち時間軽減を図るため、毎月、午前と午後の1日開催としたことから、専門職の報酬及び医師の委託料が増額計上となっています。84ページをごらんください。

2目予防費、本年度予算額4,577万2,000円。成人保健事業では、各種がん検診実施に伴う検診料や受診券交付などの経費1,687万1,000円を計上しています。次ページをごらんください。

感染症予防事業では、乳幼児と高齢者に対する各種予防接種に伴う委託料などの経費2,877万円を計上しています。なお、带状疱疹ワクチン接種は、引き続き対象を拡充し実施しています。また、本年度より、妊婦を対象としたRSウイルスワクチン接種が定期接種となりましたので、扶助費で計上しています。

予防経費では、狂犬病予防接種、畜犬登録などの経費13万1,000円を計上しています。以上です。

**住民課長** 次に85ページ下段をごらんください。

3目環境衛生費、本年度予算額1,258万5,000円。説明欄、環境衛生経費として58万円。墓地管理、スズメバチ駆除に要する経費などを計上しています。次ページにまいります。

南空知葬斎組合負担金として1,200万5,000円を計上しています。前年度対比、減額の主な理由は、伏古斎苑の照明LED化改修工事終了に伴う各町負担金の減額によるものです。

4目病院費、本年度予算額2億4,880万2,000円。詳細は、病院事業会計予算で説明いたします。以上です。

**保健福祉課長** 86ページ中段をごらんください。

5目保健福祉総合センター管理費、本年度予算額4,707万6,000円。保健福祉総合センター管理経費では、あいくる全体の維持管理に係る経費を計上しており、本年度は、あいくるふれあいの湯浴槽ろ過装置の修繕と温水ヒーターの修理費用を計上しています。以上です。

**住民課長** 次に、88ページをごらんください。

2項1目じん芥処理費、本年度予算額1億4,818万9,000円。説明欄、ごみ処理対策事業では、不法投棄された処理困難物の処理等に係る経費のほか、南空知公衆衛生組合負担金1億1,046万3,000円、及び道央廃棄物処理組合負担金3,571万円、行政区・町内会が実施するごみボックスの修繕費用に対する補助金を計上しています。前年度対比、増額の主な理由は、道央廃棄物処理組合の令和4年度の焼却施設プラント建設に係る起債の償還開始に伴う負担金の増額によるものです。

2目し尿処理費、本年度予算額1,432万円。説明欄、し尿等処理委託事業では、北広島市へのし尿処理事務委託に係る経費を計上しています。

以上で、4款衛生費の説明を終わります。

**家塚委員長** それでは、説明が終わりましたので、質疑を行います。

**星委員** 予算書の88ページで、ごみに関して3点伺いたいと思います。まず不法投棄についてですけれども、不法投棄カメラの設置場所を伺いたいのと、あと、担当課のほうで、不法投棄が多い場所などを毎年検証しているのかどうか教えてください。

あと2点目は、ごみボックスですね。新たにごみ処理対策用品を購入されるということですが、設置場所を教えてください。

3点目ですけれども、今回、公衆衛生組合のほうで私一般質問して、おむつを可燃にできませんかという一般質問と、あと汚れがついた資源物というか、再生できないプラスチック類で汚れがついたものは可燃とされないかということだったんですが、やはり可燃にすることで、収集量と収集日等の関係が出てくるから難しいというお話だったんですけれども、担当課のほうとして、広域でごみに対する改善というか情報交換とか情報共有とか、長沼町、由仁町とそういうごみに対する今後の方向性とか検討する機会はあるのかどうか、伺いたいと思います。

**環境交通係主査** 1点目の不法投棄監視カメラ設置か所と不法投棄について、ごみボックスの設置か所について説明いたします。不法投棄監視カメラの設置につきまして、令和7年度は西幌会館ごみステーションと南幌工業団地南14線沿いに設置しております。昨年6月に不法投棄がありましたため、三重ごみステーションに1基、移設しております。

不法投棄の今後の取組としましては、警察と地域と連携を図り、過去3年間の不法投棄の位置図を参考に、現在2基ある不法投棄カメラを活用し、不法投棄の多い場所を選定し対策を進めていきたいと考えております。その他としましては、不法投棄啓発用のぼり旗の設置や不法投棄監視パトロール等を行い、啓発を考えております。

次に、ごみステーションの設置場所につきましては、東町町内会より4か所希望がありました。設置場所につきましては、東町1丁目遊歩道、2丁目遊歩道、3丁目遊歩道、4丁目東町コミュニティセンター、計4か所に設置します。6月下旬に使用を開始する予定です。また、今後につきましても、地域の要望を踏まえ、設置を進めていきたいと考えております。以上になります。

**住民課長補佐（環境交通担当）** 今、担当からお話あった関係で1点ちょっとつけ加えさせていただきますが、不法投棄が多い場所につきましては、担当のほうでも把握をしております。先ほど申し上げました図面等に落として3か年実績として残しておりますので、そういったことを活用して、今後も不法投棄多い場所に監視カメラ設置ですとか、そういった巡回パトロールを合わせまして、取り組んでまいりたいと思います。以上です。

**住民課長** 3点目の御質問ですけれども、先般、南空知公衆衛生組合の中で、おむつを赤いごみにして、回収を増やすという質問されたことに対して、組合長のほうより、その辺に関しては、収集量及び作業時間の増加の可能性で、現行では不可能であ

るという回答をいただいたところでございます。この件に関しましては、そのような回答をいただきましたが、あわせて組合のほうの考えとしては、構成町から要望のあります、指定ごみ袋の容量の細分化とか、ごみの分別検討の見直しについては、収集体制を含めた中で、構成町及び関係機関と協議を進めていく考えだということになっておりますので、今後組合の中で、構成町含めて協議を進められていくと考えております。以上です。

**星委員** ありがとうございます。不法投棄に関しては、やはり不法投棄が多い場所、過去3年間、落としてデータとして、あと検証しながら、今後も不法投棄防止に努めていくということで理解しました。不法投棄といっても、本当いろいろ家電があったりタイヤが捨てられていたり、当然そういうのは住民の方が行政側に連絡して、多分行政の方が処理されていると思うんですが、それ以外にもコンビニの袋とかおにぎりの袋とか、この時期になると目立って田んぼの中に入っていたり、農家さんたちは、まずごみ拾いから始まるんだというような話も伺うので、やはり、細かいところまでちょっと検証しながらなるべく不法投棄が減るように努めていただきたいという要望で終わりたいと思います。再質問はありません。

2点目の収集等のことは、ちょっと前向きに構成町で進んでいくのかなという印象を今受けたんですけれども、やはり可燃にできるものはしてもらって、一般質問でもしたんですけれども週1回自宅で保管というのはおむつという性質上、週1回保管するのはそぐわないのではないかというのが私の考えですし、住民からの意見も、温暖化して暖かい家の中に1週間置いておくというのはどうなんだろうというところで質問させてもらったので、やはり何とか改善できるようにお願いしたいですし、あと、汚れたものは再利用になりませんし、今、循環型社会目指していくというので、なるべくごみを減らそうというのは理解しています。その汚れたものは今、本町では水色の不燃ごみとなっているんですが、やはり不燃ごみも減らしていかないといけないと私は思っているんですよね。最終処分場以上の埋立ての量も当然減らしていくのも目標にしていけないといけないと思っているんですが、構成町のほうの考えはどういう考えなのか、どういう認識を持たれているのか、お聞かせください。

**住民課長** 御質問の件ですけれども、南幌町、由仁町、長沼町の3町で構成されております一部事務組合ですので、担当者の中でしっかりとお話をした中、統一的な見解を持って対応していかなければならないと考えております。その中で、南幌町からの住民の要望とか、こうしたほうが改善になるのではないかと、そういう話はしていきたいと考えております。

**家塚委員長** ほかにありませんか。

**熊木委員** 2点伺います。母子保健事業の中の乳幼児健康診査、これは町立病院の医師が行っていると思うんですけれども、そこ確認です。それから、今子どもの人数が増えてきているので、健診に行つて、南幌町立病院の小児科に誘導策というか、そういうようなことができているのかどうかということ1点です。

それから、成人保健事業と感染症予防事業、一緒ではないんですけれども、その成人保健事業の中で、高齢者の健康相談とか、予防接種とかをその地域に出向いてやれ

ないかなど、いろいろ保健衛生上のこともあって難しいのかなとは思いますが、先日も一般質問の中で高齢者のことで話をしたときに、例えば、さっき老人会の話もありましたけれども、老人会に保健師さんと呼んで血压測定とか、健康の講座を聞いたりというようなのをしている老人会もあります。それで、その老人会ごとでなくても、例えば地域を何分割かにして、巡回健康相談とかそういうものができることで、地域担当の保健師さんとか、分かっている人と全く分からない人とかいると思うので、その辺をもう少し近づけるといえるのか、そういうことも取組が必要なのではないかなと思うので、その辺の方法があるかどうかだけお聞かせ願いたいと思います。それから感染症予防についても同じですけれども、それも医療行為でできないと言われるかもしれないんですけれども、その上で質問します。予防接種、インフルエンザとか肺炎球菌とかそういうのは、やはり地域ではできないのかなと思うんですけれども、何かそういうようなことをできたらいいかなと思うのでちょっとお伺いします。以上です。

**議会事務局長** それでは黙祷を行いたいと思います。御起立願います。

本日、令和8年3月11日は、東日本大震災の発生から15年を迎えます。この震災により、犠牲になられた方々に哀悼の意を表するため黙祷を行います。

黙祷始め。(黙祷する)

黙祷を終わります。御協力ありがとうございました。御着席ください。

**健康づくり係長** ただいまの御質問にお答えします。1点目、母子保健の乳幼児健診に関する事だと思っておりますけれども、ちょっと私、聞き取りが間違っていたら、もう1度教えてください。健診のドクターは、町立病院から来てもらっています。それで、受診者数が増えてきたため、町立病院に誘導してはどうかということですか。乳幼児健診のほうは、基本的にはあいくる、保健センターで今実施をしまして、確かにお子さんの数が増えて、健診の時間もかなり伸びてきていることから、今年度までは、午前中の半日だけで開催していたんですけれども、もう少し相談の時間とかをしっかりと持てるように、令和8年度からは、1日かけて午前と午後で対象を分けながら開催することになっています。

**熊木委員** すみません。健診をそこでしているの、保護者にぜひ町立病院の小児科にという誘導をするということをしているのかどうかということを確認します。

**健康づくり係長** 健診の診察のときには、お医者さんとの話し合い、相談という場もありますので、ケース・バイ・ケースにはなるんですけれども、状況によっては、そのまま町立病院を受診されるという方もいらっしゃいます。所見によっては専門の科が必要で、町立病院ではなく、ほかの病院を受診するという方もいらっしゃいます。私たちが、町立病院の予防接種のウェブが始まりましたとか、そういった情報は適宜、保護者の方にお知らせはさせていただいております。

2点目ですけれども、健康相談を地域でというお話だったんですけれども、基本的には、あいくるに連絡をいただければ、いつでも訪問などで対応させていただきます。相談日というのは、10年以上前に各地で設けていたこともあったんですけれども、家庭血圧計も普及し、そういった相談というのが実施したとしても、あまり件数も少

なくなってきたということもありますのと、最近の相談事の多くは、かなりプライバシー、個別の相談というのも多くなっています、なので、予約を取った上で、個別で相談を受けさせていただくというのが主流になってきています。高齢者の方の相談には、健康づくり係だけでなく、高齢者包括係、地域包括支援センターも中心となって対応させていただいているところです。

3点目の、予防接種を地域でできないかどうかということですが、基本的にはできません。理由ですが、平成6年に予防接種法が改正になっていて、集団接種から、原則個別接種に変更になっています。その変更になった理由については、かつて日本で行われていた集団接種の中で、健康被害が問題になっていたこと、また、義務規定から努力義務規定になったことです。以前、新型コロナワクチンときには、特例臨時接種ということで、多くの国民が接種しなければならないということで、あいくるを接種場所としていたんですけれども、医療機関としても医師の責任のもと救急体制とか安全体制とか、看護師の体制とかを整備して、保健所に臨時の医療機関扱いで、公共の場を予防接種場所として指定を受けていたという経緯があります。ですので、ふれあい館など医療機関以外の場所を予防接種の場所にするということは基本的にはできません。以上になります。

**熊木委員** 1点目の乳幼児健診で、町立病院の小児科医へというのは理解しました。

それから、感染症予防事業、そのところは予防接種法の関係でできないということでは理解しました。それから、高齢者の健康相談はあいくるでいつでも受けているということだったんですけれども、先日も懇談会の中で、例えば健康診断を受けて、その結果を、何かちゃんと説明してほしいとか、そういうのがちょっと意見としてあったんですよね。昔はと言ったらあれですけれども、もっと人口も少なかったりした頃は、保健師さんが各地域を回ってという、出向いて行っているというのが多かったと思うんですよね。その頃のことを知っている方は何かそのような感想を持つとかね。だから、通知をただ送るのでなくて、もう少し丁寧に説明に来たりとか、それは今のあいくるの保健福祉の事業の中で、前とは随分変わっていろいろその業務量がすごく多くなっているんだろうなということでは分かるんですよね。だけど、そういうことを分からないという町民も中にいて、やはりもう少し地域に出てほしいというような声が時々あるんですよね。だから、そういうのに寄り添ってほしいなということで、今、意見を言いました。できないものはできないというところでは分かりました。もし説明とかで、何かこう出向いて行くようなこととか、何かそういうことが今までもあって、これからはどうなのかというあたり、もし話し合っているようなことがあればちょっとお聞かせいただきたいと思います。

**健康づくり係長** ただいまの御意見ですが、集団健診をあいくるで実施した場合、ふれあい館でも実施させてもらっているんですけれども、多くの受診者数があったときには、結果をお返しする時に、郵送してお返しする方も中にはいらっしゃるんです。それは、基本的には、結果がよかった方とか、データがよかったので早くお返しするために郵送させていただくということがあります。私たち訪問して、面接をして、ちょっとやはりリスクの高い方、生活習慣病ですとか心疾患の血管疾患に

リスクが高いかなという方には必ず訪問させてもらったり、面接させてもらって、お返ししているということがあったんですけれども、言っていたとおりに、やはりどんなに結果がよかったとしても、きちんと説明を受けて返して欲しかったという方もいらっしゃると思うので、そのような方には対応させていただきたいと思っています。以上です。

**家塚委員長** ほかにありませんか。

**佐藤委員** 2点お願いいたします。84ページの母子保健事業の出産等タクシーの利用助成の件ですけれども、まず、出産等タクシー利用助成、令和7年の利用実績と令和8年の見通しを教えてください。それと、このタクシーの助成ですけれども、これは、出産するときだけ助成するというので、私のほうでは押さえているんですが、それを定期健診にも拡充できないかという、そういう質問です。

それともう1点は、88ページのごみ処理対策事業ですが、ごみ袋料金が改正されて、特に赤ごみ袋は結構な費用がするんですけれども、そのごみ袋を1枚ずつ買えるために、役場の窓口で購入できないだろうかというそういう住民の声がありました。そういう対応を考えていただけるのかどうか、この2点お願いします。

**健康づくり係長** 1点目の質問の出産等タクシー利用助成事業のことでお答えいたします。7年度の現時点での利用実績は1件となっています。1件と聞くと少なく感じるかもしれないんですけれども、たまたま出産時にタクシーを利用したというのが1人だけだったんですが、利用するかもしれない方は、事業者事前に申し込みをしてもらっているんですけれども、先日、町内の事業者にもお聞きしたところ、多いときでは月に3件とか4件の妊婦さんから登録の申し込みがあると聞いています。たまたま陣痛の発来時に、御家族がいたりでハイヤーを使うことがなかったということにはなっていると思うんですけれども、現時点では1件です。令和8年度の見通しですけれども、妊娠届出の数は、今時点で60人届出が来ています。なので、これから生まれてくるお子さん、また今年ちょっと増えるかなと思っていますので、この陣痛時のタクシーというのはそのタイミングにもよるんですけれども、利用される方が、きっと8年度も何人かはいらっしゃるのではないかなと考えています。健診時の利用にも拡大できないかということですが、妊婦健診の交通費の助成というのが、道の要綱上、南幌町は近隣に分娩施設があるので該当してなくて、財源がない状態です。現在は、妊婦健診の交通費助成については予定はありません。以上です。

**住民課長補佐（環境交通担当）** 2点目のごみ袋の1枚売りができないかという御質問にお答えします。まず、ごみ袋の販売の単位が、現状5枚と10枚単位の形で、3町共通して、どこの販売店でもそういう単位で販売させていただいております。役場のほうで、それを販売するということができないものですから、現状としては、役場で購入していただくということができない状況であります。以上です。

**佐藤委員** 出産時のタクシーの利用ですが、妊娠届出が60人というのはちょっと驚いた数なんですけど、ただ、予算としては、令和8年度は確か予算計上10万円ですが、もし、この60人の方たちが何人申請されるか分からないんですけれど、本当にこの金額で足りるのかなという心配はありました。それと定期受診ですね。今、人数

が多かったもので、もし少なければ、その予算を定期受診に回すことができるのではないかなと思ったんですけど、今ちょっとこの人数を聞いてみると、定期受診まで行かないのかなという部分で納得しました。それで、その10万円という部分を、本当に足りるのかどうなのかということを質問いたします。

それと、ごみ袋の件ですが、確かに5枚、10枚ということで決まっているので、役場の中で、役場としてはそれを1枚単位で売るということはできないというお話でした。ただ、今赤ごみ袋は確か400円ぐらいになっているんですよ、1袋。それで、年金生活者にとっては、そんなに1袋買うほどごみは出ないと思うんですけども、1回400円単位のごみ袋を買ったりとかするのが結構きついの、ほかの町で1枚ずつを社会福祉協議会でしたか、そういうところが窓口になって、売ってくれている、そういう自治体もあるんだよねということを知りましたので、そういうことも考えて、ぜひ1枚ずつで買えるような方策を考えていただきたいなと思いますので、ごみ袋のほうは要望で終わります。

**健康づくり係長** この事業ですけれども、タクシーの利用上限が1万円で、助成の上限となっています。この予算を計上する時にいろいろ確認したんですけども、南幌から1番多く妊婦さんが利用されている病院、江別市立病院もしくは札幌市の清田の病院が多いんですけども、江別市立病院で大体片道5,000円ぐらい、調べてみたらそれぐらいだったんです。なので、上限で考えると1万円まで行かない方が多いのかなと思います。60人の、今、妊娠届出ということもあるので、もしちょっと足りなくなりそうになったら補正させていただくことになると思います。以上です。

**家塚委員長** ほかにありませんか。

**西股委員** 環境衛生経費の関係で、1点。ゼロカーボンに向けた取組ということではちょっとお聞きしたいんですが、南幌町2050年までに50%削減するという目標のもとで今やっていて、1月の広報を見ると、6年度実績では41%まで来ていると。5年の部分では、38%ぐらいだったかなというように思っています。徐々に出てきているんですが、当初言われている部分では、重油を使っている施設があるとなかなか削減できづらいという話は聞いていたんですが、そういう中であって3%伸びているといった要因というのは何だったのかなということをお聞きしたいと思います。

**住民課長補佐（環境交通担当）** ただいまのゼロカーボンに向けた取組、削減の上があった要因ということでお答えいたします。まず、現在南幌町が実施しております事務事業について、第4次南幌町地球温暖化対策実行計画に基づきまして、令和12年度までに、温室効果ガス、いわゆるCO<sub>2</sub>の排出量を基準年度である平成25年度より、50%削減することを目標に今取り組んでいるところでございます。今、委員おっしゃられましたとおり、令和6年度の実績につきましては、広報1月号と町ホームページにおいて掲載しておりますが、庁舎内の職員の取組によりまして、削減率は、令和5年度より上がりまして、41.7%という結果になったところでございます。削減率が大きく上がった1番の要因でございまして、令和5年4月から役場を初めとする12の公共施設に再生可能エネルギーとして、北電によるカーボンFプランという電気を導入したことによるものでございます。これによりまして、電気は、基準年

度より、CO<sub>2</sub>の排出量が93.2%削減されております。なお、その他のエネルギーですけれども、軽油、灯油、LPガスについては、基準年度に対して削減となりましたけれども、先ほど委員もおっしゃられましたA重油、それとガソリンにつきましては、増加という結果となっております。今後も、公共施設、公用車における省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入等を進めながら、職員1人ひとりの省エネ意識の向上を図り、温室効果ガスの排出量の削減に努めて取り組んでまいりたいと思っております。以上です。

**西股委員** 再質問させていただきます。今、大体分かったんですけれども、8年度、病院もLED化をするだとか、小学校もLED化しますよという部分の関係だったんですが、これもゼロカーボンに向けての取組の一環だというような感じで受け止めておいてもいいんでしょうか。特に病院というのは、中期財政推計の中で、ないものが今年ふっとう出てきた部分もあるものだから、ですから、そういう関係もあって今回LED化進めてくような形で予算を見たのかなと受け止めたんですが、この辺の見解を教えてくださいたいと思います。

**住民課長補佐（環境交通担当）** 今、委員おっしゃられましたとおり町立病院、小学校のLED化が進みますと、これまでも施設の電気料かかっていた部分が削減されることとなりますので、削減率としては、その分では上がってくるのかなと考えております。以上です。

**家塚委員長** ほかにありませんか。

**高橋委員** 感染症予防事業のところで御質問ですけれども、今、南幌町で60人妊婦さんがいるということで、すごくおめでたいことだと思うんですけれども、RSウイルスワクチン、これ妊婦さんも打つところあると思うんですが、せっかく、お腹に赤ちゃんを宿しているにもかかわらず、このRSウイルスワクチンって、実はデメリットとして、早産の危険性とかもちゃんと言われているものなんですけれども、役場側としてそれも含めて、デメリットというリスクをどこまで具体的なところ把握しているのかということと、それ把握しているとして、今後周知していくのかという2点、お願いします。

**健康づくり係長** RSウイルスワクチンは、4月から定期接種のA類疾病として、予防接種法で始まることになったんですけれども、もちろん予防接種なので、リスクとベネフィットというふうにあります。なので、妊婦さんにはもちろんこういう予防接種が始まりますということは、対象の方に説明するんですけれども、決して強制で打つものではなくて、副反応と効果というのを自分で考えて納得した上で接種してくださいと説明させていただいています。以上です。

**高橋委員** 今後の周知関係、そういうのしていくのかどうか、そこだけお願いします。

**健康づくり係長** 国から提示されている説明書のひな形というのがありまして、その中にはワクチンの効果とか副反応とかどういうことが起こりやすいということが書かれているものがあります。国から出ている分かりやすい説明書というのがありますので、これをもとに妊婦さんに周知しています。

**高橋委員** 国から出ているやつだと思うので、ちょっとそれ見てないので申し訳ないんですけど、そこには早産のリスクみたいなものも書かれているのかわからないんですけど、とりあえずRSウイルス自体が、せき、鼻水、発熱という一般的な風邪の症状なんですけど、日本で年間で140万人ぐらい2歳未満のお子さんがいるんですけど、RSウイルスの年間死亡者って30人程度なんですよ。で、これ自体って、実は下気道疾患って肺炎とかそういうのも含めてですけど、そういう疾患を減らしたという統計的優位さというのは実は出せてないんです。なので、そういったところって、国が決めたことだからというのは、ちょっとこれ免責にならないと思うし、知らなかったということでは、住民への説明責任を果たせてないと思うんですよね。なので、その辺って何とかこう周知していきたいなというところと、病院とかに言って、それもちろん含めたインフォームド・コンセントをお願いするとか、そういったところって可能なかどうか。

**保健福祉課長補佐（健康づくり・高齢者包括担当）** ただいまの高橋委員の御質問ですが、私ども予防接種法にまず基づいての町民に予防接種については、委員おっしゃるように、メリットデメリット含め個別で説明をしております。その中でまず御判断いただいているんですが、RSウイルスは確かに風邪ですけれども、今手元にある資料では、実際私どもも乳幼児健診でよく聞くんですが、RSウイルスの感染をもとに、家で見れなくて入院を要しているという、乳幼児で入院を要する病気としてはとても多いものです。国から出ているものも、やはり24か月未満ですから、2歳未満のお子さんでは、国の数ですけれども、感染症発症が12万から18万いて、そのうち3万から5万が入院を要する病気なんです。また、重症化すると、肺の呼吸にきまずので、赤ちゃんでありながらもっとう、何ていうんでしょう、正しい医療が必要だということで聞いておりますので、委員おっしゃるようにももちろんメリットデメリット含めた上で、保護者さんに判断いただいこうと思っています。以上です。

**高橋委員** 僕も割とこれ専門的にやっているのでも、論文とかもちょっと見たりするんですけど、入院というのをちょっと減らしてはいるんですけど、確かに。だけど、早産というのは、実はそれを上回るだけの人数が早産として出ているので、そういったところの入院というのは結構あったりとかするんですよ。だからこれは7,000人規模の調査というところで、いろいろ情報源ってあるので、どこかで1回、目を通していただきたいなというところもあります。例えば、アメリカのFDAとかの添付文書とか公式添付書ですね、日本のPMDAの公式添付文書も書いています。それ以外でも、市販直後調査報告とかいろいろあるんですよ、そういうの結構出ているので、そういったところちょっと見ていただきたいなというところで、実際として推奨というところだし、やるとかやらないとか、その辺はもう僕は構わないんですけど、アメリカとかで警告しているリスクを、日本の妊婦は知らされていないという事実だけは記憶にとどめておいてほしいなと思います。妊婦の方々が、知らされないまま接種したという状況を議会が黙認したという記録だけは残したくないので、今回こんな質問させていただきました。以上です。

**家塚委員長** ほかにありませんか。（なしの声）

それでは、ないようですので質疑を終了いたします。職員の入替えがあるので、  
暫時休憩します。

(午後 3時20分)

(午後 3時23分)

**家塚委員長** それでは次に、審査順序の5番目、介護保険特別会計について審査を  
行います。それでは説明をお願いします。

**保健福祉課長** 初めに歳出の説明をいたします。15ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費、本年度予算額257万円。介護保険事務全般に要する費用を計上しています。

次に、2項1目賦課徴収費、本年度予算額81万2,000円。保険料の賦課徴収に要する費用を計上しています。16ページをごらんください。

3項1目認定調査等費、本年度予算額663万8,000円。介護支援専門員報酬、主治医意見書など、認定調査に関する費用を計上しています。

2目認定審査会共同設置負担金、本年度予算額293万8,000円。栗山町、由仁町の3町で共同設置している審査会の負担金を計上しています。17ページをごらんください。

4項1目計画策定委員会費、本年度予算額53万3,000円。令和8年度は、第10期計画策定年度であるため、策定委員会を6回、開催分の費用を計上しています。

2款1項1目居宅介護サービス給付費、本年度予算額2億円。要介護1から要介護5までの方が居宅で利用できるサービスの給付費を計上しています。18ページをごらんください。

2目地域密着型介護サービス給付費、本年度予算額1億7,300万円。グループホームや認知症対応型デイサービス等による給付費を計上しています。

3目施設介護サービス給付費、本年度予算額4億3,320万円。食費、居住費を除いた特別養護老人ホームなどの施設入所に係る給付費を計上しています。

4目居宅介護福祉用具購入費、本年度予算額140万円。福祉用具購入に係る給付費を計上しています。

5目居宅介護住宅改修費、本年度予算額220万円。住宅改修に係る給付費を計上しています。

6目居宅介護サービス計画給付費、本年度予算額3,200万円。居宅で介護サービスを利用する際のケアプラン作成料を計上しています。19ページをごらんください。

2項1目介護予防サービス給付費、本年度予算額2,730万円。要支援1と要支援2の方が居宅で利用できるサービスの給付費を計上しています。

2目地域密着型介護予防サービス給付費、本年度予算額20万円。要支援認定者が利用できるグループホームや認知症対応型通所介護の給付費を計上しています。

3目介護予防福祉用具購入費、本年度予算額60万円。要支援認定者の福祉用具の

購入に係る給付費を計上しています。

4目介護予防住宅改修費、本年度予算額180万円。要支援認定者の住宅改修に係る給付費を計上しています。

5目介護予防サービス計画給付費、本年度予算額400万円。居宅で介護予防サービスを利用する際のケアプラン作成料を計上しています。20ページをごらんください。

3項1目審査支払手数料、本年度予算額74万円。介護サービス並びに介護予防サービス等の審査支払手数料を計上しています。

4項1目高額介護サービス費、本年度予算額2,370万円。

2目高額介護予防サービス費、本年度予算額20万円。いずれも、サービス利用の負担限度額を超えた部分について支給する給付費を計上しています。20ページ下段から21ページにかけましてごらんください。

5項1目高額医療合算介護サービス費、本年度予算額400万円。

2目高額医療合算介護予防サービス費、本年度予算額20万円。いずれも、1年間に支払った介護と医療の自己負担額の合計額が限度額を超えた場合に支給する給付費を計上しています。

6項1目特定入所者介護サービス費、本年度予算額3,000万円。低所得者の方の施設利用が困難とならないよう、負担を軽減する給付費を計上しています。

2目特定入所者介護予防サービス費、本年度予算額20万円。いずれも、食費、居住費の自己負担に伴う低所得者に係る給付費として計上しています。なお、保険給付費全体では、昨年度比で1億80万円の増額となり、主に施設介護サービス給付費の増加を見込んだ計上となっています。22ページをごらんください。

3款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費、本年度予算額866万1,000円。要支援1・2の予防給付の訪問介護と通所介護や住民主体のサービスなどに係る経費を計上しています。

2目介護予防ケアマネジメント事業費、本年度予算額91万3,000円。予防給付における個々の計画作成に係る経費を計上しています。23ページをごらんください。

3目一般介護予防事業費、本年度予算額347万5,000円。主に健康な高齢者が取り組める介護予防事業に係る経費を計上しています。23ページ下段から24ページをごらんください。

2項1目包括的支援事業費、本年度予算額45万6,000円。総合相談や権利擁護、介護支援専門員の資質向上に要する研修会負担金を計上しています。

2目在宅医療・介護連携推進事業費、本年度予算額4万9,000円。在宅医療と介護を一体的に提供するため、医療関係者と介護事業者との連携を進めていくもので、本年度も南空知4町で研修会を予定しています。

3目生活支援体制整備事業費、本年度予算額826万5,000円。主に生活支援コーディネーター配置に要する経費で、社会福祉協議会に事業を委託しています。24ページ下段から25ページをごらんください。

4目認知症総合支援事業費、本年度予算額36万円。認知症の方や家族に対し、早期診断・早期対応に向けた支援を行うとともに、認知症の方を地域で支えるための経費を計上しています。

5目地域ケア会議推進事業費、本年度予算額16万1,000円。地域包括ケアシステムを推進するため、自立支援型地域ケア会議の充実を図るための研修会開催に係る経費を計上しています。

6目任意事業費、本年度予算額1,014万1,000円。シルバーハウジングの生活援助員や家族介護者への支援、配食サービスなどに係る経費を計上しています。26ページをごらんください。

4款1項1目介護給付費等準備基金積立金、本年度予算額2万6,000円。基金及び利子を積み立てるものです。26ページ下段から27ページをごらんください。

5款1項1目第1号被保険者保険料還付金、本年度予算額15万円。被保険者が所得更生を行った場合などに過年度分の保険料の還付が発生するため、実績を考慮し計上しています。

2目償還金、本年度予算額1,000円。科目設定でございます。

6款1項1目予備費、本年度予算額100万円。前年同額で計上しています。

続きまして、給与費明細書の説明をいたします。29ページをごらんください。

1特別職です。本年度、その他の特別職22名で、事業計画策定委員9名と地域包括ケア推進会議委員13名の報酬、28万9,000円を計上しています。30ページをごらんください。

一般職です。本年度、会計年度任用職員2名に係る報酬など合計で734万1,000円計上しています。

続きまして、歳入の説明をいたします。9ページをお開きください。

1款1項1目第1号被保険者保険料、本年度予算額1億7,367万2,000円。1節現年度分で、1億7,347万2,000円。第1号被保険者数2,802人、収納率99.0%で計上しています。2節滞納繰越分、20万円。実績を考慮し計上しています。

続きまして、2款1項1目介護給付費負担金、本年度予算額1億6,311万5,000円。1節現年度分で、1億6,311万4,000円。施設等給付費の15%、居宅給付費の20%を計上しています。なお、2節の過年度分につきましては、11ページの道支出金まで科目設定としていますので、説明は省略させていただきます。

次に、2項1目調整交付金、本年度予算額5,205万9,000円。施設等給付費及び居宅給付費の5.5%、地域支援事業費（総合事業分）の5%分を計上しています。

2目地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業、本年度予算額259万5,000円。介護予防・日常生活支援総合事業費の20%を計上しています。10ページをごらんください。

3目地域支援事業交付金、包括的支援事業及び任意事業、本年度予算額748万2,000円。包括的支援事業・任意事業費の38.5%を計上しています。

4目保険者機能強化推進交付金、本年度予算額72万6,000円。令和7年度の取組実績に応じた交付金額を計上しています。

5目介護保険保険者努力支援交付金、本年度予算額189万6,000円。介護予防、健康づくり等に資する取組を重点に行う市町村に対して交付されるものであり、令和7年度の取組実績に応じた交付金額を計上しています。

続きまして、3款1項1目介護給付費交付金、本年度予算額2億5,238万円。

2目地域支援事業交付金、本年度予算額350万2,000円。1目、2目ともに給付費及び事業費の27%を交付金として計上しており、財源は第2号被保険者の保険料でございます。11ページをごらんください。

4款1項1目介護給付費負担金、本年度予算額1億4,067万7,000円。施設等給付費の17.5%、居宅給付費の12.5%の道負担分を計上しています。

続きまして、2項1目地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業、本年度予算額162万2,000円。介護予防・日常生活支援総合事業費の12.5%を計上しています。

2目地域支援事業交付金、包括的支援事業及び任意事業、本年度予算額374万1,000円。包括的支援事業・任意事業費の19.25%を計上しています。

5款1項1目利子及び配当金、本年度予算額2万4,000円。介護給付費等準備基金積立金の利子を計上しています。12ページをごらんください。

6款1項1目介護給付費繰入金、本年度予算額1億1,684万2,000円。施設等給付費並びに居宅給付費の12.5%の町負担分を計上しています。

2目地域支援事業繰入金、介護予防・日常生活支援総合事業、本年度予算額162万1,000円。介護予防・日常生活支援総合事業費の12.5%を計上しています。

3目地域支援事業繰入金、包括的支援事業及び任意事業、本年度予算額374万円。包括的支援事業・任意事業費の19.25%を計上しています。

4目低所得者保険料軽減繰入金、本年度予算額983万8,000円。別枠公費による繰入金で、保険料第1段階から第3段階の方に対する軽減分でございます。

5目その他一般会計繰入金、本年度予算額1,349万1,000円。歳出の1款で説明しました総務費のうち総務管理費、徴収費、介護認定審査会費、計画策定委員会費の事務費を一般会計負担として計上しています。

2項1目介護給付費等準備基金繰入金、本年度予算額3,081万6,000円を計上しています。13ページをごらんください。

7款1項1目繰越金、本年度予算額200万円。令和7年度繰越金を見込み計上しています。

続きまして、8款1項1目第1号被保険者延滞金、2項1目第三者納付金及び2目返納金、予算額それぞれ1,000円につきましては、科目設定でございます。

3目雑入、本年度予算額4万7,000円。地域支援事業の利用者負担金などを計上しています。

以上、歳入歳出、本年度予算額9億8,188万9,000円。前年対比で1億306万8,000円の増額でございます。

以上で、議案第16号 令和8年度南幌町介護保険特別会計予算の説明を終わります。

**家塚委員長** それでは、説明が終わりましたので、質疑を行います。(なしの声) ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは次に、審査順序の6番目、国民健康保険特別会計について審査を行います。あわせて、関連議案1議案がありますので、説明をお願いします。

**住民課長** 議案第14号 令和8年度南幌町国民健康保険特別会計予算の説明をいたします。

初めに、歳出の説明をいたします。予算書13ページをごらんください。

1款1項1目一般管理費、本年度予算額578万5,000円。各業務システム保守をはじめ、国民健康保険全般に係る事務処理経費を計上しています。前年度対比増額の主な理由は、12節委託料で、子ども・子育て支援金制度施行に伴う国保業務システム改修330万円を計上しています。

2目連合会負担金、本年度予算額89万5,000円。北海道国保連合会への負担金を計上しています。次ページへまいります。

2項1目賦課徴収費、本年度予算額205万7,000円。保険税の収納手数料などの経費を計上しています。前年度対比増額の主な理由は、12節委託料で、令和8年度より帳票出力等業務委託料165万4,000円を計上しています。

次に、3項1目運営協議会費、本年度予算額16万円。国保運営協議会委員9名分の報酬、費用弁償などの経費を計上しています。

次ページ、4項1目医療費適正化対策事業費、本年度予算額76万4,000円。特定健診受診勧奨や保健指導に係る職員時間外勤務手当、ジェネリック医薬品の利用促進に係る経費などを計上しています。

次に、5項1目収納率向上対策事業費、本年度予算額321万2,000円。次ページにかけまして、滞納データ整理などに係る会計年度任用職員・一般事務報酬などの保険税収納率向上対策に係る経費を計上しています。

次に、2款1項1目療養諸費、本年度予算額5億6,343万1,000円。北海道国保連合会に対する、入院、入院外、歯科、調剤などに関する療養給付費負担金5億5,660万円、補装具制作などに関する療養費負担金515万円を、それぞれ実績に基づき必要額を計上しています。

2目高額療養費、本年度予算額8,860万円。被保険者の高額療養費に係る保険者負担分の経費として高額療養費負担金8,840万円、高額介護合算療養費20万円をそれぞれ実績に基づき必要額を計上しています。

次ページ、3目出産育児諸費、本年度予算額300万2,000円。出産育児一時金として、1件当たり50万円、出産予定件数6件を見込み計上しています。

4目移送費、本年度予算額10万円。医師の指示による緊急的な移送に係る費用として移送費交付金を計上しています。

5目葬祭諸費、本年度予算額45万円。葬祭費として、1件当たり3万円、15件分を見込み計上しています。

次に、3款国民健康保険事業費納付金につきましては、北海道において決定された通知額をそれぞれ計上するものです。

1項1目医療給付費分、本年度予算額2億276万6,000円。一般医療給付費分として計上しています。

2目後期高齢者支援金等分、本年度予算額5,862万6,000円。後期高齢者支援金等分を計上しています。

次ページ、3目介護納付金分、本年度予算額2,408万6,000円。介護納付金分を計上しています。

4目子ども・子育て支援納付金分、本年度予算額605万8,000円。令和8年度より、子ども・子育て支援納付金分を計上しています。

次に、4款1項1目特定健康診査等事業費、本年度予算額1,591万5,000円。20ページにかけまして、各医療保険者に義務付けされている特定健康診査及び特定保健指導などに係る経費を計上しています。特定健診受診率向上対策として、健康ポイントなどの費用のほかに、北海道及び国保連合会並びに市町村の共同事業で、特定健診等データをAI等により分析し、効果的・効率的な受診勧奨を行う、特定健診受診率向上支援共同事業の経費を計上しています。

次に、2項1目保健衛生普及費、本年度予算額331万円。被保険者の健康づくりのため、人間ドック健診事業などへの助成、医療費通知、高齢者インフルエンザ・高齢者肺炎球菌の予防接種助成に係る経費を計上しています。

次ページ、5款1項1目基金積立金、本年度予算額29万5,000円。国民健康保険事業特別会計基金利子積立分を計上しています。

6款1項1目財政安定化基金償還金につきましては、科目設定です。

次に、7款1項1目保険税等還付金、本年度予算額70万円。保険税の過年度還付金として計上しています。

2目保険給付費等交付金償還金及び3目その他償還金につきましては、科目設定です。

次ページ、2項1目直診施設勘定繰出金、本年度予算額412万5,000円。直診施設勘定繰出金では、病院事業会計繰出金として、道保険給付費等交付金のうち、直診施設整備に対する特別調整交付金分を町立病院へ繰り出すものです。本年度は、医療機器の購入に係る補助金相当額を計上しています。

8款1項1目予備費、本年度予算100万円。前年度同額で計上しています。

以上で、歳出の説明を終わります。

続きまして、給与費明細書の説明をいたします。23ページをごらんください。

1特別職です。本年度、その他特別職9名で、国保運営協議会委員の報酬14万円を計上しています。次ページにまいります。

2一般職です。本年度、会計年度任用職員2名に係る報酬431万6,000円、期末手当51万3,000円、勤勉手当37万円、共済費95万8,000円と、住民課及び保健福祉課職員、計6名分の時間外勤務手当60万7,000円、合計で676万4,000円を計上しています。次ページ以降につきましては、その内訳など

となっておりますので説明は省略させていただきます。

続きまして、歳入の説明をいたします。9ページをごらんください。

1款1項1目国民健康保険税、本年度予算額2億2,269万3,000円。1節から4節にかけては、現年課税分として、いずれも必要額を見込み収納率98%で計上しています。4節では、令和8年度より子ども・子育て支援金分を計上しています。5節から7節につきましては、滞納繰越分として、いずれも実績を考慮して計上しています。なお、1節医療給付費分現年課税分については、令和8年3月末に予定されている地方税法等の改正に伴う課税限度額の引き上げを見込み計上しています。

次に、2款1項1目手数料につきましては、科目設定です。

次ページ、3款1項1目災害臨時特例補助金につきましては、科目設定です。

2目子ども・子育て支援事業費補助金、本年度予算330万円。歳出で説明した、子ども・子育て支援納付金制度の施行に伴うシステム改修に係る国庫補助金を計上しています。

次に、4款1項1目保険給付費等交付金、本年度予算額6億8,017万1,000円。1節保険給付費等交付金(普通交付金)、6億5,558万3,000円。本町の保険給付の実績に基づき北海道から交付され、本町から国保連合会などに対し、保険給付費として支払うものです。2節、保険給付費等交付金(特別交付金)、2,458万8,000円。説明欄、保険者努力支援分では、特定健診・保健指導の実施などの取組の指標に対する交付として369万2,000円。特別調整交付金分(市町村向け)では、医療費適正化に係る費用などに対する交付として1,236万5,000円。道繰入金(第2号分)では、レセプト点検や収納率向上対策、特定健診受診率、個別指導の積極的な取組に対する、いわゆるインセンティブ分として613万7,000円。特定健康診査等負担金では、特定健診に係る負担分として239万4,000円をそれぞれ計上しています。

次に、2項1目財政安定化基金交付金につきましては、科目設定です。

次ページ、5款1項1目利子及び配当金、本年度予算額29万5,000円。国民健康保険事業特別会計基金積立金の利子分を計上しています。

次に、6款1項1目一般会計繰入金、本年度予算額7,598万8,000円。一般会計繰入金については、国が定める一般会計が負担すべき繰入基準に基づき計上しています。説明欄、国民健康保険基盤安定繰入金、5,614万6,000円の内訳としましては、保険税軽減分として、応益分の軽減相当額を公費により財政支援するもので、財源は道4分の3、町4分の1で、3,864万円です。また、保険者支援分として、保険税軽減の対象者数に応じて、公費により財政支援するものです。財源は国2分の1、道4分の1、町4分の1で、1,750万4,000円です。いずれも、負担金は一般会計の歳入で受け、町負担額と合わせて、本特別会計に繰り入れするものです。

次の、未就学児均等割保険税繰入金は、未就学児均等割保険税5割の軽減措置に対する公費負担分で、財源は国2分の1、道4分の1、町4分の1で、67万3,000

0円を計上しています。

次の、産前産後保険税繰入金は、産前産後被保険者の保険税の軽減措置に対する公費負担分で、財源は国2分の1、道4分の1、町4分の1で、8万9,000円を計上しています。

次の、国民健康保険財政安定化支援事業繰入金は、市町村国保の財政安定化のため、地方交付税で措置され、一般会計から国保会計へ繰り入れるもので1,615万4,000円を計上しています。

次の、国民健康保険事務費繰入金は、国民健康保険事務に係る経費のうち、繰入基準に基づき292万6,000円を計上しています。

次に、2項1目国民健康保険事業特別会計基金繰入金、本年度予算額150万3,000円。国民健康保険財政の安定化を図るため財源調整分を計上しています。参考といたしまして、令和8年度末基金残高は1億600万7,000円となる見込みです。

次ページ、7款1項1目繰越金、本年度予算額100万円。令和7年度からの繰越金を見込み計上しています。

次に、8款1項1目延滞金から、2項2目過誤払給付費返納金までは、科目設定です。

3目雑入、本年度予算額38万4,000円。特定健診に係る一部負担金を計上しています。

以上、歳入歳出それぞれ、本年度予算額9億8,534万円。前年度対比で970万円、1.0%増額の予算編成となっています。

以上で、議案第14号 令和8年度南幌町国民健康保険特別会計予算の説明を終わります。

続きまして、関連議案であります議案第11号の説明を行いますので、議案書をごらん願います。

議案第11号 南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について説明を申し上げます。

初めに、改正の概要について申し上げます。

子どもや子育て世帯を、全世代・全経済主体が支える新たな仕組みである、子ども・子育て支援金制度が創設され、その財源については、全ての健康保険の保険料（税）に上乗せする形で負担することとなりました。これに伴い、令和8年度から、国民健康保険税の課税区分に、既設の医療給付費分・後期高齢者支援金分・介護納付費分に加え、新たに子ども・子育て支援金分を新設するため、所要の改正を行うものです。

それでは別途配布しております、議案第11号資料 新旧対照表をごらんください。左側が改正後、右側が改正前、下線の部分が改正箇所です。

第2条第1項第1号は、基礎課税額において、子ども・子育て支援法の規定による納付金の納付に関する規定を追加するものです。

同項第4号、及び次ページの第5項は、子ども・子育て支援納付金課税額に関する規定を追加するものです。

次に、第3条は、字句を修正するものです。

次に、第6条は、引用条項の追加をするものです。次ページへまいります。

第14条の2第1項から第14条の5までについては、子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額、均等割額、18歳以上均等割額及び平等割額に関する規定を追加するものです。

次に、第26条第1項から6ページの同項第3号にかけては、低所得者軽減措置における、子ども・子育て支援納付金課税額に係る規定を、7割軽減、5割軽減及び2割軽減について追加するものです。

次に、第2項第3号は、子ども・子育て支援納付金課税額における未就学児均等割の減額に係る規定を追加するものです。

次に、第3項及び次ページの同項第7号から第9号は、子ども・子育て支援納付金課税額における18歳以上被保険者に対する、産前産後保険税免除に係る規定を追加するものです。

次に、第4項は、子ども・子育て支援納付金課税額における18歳未満被保険者に係る均等割額の減額に係る規定を追加するものです。次ページへまいります。

第26条の2は、字句の追加を行うものです。

次に、附則第4項から13ページ附則14項については、課税の特例における子ども・子育て支援納付金課税額（所得割額）に係る追加によるものです。

次に、改正附則、第1項は、施行期日の規定で、この条例は、令和8年4月1日から施行する。

第2項は、国民健康保険税条例の経過措置を規定するものでございます。

以上で、議案第11号の説明を終わります。

**家塚委員長** それでは、説明が終わりましたので、質疑を行います。（なしの声）  
ないようですので、質疑を終了いたします。

次に、審査順序の7番目、後期高齢者医療特別会計について審査を行います。それでは説明をお願いします。

**住民課長** 議案第17号 令和8年度南幌町後期高齢者医療特別会計予算の説明をいたします。

初めに、歳出の説明をいたします。予算書9ページをごらんください。

1款1項1目一般管理費、本年度予算額136万1,000円。システム保守など一般事務に係る経費を計上しています。

次に、2項1目徴収費、本年度予算額39万1,000円。保険料納入通知書の郵送料や収納手数料などの経費を計上しています。

次ページ、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、本年度予算額1億5,963万9,000円。ここでは、広域連合の構成員である市町村が納付する負担金を計上しています。説明欄、事務費負担金は、市町村均等割、75歳以上の高齢者人口割、及び市町村人口割により算定されています。

次の、保険料等負担金につきましては、本町が徴収する保険料と延滞金を広域連合へ納付するものです。

次の、保険基盤安定負担金につきましては、低所得者の保険料軽減分を広域連合に納付するもので、財源につきましては、北海道が4分の3、本町が4分の1をそれぞれ負担し、いずれも一般会計で措置しております。

次に、3款1項1目保険料還付金、本年度予算額12万円。実績を考慮して前年度同額を計上しています。

次に、4款1項1目予備費、本年度予算額10万円。前年度同額を計上しています。

続きまして、歳入の説明をいたします。7ページをごらんください。

1款1項1目後期高齢者医療保険料、本年度予算額1億1,292万7,000円。1節現年度分、1億1,289万7,000円。2節滞納繰越分3万円です。後期高齢者医療保険料は、広域連合が算定したもので、予定収納率は100%で計上しています。なお、保険料につきましては、都道府県単位で計算され、2年ごとに見直されます。令和8年度、9年度の保険料率は同一となっています。

次に、2款1項1目督促手数料につきましては、科目設定です。

次に、3款1項1目事務費繰入金、本年度予算額754万7,000円。事務費繰入金のうち町業務分につきましては、歳出で説明しました、総務費の合算額を計上しています。広域連合共通経費分につきましては、歳出の広域連合納付金のうち事務費負担金と同額を計上しています。

2目保険基盤安定繰入金、本年度予算額4,091万6,000円。歳出の広域連合納付金のうち、保険基盤安定負担金と同額を計上しています。保険料軽減額を道が4分の3、町が4分の1の割合で負担するものです。道の4分の3の負担額は、一般会計の歳入で受け、町負担額と合わせ、本特別会計に繰り入れし、歳出で一括広域連合に納付するものです。

次ページ、4款1項1目繰越金、本年度予算額1,000円。令和7年度からの繰越金として科目設定しているものです。

次に、5款1項1目延滞金につきましては、科目設定です。

次に、2項1目雑入、本年度予算額21万8,000円。実績を考慮して計上しています。

以上、歳入歳出それぞれ、本年度予算額1億6,161万1,000円。前年度対比で1,941万円、13.6%増額の予算編成となっております。

以上で、議案第17号 令和8年度南幌町後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わります。

**家塚委員長** それでは、説明が終わりましたので、質疑を行います。

**熊木委員** ちょっと1点だけ伺います。広域連合の調査を見るとですね、歯科受診率がすごく低かったんですね。それで、南幌町の場合、歯科受診の人数というかパーセントというか、その辺が分かれば教えてほしいのと、あと健診の受診者を増やすような取組というところで何かあるか伺いたいと思います。

**国保医療係長** 後期高齢者の歯科受診率ですけれども、医療機関への受診率ということではよろしいのでしょうか。それは把握していません。

次に、健康診査の受診率向上の取組ということで、御質問かと思うんですけれども、

こちらの取組状況につきましては、次年度の予約制度というのを導入しています。集団健診を受ける方々に対してですけれども、次回の健診予約を促進しております。この取組によって、受診者が健康診査を受けることの重要性を再認識して、継続的な健康管理を行うための一助になるということを目指して、実施しているところです。受診率の向上の取組としては、これが主なものになっております。以上です。

**熊木委員** ありがとうございます。後期高齢者が、これから団塊の世代が増えていくんですね。健診を、前回やった人は予約でというふうにするということですが、やはり増やす取組というところを何か力を入れていかないと、自動的に増えていかないのではないかなと思うんですね。それから歯科受診のところで、なかなかその人数とか分からないようですが、南幌はまだ歯科医院が何件かあるので、まだ受診している人が多いのではないかなと思うんですね。それで、全道のそういう調べてみて、すごく低いというところは、その町とかその村に歯科医院そのものがなくて受診ができない。それで、近隣の何かを利用して、受診に来てもらうとか何か送迎するとか、そういうような取組をしているというのを聞くと、南幌はそういう意味では、たくさんあるということでは、いい環境にあるなと思ったんですね。それから、全道の中で、進んでいるところというのは、これは後期高齢者だけには限らないんですね。1年に1回歯科ドックという制度をつくって、無料で1年に1回、誰でも歯科健診ができるというもので、やはり老化とともに歯の関係で認知症とか、かみ合わせとかそういうのでいろいろ言われているので、やはりそれは力を入れて、増やすようにしたほうがいいのではないかなと思うので、今後のところで、もし何か考えていることがあれば伺いたいと思います。

**住民課長補佐（戸籍住民・国保医療担当）** ただいまの御意見にお答えするんですが、広域連合のほうの、あくまで後期特別会計のところなので、特別会計の中では、特段、独自で市町村が担う事業というのは計上しているところではないんですが、一般会計のほうにおいて、民生費の後期高齢者医療事業費というところあるんですね。その中で、特定健診ですとか後期の方の特定健診ですとか、人間ドック、そういったものの予算措置をして事業を実施しておりますので、その中に、今後、新たに取り上げてやっていくところがもしあればというところで考えていくことは可能かなとは思っていますし、また近隣の状況等も見据えた中で、今後、そういった取組が可能かどうか、考えていきたいなとは思っています。以上です。

**家塚委員長** ほかにありませんか。（なしの声）

ないようですので、以上で質疑を終了いたします。

本日予定しておりました審査項目が終了いたしました。明日12日、午後1時まで延会といたします。

お疲れさまでした。

（午後 4時14分）

# 予算審査特別委員会記録

(2日目 R8.3.12 13:00 ~15:35)

**家塚委員長** それでは、昨日より延会となっておりました予算審査特別委員会をただいまから再開いたします。本日の出席人員は10名であります。直ちに会議を開会いたします。

審査順序の8番目、第5款農林水産業費について審査を行います。それでは説明をお願いします。

**農業委員会事務局長** 予算書89ページ下段から90ページ中段、5款1項1目農業委員会費、本年度予算額1,183万2,000円。農業委員会運営経費として698万3,000円、事務局経費として484万9,000円を計上しております。増額の主なものは、道営基盤整備事業の換地処分に伴う農地台帳のデータ更新及び農地台帳システムの更新によるもので、397万4,000円の増となっています。以上です。

**産業振興課長** 予算書90ページ中段です。予算資料は、13ページから14ページになりますので、あわせてごらんください。

2目農業振興費、本年度予算額6億419万8,000円。説明欄、農業振興経費では、総合農政推進協議会開催に係る委員報酬、費用弁償、次ページにかけて、米麦改良協会負担金をはじめ、農業関係団体等への負担金や補助金など、165万9,000円を計上しています。

次に、有害鳥獣対策事業では、次ページ、実施隊員11名の報酬、個体処理手数料、捕獲業務委託料、狩猟免許取得支援事業助成金など、456万8,000円を計上しています。なお、前年度予算より増額しておりますが、12節委託料において、昨年10月16日に栗山町自動車学校付近においてヒグマが出没し、夕張川を渡り北長沼において射殺駆除された状況を受けまして、本町においても対応も想定し、ヒグマ1頭分の捕獲委託経費並びに目撃情報を受けた際の巡回調査委託経費を追加するほか、17節備品購入費では、アライグマなど捕獲した個体を保管するための冷凍ストッカー購入費を計上しています。

次に、経営所得安定対策事業では、農産物の生産目標の調整や確認を行う南幌町農業再生協議会への補助金として、318万6,000円を計上しています。

次に、農業振興補助金交付事業では、JAなんぼろが取り組む重点施策事業に対する補助金として、400万円を計上しています。

次ページにかけて、農業経営高度化促進事業では、農地及び農業水利施設の整備に伴う農家の負担軽減措置費用と、工事に伴う休耕によって発生する農家所得の損失補てんに係る負担金として、3億6,676万8,000円を計上しています。なお、財源措置として、歳入予算で道補助金で2億6,305万円、町債で6,360万円、合計3億2,665万円を計上しています。

次に、農業制度資金利子補給事業では、平成24年度までに認定農業者等が借り入

れを行なった農業経営基盤強化資金の利子補給補助金として、84万1,000円を計上しています。

次に、担い手育成対策事業では、女性農業者サークル、グリーン未来塾の研修費用や4Hクラブ活動補助金、新規就農に対する担い手育成対策奨励金などの経費として、150万4,000円を計上しています。

次ページにかけて、地産地消活動推進事業では、農産物加工センターの管理経費、キャベツキムチ町民還元事業などの経費として、287万4,000円を計上しています。

次に、都市との交流と販路拡大事業では、グリーンツーリズム事業補助金、町内外に本町の農産物をPRする経費として、184万8,000円を計上しています。なお、前年度予算より増額しておりますが、18節負担金補助及び交付金において、アグリビジネス推進協議会の補助金について、現在、会員による朝市や町内会移動販売会のほか、町内外イベントへの出品を通じて、消費者と交流しながら町の農産物のPR活動を進めております。その中で、農猿メンバーにも御協力をいただいている関係で、農猿は、野祭イベントを実施し、地元農産物を町内外から来場者に広くPRしていることから、アグリビジネス推進協議会への参画とあわせて、野祭イベントを継続支援する上で、アグリビジネス推進協議会の活動、活性化を図るため補助金を計上しています。

次に、食育活動推進事業では、食育推進計画策定委員会開催に係る委員報酬、費用弁償をはじめ、本年度策定しました、第3期南幌町食育推進計画に基づき実施する、小学生によるバケツ稲づくり学習に係る経費のほか、次ページにかけて、子育て支援米支給業務、地元農産物を利用した消費拡大業務などの経費として、1,215万7,000円を計上しています。なお、前年度予算より増額しておりますが、12節委託料で、子育て支援米支給業務に係る米価の高騰分と支給対象者の増加を見込み計上しています。

次に、多面的機能支払事業では、農業農村が有する多面的機能の維持・発揮を目的に、分水区ごとに組織されている3つの活動組織への支援交付金と推進事務費として、1億9,636万4,000円を計上しています。なお、財源措置として、歳入予算の道補助金で1億4,728万円を計上しています。

次に、環境保全型農業直接支援対策事業では、環境保全に効果の高い営農活動の普及・推進を目的に取り組む農業者への補助金として、また、推進事務費として、842万9,000円を計上しています。

続いて、3目農地費、本年度予算額5,809万4,000円。次ページにかけて、土地改良事業経費では、道営経営体育成基盤整備事業、鶴城1期・2期地区、暁第1地区の換地業務経費のほか、農業農村整備推進本部負担金や水利施設管理強化事業補助金などの経費として、5,809万4,000円を計上しています。続いて99ページ中段にまいります。

2項1目林業振興費、本年度予算額431万2,000円。林業振興経費では、防風林監視人に対する報酬、野ねずみ駆除薬剤散布業務経費、町有林の倒木等処理経費

のほか、地域材活用推進事業として、森林環境譲与税基金を活用し、町内企業が製作する道産木材を使用した道具箱を小学1年生に贈呈する経費として、431万2,000円を計上しています。

以上で、農林水産業費の説明を終わります。

**家塚委員長** それでは、説明が終わりましたので、質疑を行います。

**星委員** 予算書の91ページ、有害鳥獣対策事業について伺います。町の中のほうにもアライグマが出て、結構畑を荒らしていくんだという声を聞くんですけども、町としてその辺どのように認識して、対策などあればお伺いします。

あともう1点、出してはいないんですけど、防風林について聞きたいんですけど、15線沿いの防風林、結構倒木というか、風なのか根のほうが悪くなって倒れているんですけども、これについてもどのように認識して、どういう対応をとっているのか伺いたいと思います。

**農政係主査** 1点目のアライグマの市街地の対応についてですけども、現在アライグマの駆除につきましては、あくまでも農作物の被害の防止という観点で駆除は行っておりますが、市街地については、現在、捕獲等を行っていない状況であります。市街地のいわゆる家庭菜園が荒らされるということも何件か耳にはしているんですけども、あくまでも今のところは、ネット等とかで自衛をしていただくということをお願いをしている状況です。ただ、今後について、アライグマの数が減るということは恐らくないと思いますので、市街地についても、今後対応も考えていかなければならないかなというところではあります。

あと2点目の防風林15号線、恐らく、台風で倒れたところですが、北海道の治山事業で、倒木の処理とあと補植ですね、今、苗を植えていただいているというところで、あまり北海道のほうでも予算が限られているものですから、少しずつですけども、毎年お願いをしてやっていたという状況でして、ちょっと時間はかかるかと思っておりますけれども、少しずつ整理をしていきたいとは思っております。以上です。

**星委員** ありがとうございます。アライグマは結構中央公園のパークゴルフ場も芝を荒らしていたりするんですよ。なので中央公園とか、やはり市街地の周りなんか、公園とかでも結構荒らされているので、早めの対策をお願いしたいと思います。再質問はないです。

あと、防風林のほうで1点ですが、道のほうでの管理になると思うんですけども、やはり倒木して、近くにある木に支えられているような状況で、その支えがなければ多分奥の田んぼとかに倒れていってしまうと思うんですよ。なので、隣の木に寄りかかっているようなのは倒しておくとか、ちょっともう斜めになって、畑のほうに入ってしまう、またさらに風が吹けばその風の強さで畑のほうに入ってしまうような木は何か対策していただきたいなと思うんですけど、この辺もやはり道のほうになるのでしょうか。

**農政係主査** 今の御質問の寄りかかっている木についてですけども、実際のところ、まだ全ての木を把握しているわけではないので、1度把握させていただいて、もし少しずつでも手がかけられるようであれば、予算の範囲内で処理のほうをやっていけ

ればなど考えておりますので、よろしく申し上げます。

**家塚委員長** ほかにありませんか。

**熊木委員** 担い手育成事業について伺います。新規就農者支援住宅の環境整備ということで、以前行政懇談会か何かでも意見出たと思うんですけども、今ある住宅はかなり古いと思うんですよね。それで、例えば、公営住宅で空いているところ、もう少し環境のいいところを活用できないかと思って質問ですけども、その辺はどうでしょうか。

**農政係長** 新規就農者支援住宅につきましては、建物自体はとても古くてという状況になっておりますけれども、平成28年に内壁とか、あと、ユニットバス、流し台、フロアも改築をしております、あと屋根の塗装もしておりますので、住む分については不自由ないかなと思っております。以上です。

**熊木委員** 外側から見たのと、中は随分違うということなんですね。今、新規就農者いろいろ入ってきていると思うんですけども、その人方に十分なほど住宅というのは用意されているのでしょうか。今後の見通しも含めて、お願いします。

**農政係長** 現在、新規就農者住宅につきましては4戸ありまして、そのうち3戸が入居されているというような状況になっており、1戸が未入居という状況になっております。そのようなことから現時点においては、不足している状態ではないと思っておりますし、こちらの住宅につきましては、原則2年間ということになっておりますので、2年過ぎたらまた次の方ということも対応ができますという状況から、不足している状況ではないと考えております。以上です。

**家塚委員長** ほかにありませんか。

**西股委員** 子育て支援米の関係ですが、現在、中学生までということになっている部分を、高校生まで拡充できないのかというような声がいろいろ聞かれているんです。その中でまた1つのやり方の中で、0歳児から例えば3歳児、4歳児くらいまでの子どもが、10キロやらなくてもいいのではないだろうか、それを5キロにするなどの形をとりながらやると、そんなさほど大きな支出にならないのかなという意見もありますので、この辺2段階構えのですね、例えば5キロと10キロ分けた形で支援米を供給するというような方策というのは含めないのかということで、お尋ねしたいと思います。

**農政係長** 子育て支援米につきましては、食育推進計画及び子育て支援米実施要綱に基づきまして、子育て支援策の一環として支給をしているもので、以前から制度設計のときからかと思っておりますけれども、0歳から中学生までの子どもがいる世帯を対象として10キロというところで展開をしているところです。以上です。

**西股委員** 今の、それは分かっているんですけども、制度の設計を変えるということは可能なかなと思うので、そういうところをやはり検討してもいいのかなと思うんです。特にやはり高校生くらいになると、食べる量はどんどん増えてくるというような形になってくると、やはり家計の負担というのも大きいと思いますので、その辺もやはり考慮してもらったほうがありがたいのかなと思いますので、そこらの検討できるかできないかの部分、ひとつお答えをお願いします。

**産業振興課長** この子育て支援米は、平成19年から前町長からスタートしているものです。当時の設計の中身を見ますと、やはり食育、地産地消というのはもう設計からのスタートで、食育の部分でいきますと国が示すその計画の中で中学生までの事業設計が示されている関係から、おそらく中学生までの事業設定を投じたのではないかなと考えられます。なので、そこは現町長の公約の中での事業でございますので、そこは御意見があったということだけ我々としては認識してですね、その設計の部分についてはそういうお話あった中で、理事者のお考えも聞きながら、その部分は次のステップかなと考えています。今、おっしゃったとおり幼児は5キロ、高校生にも少しというような部分でお気持ちも分からないわけではないですけれども、一応そういう事業設計、過去にもそういう質問も等々ありましたけれども、そのような中で進んできましたので、その点についてはまずは御理解いただきながら、そして今の御質問については、そういう意見があった旨は、我々担当、そして理事者のほうにも伝えて、今後、その旨をどうするか協議してまいりたいと思います。以上です。

**西股委員** ぜひ検討してってください。

**家塚委員長** ほかにありませんか。

**石川委員** ただいまの質問とちょっと関連することですけれども、子育て支援米を導入してからもう相当たつと、前町長の時代からですから10年以上なるんですけれども、いろいろ住民から話聞いた中で出たこととしましては、子育て支援米は確かにいいんですけれども、水田農家にとっては、結果的に町内の南幌の米を食べるような形になるんだから、水田農家にまで支給しなくてもいいから、せめて商品券というような形での支給という形は変更できないだろうかと、そういう御意見があるんですけれども、それについてどうお考えになるか、お伺いしたいと思います。

それともう1つ、通告はしていなかったんですけれども、93ページの担い手育成対策事業で、婚活支援事業負担金という形で予算計上されています。これも早くからやっておられることかと思うんですけれども、やはり農業後継者、うちの町は結構育ってはいらるほうですけれども、なかなかそのパートナーが見つからない人が多くみたくないんかして、その婚活事業に対しても期待している、本人はどうか知らないけれども、親にとっては期待している方も多いんですけれども、この事業で今までどれぐらいの成婚率があったのか、また、来年度以降どのような形で取り込まれる予定されているのか、その辺りについて、あれば教えていただきたいと思います。

**農政係長** 子育て支援米の件につきまして、本事業におきましては、家庭における食育の推進と同時に、地産地消というところを事業の目的としておりまして、本町農業の特色である稲作を中心とした営農形態というのを踏まえまして、お米ということで実施をしているものです。以上です。

**産業振興課長** 支援米のお話、今西股委員からもお話もありましたように、まず制度設計の段階で支援米、今言った食育と地産地消ということで、加えてですね、そういう当時の話を見ますと、やはり農家さんの皆さんにも支援米を食べてもらって、自分たちのお米と比べてもらいながらという観点と、この事業で、農家さんへの直接の支援にはなっていないかもしれませんが、このお米を食べてもらうという支援とい

う目線も含まさった事業になっていますので、それを食育の部分から、今言った商品券というようなお話になると、経済支援という目線になっていきますので、まずその趣旨としては、食育、地産地消という点からいきますと、同じ農家さんの目でも、自分のお米と比較してもらおうという目線ですとかそういうのも含まさっての当時設計もなっていますので、その点はちょっと御理解をいただきたいかなと考えております。

**産業振興課長補佐（農政担当）** 婚活の事業につきまして御説明をさせていただきたいと思っております。まず、この成婚率ということではちょっとありましたけれども、現在、我々取り組んでいるのが、農協さんとも協議しながら、今、さっぽろ連携中枢都市圏のほうで札幌市が行っている婚活サイトに登録をさせていただきまして、あらゆる面からサポートを通じながら、その成婚に結びつくというような形の取組に今シフトしているところがございます。現在、そちらのほうに登録していただいている方が5名で、いろいろな形ですね、このサイトを使いながら婚活に取り組んでいただいているということで、まだ成婚率については上がってないという形ですけれども、我々としては、時代背景ですとか、いろいろな部分を見ながら、このサイトを通じての婚活という形をちょっと進めていきたいと考えております。以上です。

**石川委員** 最初の子育て支援米の関係ですけれども、確かに課長のおっしゃるとおりです。この事業が始まった時に私もいろいろ協議した経緯がありましたけれども、やはり、農家が自分のつくる米と、ほかの人がつくる米との差ということもやはり知ること必要だということもありますので、今の言葉につきましては十分、当事者にお伝えしておきたいと思っております。

それと、婚活支援の関係ですけれども、あくまでサイトを運営する上でのものであって、それ以上のアプローチも何もしてないということですね。昔はよく、世話好きといったら失礼かもしれないけれど、そういう方がいたりだとか、今大分サイトを使った中でいろいろ出会いするような形のものも普及しているということですが、それだけではなかなかこう踏み切れない、農業青年はやはりちょっとシャイなのか、あまりこうそういった面でも踏み込むのが下手なところもある人もいますけれども、何かそこをもうちょっとアプローチするような、そういった事業があってもいいのかなと。それは農協とまた相談した中でしていただきたいと思うんですけれども、もう少しもう一步踏み込んだそういうアプローチ事業というのを考えていただきたいなと思っておりますけれども、その辺りいかがでしょうか。

**産業振興課長補佐（農政担当）** サイトを使った婚活という中で、今札幌市が取り組んでいる部分につきましては、一方通行ではなくて、コーディネーターの方がいらっしゃって、そこをどんな切り口で、異性とこう出会って、どんな形でこうつながっていけるのかですとか、出会いの場を広げていけるのかといったような双方向でのやり取りをしながら、まずは出会いのきっかけをつくり、そこからいろいろな部分で発展していくというような流れでやっております。確かにいろいろな部分で、イベントを企画してやるというのも1つの手なのかもしれないんですけれども、先ほどもちょっとお話をさせていただいたとおり、なかなかイベントを1回やってちょっと成婚に結びつくのかですとか、そういった場面が、先ほどシャイというお話があったと思う

んですけれども、そういった方々がいるというのもあるので、なかなか即効性はないのかもしれないんですけれども、そういったものを通じながら、徐々にそういった出会いの場を広げていくような形の展開をしていきたいと思っております。ただ、そういったイベントの部分につきましても、まるっきりやらないというわけではなくて、先ほどもお話ししたとおり、当然農協とも十分協議しながら、この件については、進めてまいりたいと思っておりますので、以上で説明を終わらせていただきます。

**家塚委員長** ほかにありませんか。

**高橋委員** 今の関連してですけれども、通告していないのでちょっと申し訳ないです。食育活動推進事業で、さっきの子育て支援米の話で、米農家さんに、自分たちの作っている米と支援米の差というか、そういうのを感じていただきたいというところもあると思うんですけれども、一応僕も食育インストラクターとして多少活動しているんですけれども、食育って、そのゆきひかりが美味しいとか、コシヒカリがこっちのほうがどうのこうのとかって、こっちがもっちりしているとか、もっちりしてないとか、パサパサしているとかというそういうことが食育ではないんですよね。じゃあ何で食育として僕らも伝えるかというところ、農薬がついている米なのか、ついてない米なのかというところも結構重要な観点なんです。だから例えば、この子育て支援米を、無農薬の米を支援するというふうになれば、例えば、普通の慣行栽培の方々がそれを食べたときにどっちがおいしいということとかも、実感できるのかなと、ちょっと思ったので、その辺はどうでしょう。

**産業振興課長** 現在、米の品種は南幌産のゆめぴりかです。昨年それをきたくりんから、ゆめぴりかに変更させていただきました。そのきたくりんが、減農薬のお米で、それを当初のスタートで進めてきました。しかし、そのきたくりんの作付面積も農家さんから、だんだん減ってきている状態も踏まえ、全員支給対象者に届くこともなくなる可能性もあるわけで、現状主流となっている地元産のゆめぴりかに変更した経緯になってございます。なので、委員の言う減農薬、安全安心な農産物、南幌産米をというので今提供してございますので、その点についてはこれまで進めてきたことについては御理解いただきたいと思っておりますし、そういう今状況変更した経緯も、お伝えしましたので、それも御理解いただいた中で、南幌町は基幹産業お米の町としまして、それを前町長からの施策の中で進めているということだけ御理解いただければと思います。以上です。

**高橋委員** この間も全員協議会か何かでちょっとこの話したと思うんですけれども、その安心安全という言葉、これって、何に対して安心安全なのかという話ですよね。無農薬の米に対して、どのぐらい安心安全とか、例えば、日本の農薬の基準値からして、それよりも農薬の使用料が低いから、それよりは安心安全だということなのか、その辺って、結構その安心安全ってこう投げかけてしまうと、若干何かこう勘違いとかも生まれるのかなというところがあるので、この安心安全って、ちょっとセンシティブな言葉なのかなと思ったりしているところがあるんですけれども、その辺って今後どうなんでしょう、やはり安心安全という言葉は常に使っていきたい感じでしょうかね。

**産業振興課長** 我々は農協さんともお話ししながら、その言葉も聞きますし、農協のほうでも農薬基準を下回って審査をしていただいた上で出荷もされているかと思えます。なので今、委員の言う、通常の農薬基準から低減された中の、お米というような中で、農協のほうも出荷されているかと思えます。我々はお話を伺いながら、その言葉を使わせていただいておりますので、もしその言葉に、委員が言うちょっとどれを基準にしてとかということがあれば、それは農協ともちょっとお話をしながら、お話の仕方を変えていかなければならないかと思えますけれど、我々としては出荷される以上、安心なお米という部分の中で使わせていただいておりますので、その点ちょっと御理解をいただきたいなと感じております。

**家塚委員長** ほかにありませんか。

**加藤委員** 通告してなかったんですけれども、1点だけ伺いたいと思えます。先ほど有害鳥獣対策の部分で、熊の捕獲委託の説明があったと思うんですけれども、それはどちらに委託をして、捕獲方法だとか、もし分かる範囲で結構ですので、教えていただければなと思えます。

**農政係主査** 熊の駆除に関してですけれども、基本的に委託料は、実際駆除される猟友会の方への委託料になります。それで捕獲の方法ですけれども、まだ正直なところ、そこはまだ検討中でして、罠による捕獲なのか、銃による射殺なのか、そこは今後、猟友会の方たちと御相談させていただいて、詰めていければと考えております。以上です。

**加藤委員** ありがとうございます。熊という危険なものに対して、そういう対策をしていくというのは、安心安全のために必要なものだと思うので、実際、熊が出没したとなると、その現場判断とかもあるかと思うので、ここで詳しくこうですというのは難しいのかもしれないんですけれども、猟友会さんの危険度もないような形で、町民の生活を守っていただきたいなと思えます。答弁は結構です。

**家塚委員長** ほかにありませんか。(なしの声)

ないようですので、質疑を終了いたします。

次に、審査順序の9番目、第6款商工費について審査を行います。それでは説明をお願いします。

**産業振興課長** 予算書は100ページです。予算資料は、14ページから16ページになりますので、あわせてごらんください。

6款1項1目商工振興費、本年度予算額1億1,873万円。説明欄、商工会運営助成事業では、商工会が実施する経営改善普及事業と地域振興事業に対する補助金として、793万7,000円を計上しています。

次に、中小企業資金利子補給事業では、中小企業者への負担軽減対策として、北海道中小企業総合振興資金融資に対する、中小企業総合振興資金利子補給補助金として、238万9,000円を計上しています。

次ページにかけて、ふるさと応援寄附事業では、ふるさと応援寄附に係る事務経費、中間業者との業務委託料など、9,999万8,000円を計上しています。なお、歳入予算のふるさと応援寄附金は、令和7年度の寄附見込みを踏まえ、目標として令

和8年度も2億円を計上しています。

次に、商工振興経費では、南空知4町広域連携事業で行う消費生活相談窓口業務負担金のほか、空き店舗活用支援事業補助金、並びに昨年8月より支援を開始しております、ハイヤー夜間延長運行支援事業の補助金として、840万6,000円を計上しています。

続いて、2目観光振興費、本年度予算額2,871万円。説明欄、観光協会運営助成事業では、町長杯争奪パークゴルフ大会経費、観光協会特販所の常駐職員配置経費など、観光協会の運営に対する補助金として、524万3,000円を計上しています。

次に、南幌温泉経費では、南幌温泉指定管理料、町民無料入浴券配布事業負担金として、1,359万2,000円を計上しています。前年度予算より増額しておりますが、12節委託料、排水配管等漏洩調査は、昨年9月に温泉裏男性露天風呂付近に土の流出による陥没が発見されたため、その原因を調査するもので、同じく12節、井戸調査については、指定管理者が毎年実施する源泉ポンプの点検作業のタイミングにおいて、源泉配管にカメラを入れて配管の現状を確認するものです。なお、リニューアルオープンして1年2か月が経過しました。本年2月末までの入館者数は26万人を超えました。昨年4月からの年度単位での利用者見込みでは、令和元年度以来の20万人を超える利用者数となっています。

次に、イベント経費では、次ページにかけて、令和5年度より開催しています、なんぼろ盆踊りの経費として、124万8,000円を計上しています。本年も開催時期は8月中旬、開催場所は中央公園を予定しています。

次に、地域おこし協力隊設置事業では、令和7年度に採用しました、町の魅力発信や特産品PRなど、観光情報発信や観光資源の利活用に取り組む地域おこし協力隊員の配置に要する経費として、650万円を計上しています。なお、令和8年度は、2年目の活動となります。会計年度任用職員の形態から委託契約による設置形態に変更しております。

次ページにかけまして、観光振興経費では、町内4施設に設置していますデジタルサイネージの運用経費のほか、北海道そらちグルメファンドイベント負担金、さっぽろ連携中枢都市圏観光協議会負担金など、212万7,000円を計上しています。

続いて、3目ふるさと物産館管理費、本年度予算額1,769万2,000円。次ページにかけまして、ふるさと物産館管理経費では、施設の管理運営、並びに維持管理に係る経費として、1,769万2,000円を計上しています。

以上で、商工費の説明を終わります。

**家塚委員長** それでは、説明が終わりましたので、質疑を行います。

**星委員** 予算書の101ページ、空き店舗活用支援事業ですが、320万円ほど予算計上されていますが、空き店舗があまりないように感じているんですけども、何店舗ぐらい残っているのか、お願いします。

**産業振興課長補佐（商工観光担当）** この事業に関しましては、あくまで持ち主さんが登録した件数が補助対象となりまして、現状2件ということになってございます。

以上です。

**星委員** なかなか町内飲食店、個人事業主さんでラーメン屋さんやったり、いろいろ店舗はすごく増えているんですけども、やはり、お店行くと何か不定休でいつ開いているか、行ったらお休みだったんだとか、夜はやっているところが少ないんだとか、いろいろ要望が町民の皆さんからあるんですけども、その空き店舗支援事業を行う際に、要綱、その辺の考えを原課としてどのように捉えて空き店舗に結びつけていく、そういう課題があると思うんですけども、要綱の見直しとか何かそういうものを考えてはいたりするのかなと思ったんですけど、改善点とか、昨年度と何か変わっているところはあるかなと思ったんですけど、飲食店をなるべく誘致でないですけど、入ってもらおうとかそういう対策、改善点などあれば教えてください。

**産業振興課長補佐（商工観光担当）** 特に変更点はございません。たまたま飲食店が増えているという表現が正しいかと思いますが、もともと店舗によっては、この補助対象にならない業種さんで埋まっているところもございまして、対象になって、昨年では新規で7件というような形にはなっておりますけれども、あくまでこの対象としましては飲食店に限定してございませぬので、その分につきましては、飲食店だけを単独で誘致しているというような形でもございませぬので、引き続き、商工会と協力しながらの周知をしながら、募集していければなということで思っております。以上です。

**星委員** 分かりました。そうですね、店舗が増えて活性化になっているのはすごい町としてもうれしいなと思っておりますが、やはり皆さん食べる場所すごく楽しみにしてたりですね、行ってお休みだったらちょっと寂しいなという考えもあるので、なるべく需要と、そういうお店とが合うように、商工会と連携しながらやってほしいなと思っております。

最後に1点確認ですけど、320万ほど計上されておりました空き店舗が2件、最大50万円が1店舗ということは、100万円が空き店舗の事業費になるのかなと思うんですけど、新規だと1店舗、工事に関わる費用は50万円が限度で2店舗あるということは100万円が、一応予定ではということになって、あと残り200万円が、空き店舗の助成ですかね、賃貸料の助成という、そっちのほうで配分しているという考えでいいですか。

**産業振興課長補佐（商工観光担当）** 新年度分につきましては、2店舗分のおっしゃられましたとおり創業支援50万円の2件分で、店舗の賃借料分が月4万円上限になりますので、その12か月分の2店舗で組んでございまして、残りの分につきましては、おっしゃるとおり7年度途中で開業した方の分の残りの分の賃借料というような形の計上になっております。以上です。

**家塚委員長** ほかにありませんか。

**加藤委員** 空き店舗の関連で聞きたいんですけども、先ほど星委員の質問で大体理解はしているんですけども、空き店舗が2件しかない中で、それで、空き店舗ではなくて違うところというんですかね、中央通りだけではなくて町内いろいろな場所で開業されている事業者さんがたくさんいるのは恐らく把握されているかと思うん

ですけれども、そういうところにもどうにか支援の手が回してあげられないかなというところがあるんですけれども、その辺の考えをお聞かせください。

あと、町民還元の特産品の部分ですね。役場で販売した時に大変混雑状況が目立って町民の方からその販売の方法をちょっと考えてくれないかという、なかなか寒い思いをして長時間並んでいたということだったので、その辺もし何か反省点というか、改善点があれば、お聞かせ願いたいと思います。

**産業振興課長補佐（商工観光担当）** まず、1点目の商店街、中央通り以外でもというお話でございました。令和9年から第7期の総合計画のほう、今それに向けての検討いろいろしてございますので、空き店舗も登録が少なくなってまいりましたので、そちらのほうで何か盛り込めないかなということと今、担当レベルでは考えているところでございますので、まだ、何をしますよという部分までは申し訳ないですが、まだ現状では答えられないということで御理解いただければなと思っております。

町民関係の部分でございますが、昨年、物価高騰の分で急遽実施をしたという部分にはなっているんですけれども、なので、今後ちょっと国からの部分で今後やるかどうかという部分はございます。その反省部分につきましては、うちのほうも当然あれだけ並びまして、大変苦勞をしたという部分ありまして、正直、実は急遽やることになりまして、改善センター等、大きいところがイベントで全て埋まっていたということで、苦肉の策で役場のほうでやらしていただいたという部分でございますので、できればうちも広い会場でやりたいということでは考えてございますので、よろしく願います。以上です。

**家塚委員長** ほかにありませんか。

**石川委員** 昨年の8月ぐらいでしたか、始まったハイヤーの夜間延長運行の事業ですけれども、あれから半年以上たったかと思うんですけれども、実際のところどれだけの利用があったのか、その辺り押さえているならば教えていただきたいと思っております。なかなか私の周りでも、郊外に住んでいる者にとっては、代行だけではなくてハイヤーがあるというのはありがたいことだから利用してもいいんでしょうけれども、あまり利用しているような話を聞かないんですけれども、そういったことに対して周知というのは、お店屋さんだけなのか、何か別な形でされているのかということを知りたいと思っております。

あと、営業時間が10時までと、本当10時に乗らなかつたら、10時半にだと全然駄目だという形でやられるんですけれども、若干1時間とか、2時間まではどうか分かりませんが、時間の延長という形にすれば幾らか利用も増えるのかなというところもあるんですけれども、その辺りどのように捉えているのか、お伺いしたいと思います。

**産業振興課長補佐（商工観光担当）** 御質問にございました、ハイヤー夜間延長の運行事業の状況でございますけれども、8月から始まりまして2月末までの実績ということにはなりますが、運行が木曜日から土曜日までとなつてございますが、その運行の対象日数が89日ございました。その中で利用のあった日数につきましては、56日、運行回数につきましては77回、利用人数が157名ということになってござ

います。

事業の周知でございますけれども、8月1日からの実施にあたりまして、まず7月25日、各新聞社の朝刊にチラシの折り込みを行ってございます。また、商工会を通じまして夜間営業している店舗のほうにも、ポスターの掲示やお客様への周知というような形で依頼を行ってございます。また、実施された後につきましては、広報12月号、1月号、こちらの2回におきまして周知を行ってございます。

次、営業時間の延長についてという部分でございますが、こちらにつきましては、実施事業者等の協議におきまして、延長は難しいという結果となっているということから、営業時間の延長につきましては、現在は考えていないという状況でございます。以上です。

**石川委員** 大体回答は予想ついていましたけれども、89日間あった中で利用が77回ということで、一晩に1人1回ぐらいしかないようなパターン、それよりも少ないという感じありますよね。ですから費用対効果としてはちょっと低く感じはするんですけれども、もっと利用を高めるような方策を考えてほしいと思いますし、私も結構乗ったほうではあるんですけれども、利用者としても、もう少し乗りやすいような、そういう体制ができればなという感じがします。実際のところ、代行も結構混んでいて、すごく待たされて、夜中12時過ぎまで待つというようなこともあるということ、そこがハイヤーでカバーするとなると結構厳しいところあると思うんですけれども、そこをうまく循環できれば利用者も増えて、お店も幾らか相乗効果が出るのかなという感じはするんですけれども、何か考えがありますでしょうか。

**産業振興課長補佐（商工観光担当）** おっしゃられました時間等の拡大、それにより人数が増えるのではないかというような御意見でございましたが、やはり町としましても、実施していただける事業者ありきということで、事業者がそれでやらないよと言えば、根本から延長すらできないような事業になりますので、そちらにつきまして事業者と、もう一度協議をしながらということを進めていければなということ、思っておりますので、御理解をいただければと思います。

**家塚委員長** ほかにありませんか。

**細川委員** 予算書100ページのふるさと応援寄附金事業ですけれども、担当が違ったらすみません。ふるさと応援寄附金については、町の貴重な財源だと思うんですけれども、今の南幌町の地場産品ということで、新たな品目が出てきているのか、それから提供ができなくなった品目というものがあるのか、その辺をちょっと教えていただきたいと思います。

**商工観光係長** 令和7年度に国のほうに登録しました返礼品につきましては、例を挙げますと、お米のえみまる、ミニトマト、ゆめぴりかの米粉、干し芋、リトルフォートコーヒーのドリップパック、南幌ジンギスカンの本店のみで販売しておりますラム肉などを登録しております。現在こちらの商品につきましては、商品撮りなどを行って、ポータルサイトでのページ作成などを行っている最中です。令和8年度にポータルサイトに掲載予定となっております。今後も新たな返礼品を増やすために、提供事業者様を増やしたり、あと中間事業者と検討を行っていきたいと思っております。

また、提供できなくなった返礼品につきましては、例えばですけれども、ちょっと事業者名を挙げると申し訳ないんですけれども、南幌麵匠さんのラーメンの一部が今月末で販売が休止するという連絡がつい最近来ただばかりでございます。そちらに関する返礼品の面につきましては、返礼品の組み合わせを変えたりというような、見直しを行う必要が発生しております。また、去年は、ことぶきやさんが提供していただきました毛ガニにつきましては、漁獲量の減少によって、返礼品として提供ができておりません。こういった商品の廃止とか休止、また農産物やこういった魚介類につきましては、収穫量が少なくなって提供ができないということはこれからも想定されます。以上です。

**細川委員** 再質問いたします。今ちょっとお話していただいた品目等は分かったんですけれども、これは8年度といたら、いつ頃、この国の登録というか、まだ先なんでしょうか。その辺ちょっと教えていただきたいです。

**商工観光係長** 今挙げました品目につきましては、令和7年度の国への申請を完了しております。これから実際に寄附者様への返礼品として提供していく予定となっております。地場産品につきましては、すぐに提供できる体制になったからといって、返礼品としてポータルサイトであげることはできなくて、まず国の申請を行って、地場産品としての了承を得てからの提供になってまいりますので、若干時間がかかってまいります。毎年7月中に申請を行って、10月以降の提供可能というような流れになっておりますので、地場産基準につきましても、いろいろと国の制度改正で年々厳しくなっているところではありますけれども、今後も、ふるさと応援寄附金の拡大のために、関係各所と連携して協力していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

**細川委員** 一応、まだ令和8年度については7月中に申請して、10月以降ということで、先の話だと思うんですけれども、なるべく多い品目にさせていただいて、収入につなげていただきたいと思っております。以上で終わります。

**家塚委員長** ほかにありませんか。

**湯本委員** 小規模事業者の振興に関する条例の制定についてお尋ねします。これ町長のほうも、少し前向き検討と書いてあったかと思うんですが、北海道内でも69市町村が増えてきて、空知で言えば去年は奈井江町もつくって条例化されています。先ほどの話の中にもあったように、商店が増えているんですけれども、結局その住んでいる人の利用しやすい機能を持っているかといえば、若干、必要になってきますし、はれっば等にもあれだけ多くの人 coming いる中で、商店街の機能をどのように持っていくのかということも含めて、直接的ではないにしろ、町が一定程度ビジョンを示すという方向でも重要なことだと思いますので、今、状況としてどのようになっているか、お答えいただきたいと思っております。

**産業振興課長補佐（商工観光担当）** 小規模事業者の振興に関する条例の現状の進行度合いでございますけれども、現状としましては、令和9年度からの第7期総合計画の中で、条例の制定について盛り込むことで進めてございます。担当としましては、先ほど加藤委員からの質問もありました、市街地以外の助成とかもありますので、担

当としましては条例制定に合わせまして、何かしらの新しい事業も盛り込めないかということで担当としては今考えているというような形になっております。以上です。

**湯本委員** 分かりました。具体的な中身についても検討が進んでいるというように押さえて、良い条例が南幌独自にできるように、よろしく願いいたします。

**家塚委員長** ほかにありませんか。

**西股委員** それでは、私から3点くらいお聞きしていきたいなと思います。まず1点目が空き店舗活用事業の関係ですが、オープンしてから、その状況どのようになっているかという状況の把握とフォロー体制、こういうことをどのようなことをやっているかということをお聞きしたいなということです。

それと2点目は温泉の関係ですが、温泉の無料入浴券で、サウナ棟の利用が昨年まではできなかったんですが、今年度からできるようになるといううわさがあるんですが、250円足して、それで入れるようにするという話を聞いたんですが、以前、この関係について確認しているところ、温泉側の考え方としては、サウナというのは非常にプレミアム感があると、ですから、この無料券に250円を出しても駄目だというような回答が来ていたんですが、その辺の考え方も温泉のほうで変わったのかどうかあわせてお聞きしたいなと。

それと、温泉の指定管理の関係が、今年いろいろ出てくるかなと思うんですが、その中の条件の中で朝風呂を復活させるというものが出ていたんですが、朝風呂の関係は前に廃止したときですね、やはり清掃が行き届かないから、これはできないんだというような形で多分回答されていたと思うんですが、これについて、条件の中に盛り込むのはいいんですけども、それが果たしてきちんとした形の体制をとった中で、やってくれるかどうかの確認はやはりしていかなければならないと思うので、その辺の考え方というか、そこら辺を少しお話ししていただければなと思います。以上3点です。

**産業振興課長補佐（商工観光担当）** まず1点目の空き店舗のオープンした後の状況把握とフォローの関係になろうかなと思ってございます。まず、これを申請するにあたりましては、事前に商工会のほうで経営相談と総合計画の支援を受けてからというような前提条件がございますので、そういうような状況もあわせましてオープン後の運営に関するフォローにつきましても、商工会のほうにお願いをさせていただきます。町としましては、四半期ごとにきます補助金の請求や、報告等の手続きに関する書類作成等のフォローというような形で行ってございます。運営状況の確認方法ですが、四半期ごとにきます店舗賃借料の請求の際に、実施状況報告ということで収支状況もつけていただいておりますので、対象期間中の収支の状況につきましては、確認ができていたというように進めてございます。

次、2点目の無料入浴券でのサウナ利用という部分でございます。こちらのそういううわさを聞いているということでございますが、そのうわさの通りですね、4月1日から交付します令和8年度の無料入浴券のほうで、窓口で250円支払えば、ホテル棟のサウナ施設が利用できますよということになりました。そちらの周知のほうにつきましては、4月号の広報で周知をさせていただき、今そういう方向で進めてござ

います。先ほど言いました温泉のほうの取り扱いにつきましては、いろいろ去年の質問もございまして、後に町民からも実際言われてございます。その辺につきましては温泉もできるという判断になったということで御理解をいただければと思いますので、よろしく願いをいたします。

次3点目、朝風呂の復活の件でございます。こちらとしましては、おっしゃられたとおり令和9年度からの新しい指定管理者の選定にあたりまして、募集要項と仕様書のほうで朝風呂を設けるということにしてございます。こちらにつきましては、町外になりますが、他の施設におきましても日帰りの朝風呂、また早い時間から日帰り入浴を実施しているところも多くございます。そういうこともございまして、清掃方法など指定管理者が十分工夫を行うことで実施が可能ということで判断しまして、そちらの要項のほうでしてございます。ただ、こちらも先週末、指定管理者から連絡がまいりまして、きららパーク場のオープンも見据えまして、4月1日から再開するという連絡が来てございます。ただ、時間につきましては、以前早い時間でやっていたんですが、宿泊客のほうから、前日の夜の日帰りの客も多い中でゆっくり入れないというような声も多々あるということで、宿泊客の朝晩の入浴に配慮しまして、6時半から8時半というような形で朝風呂を復活させたいということで、連絡が来てございます。こちらもあわせまして、先ほどと同じく4月号の広報のほうで周知をさせていただきたいということで思っております。以上です。

**西股委員** 再質問させていただくんですが、空き店舗活用の関係で、以前やはりこういう資金使って行って、ある程度の期間でやめられているところがあったのかなというのがちょっと見えたりしているんですが、そういう店舗があった場合に、例えば、投資したりしている中では、どうなんだろうかなというのがあるので、どのくらいまでの間、運営していればいいんだろうかという部分、その辺の考え方を教えていただきたいんです。

それと温泉の関係、サウナ利用できるというのは、非常にありがたいなと思っております。それと、朝風呂についても、4月からやるということなので、それはいいことかなと思っておりますので、どんどん宣伝していただければと思います。最初の1点だけ。

**産業振興課長補佐（商工観光担当）** 再質問ありました、空き店舗の創業どれぐらいかという部分でございますが、要綱上は1年最低続けなさいということになってございます。ただ、担当としましては当然1年というわけではなく、ずっと続けていただきたいという部分がございますので、特に何年ということではなく、やれる限りやっていたきたいというのが、担当として思っているところでございます。以上です。

**西股委員** 1年という中ですが、あまりにもちょっと短い中で、投資しているお金というのは、うん10万とあるわけですから、1年でそれを全部なしにできるような感じにするというのもちょっとあれかなと思うので、もう少し長く、継続的にやれるような形をやはり組んで行ってほしいなと思うんですが、そのためにやはりフォローだとかそういうところを、いかにやっていくかということになろうかと思うので、最低でもやはり2年間、継続できるような方法というのを商工会のほうと検討していっ

ていただきたいなと思います。よろしくをお願いします。

**産業振興課長補佐（商工観光担当）** そのようなフォローにつきましては、商工会で実際巡回や受付を行って、1年、2年で終わるものではございませんので、引き続き経営に関しましては、こちら私たちノウハウがないものですから、その辺につきましては商工会のほうにお願いをしながら進めていきたいと思ってございます。以上です。

**家塚委員長** ほかにありませんか。

**熊木委員** 南幌温泉のことについて伺います。町民の方から、南幌温泉の改修に伴って、浴槽内に手すり片方しか付いてなくて、高齢者にはとても優しくないというような声がありました。それで私も行って入ってきました。そしたら、片方しかないんですけども、どうもその工事のときに外したというような跡もないので、もともと片方しかなかったのかなと、打たせ湯のところは前は両方あったので、それと勘違いしているかなと思いつつも、でもやはり温泉の中は滑るので、できればジャグジーに入るところなんかは、1段、2段上がって入りますよね。そしたら片方だと、やはり不自由かなと思うんですよね。ですから、そういう声があったので、もし片方をつけることができるのかどうか、その辺の検討をお願いしたいなと思うのが1点と、もう1つ、宴会場の壁のクロス修理というのは、もう既に終わっているのかどうか、その2点をお願いします。

**産業振興課長補佐（商工観光担当）** まず1点目の手すりの部分でございます。今回の大規模改修の前後で減らしたということは、こちら自信がなかったのが指定管理者と確認しましたが、減ってはございませんということで、そちらのまず御回答と、新たな設置のほうにつきましては、やはり安全性もございまして、指定管理者のほうと協議をさせていただきまして進めさせていただきたいと、検討させていただければと思っております。

2点目の宴会場の壁の修理のほうでございますが、現状まだ終わってございません。これにつきましては、現指定管理者のほうに引き続き行っていただくように、お話をしていきたいということで思っております。以上です。

**熊木委員** 手すりの件については、やはりせつかく温泉に来る人が安心して入るよということとはもう大事なことで、ぜひお願いしたいなと思います。

それから今、聞き間違いでないですよ。クロスの方は終わってないという御答弁でしたか。それ、改修のあった後からも何度か全員協議会の中でも意見も出ていますし、それがなぜこんなにかかるのかというので、お客さんが入っているから修理ができないのか、いろいろあるのかもしれないんですけども、あまりにも何か遅いのではないかなと思うんですけども、その辺は担当課も話し合っていることだと思うんですが、速やかにやってもらうようお願いしたいと思うんですけども、どうなんでしょう。

**産業振興課長補佐（商工観光担当）** 壁の件でございます。ほかの部分、指摘していた、もともとの日帰り棟のほうの上にある部分の壁とか、ほかの部分につきましては全て修繕をさせていただいております。宴会場のほうはなぜできてないかという部

分につきましては、指定管理者のほうで部屋の洋室化等を行った部分で、宴会場の一部を食事の場所にしたいという考えがございまして、それを今どのようにするかということで、そちらの壁の修繕等につきましてはその考えがまとまり次第、どのようにやっていくかという部分も含めて、今回の修繕のみできていないということになってございますので、こちらとしては当然宴会場、広いところがございませぬので、そのまま使ってほしいという部分もございまして、協議はしているところでございます。ただ、そういう諸事情がございまして、宴会場の壁だけ進んでいないという状況になってございますので、御理解いただければと思います。以上です。

**熊木委員** いや、担当課もお話あって御苦労されているいろいろな話し合っていると思うんですけども、お客さんは町内だけでなく、町外からも来られたお客さんがあそこで食事をして、何か、普通に考えて、今、食事棟に何かそういう話があるのでというんですけども、まず、あまりにも剥がれているところをちょっと、何か簡易的に補修するというところぐらひは、事業者としては当然のことだと思うんですけども。その辺はやはり今こういう中でも意見出ていますのでということで、ぜひ話し合っやってほしいと、やらせてほしいと思います。要望します。

**西股委員** 今の関連ですが、食堂を洋室化したいという話だったんですね。それって、今これから協議だというんですけども、認められるような形にならないですよ。改装したときに、そういう話が出ているんだったらそうなんだけれども、改装終わった後からそういう話が出ること自体ちょっとおかしいのかなと思うので、これはあちらのほうに強く申し入れしてほしいなと思います。

**産業振興課長** まず、担当補佐からのお話もありましたとおり、壁紙は貼ってもらった約束で進めてきました。それで、もともとあった日帰り棟のレストランの上だとかも全部壁は張り替え終わって、宴会場もやってもらう予定だったんですけど、先ほど言ったとおり、洋室にしたことによって宴会場をちょっと検討したいんだというお話があって、それは、今西股委員の言っているように我々もそこは宴会場の改修は一応認めない形で意見は言っていますので、それがあったことで今、壁紙の張りは少し遅れている状況、詳しく言うとそういう状況です。なので、まずは、今終わってない壁紙を早急に対応してくださいという旨は伝えてあります。なおかつ今、熊木委員からも言われたので、私たちからも強くお伝えしたいと思います。西股委員の言うとおりに宴会場の改修は我々としてもそれは認めない形で進めていますので、そのような形で取り進めていきます。よろしくお願ひします。

**家塚委員長** ほかにありませんか。

**細川委員** すみません、先ほど聞けばよかったんですけども、先ほどふるさと応援寄附金の事業のほうで、ラーメンが製造中止になるかもしれないというようなお話を聞いたんですけども、前に、関係としては101ページの観光協会の運営事業のほうに関係するんですけども、以前に私がうどんとそばをやめたのはなぜですかという質問したときに、特産品に指定されていないので、メニューから外しましたという話だったんですけども、もしラーメンが製造中止になったら、特産品から抜かれて、ラーメンもつukらないということになってしまうのかどうか。その辺のちょっと見解

をお聞きします。

**商工観光係長** すみません、先ほど私の説明でちょっと言葉が足りなかったんですけども、製造休止になるのは、何種類かあるラーメンのうちの1つだけです。なので、南幌麵匠さんでラーメンの製造をしないというわけではなくて、いろいろある中の1つだけで、それが特販所の売店のほうでも販売しているようなものでもありますけれども、ふるさと納税の返礼品でもあるんですけども、それがちょっとなくなってしまったということで、軽食コーナーでラーメンの提供ができなくなるということではございません。以上です。

**細川委員** 要するに、製造は全部中止するわけではないということで確認しましたので、ありがとうございます。

**家塚委員長** ほかにありませんか。

**佐藤委員** ちょっと通告にないんですけど、102ページの地域おこし協力隊設置事業ですけども、先ほど観光拡大に向けてやっていただくという、そういうお話でございました。担当課としては、地域おこし協力隊の人に観光拡大に向けて具体的にこんなことをやってほしいというそういうお考えはあるのでしょうか。

**商工観光係長** 今、1年目で、地域おこし協力隊されている越智隊員ですけども、2年目にあたりまして、会計年度任用職員から委託型ということで、御自宅で、今年の夏ぐらいに起業して、ちょっとお店をやったりというのを考えているということ聞いております。そこにあたって、南幌町の隊員として、していただくような業務は一応決まっておりますし、今も行っていますけれども、観光協会での業務の一部を今もしていただいておりますし、あと、昨年も越智隊員が、一般の町民の方を募って南幌町の観光マップ作りをしていただいて、令和8年度に、それをもとに、私たち町でも、観光マップを紙で印刷して、町外の来た方に配れるような体制をとりたいと思っております。そのほかにも、越智隊員は、一応この今予算を策定するにあたってこういうことをしたいということをしておりまして、例えば、特産品になるような商品を開発したいということで、一応計画も行っておりますし、ちょっと業務のする場所が変わってしまいますけれども、越智隊員とは定期的にきちんと連絡を取り合って、地域おこしの業務を進めていっていただく予定となっております。以上です。

**佐藤委員** ありがとうございます。越智隊員がやっていただけということで非常に期待はしております。その中で、以前の協力隊の皆さんがいろいろ努力してくださった結果で、町内よりも町外の方がたくさん来ていただきまして、また、じゃらんとかそういう観光雑誌にも大きく取り上げられたりとかして、今、意外と南幌町の観光って注目されていると思うんですね。T i k T o kとかいろいろなところでも、南幌町のこういうお店というのが出ておりますので、今すごいチャンスかなと思うんです。それで今、観光協会公式アプリってありますよね、私も入れているんですけど、ああいうところでも発信しています。でも、なかなか町内の人たちが、意外と町外の人たちのほうが、いろいろな南幌の情報分かっていて、町内の人、そういうところがあるんだけど、どこにあるのとか、住宅街にあるんだけど、どこなのと聞く人が多いんですね。それで、できるだけ観光協会のアプリを入れていただけるような、

何かそういう町内の方にも広めていただけるような、そういう何かアイデアを出していただけないのかなという思いがあります。それで今、せっかく観光のチャンスなので、協力隊だけに任せるというのではなくて、観光協会、町のほうでも、本当に力を入れて行く、そういう時ではないかなとは考えているんですけど、そのところもお聞かせ願います。

**商工観光係長** 御意見ありがとうございます。越智隊員のマップにつきましては、表面がそういった観光施設とかが載っているような、南幌町民の方が、町外の方に教えたい場所みたいなのを載っているようなマップで、裏面は飲食店のグルメガイドみたいな形をとらせていただいたマップにしようと、今、越智さんと話をしているところです。そちらについては、町内の各施設で配架する予定なので、町民の方にも見てもらえると思いますし、また、ちょっと観光協会のアプリというのはないんですけども、なかなか今新しいオープンするお店はインスタグラムとか、そういったSNSでしか発信しなくて、もしかすると看板すらも出てないようなお店が結構多いかなとは思っています。そういったところを分かりやすくしたいなと思っているんですけども、そういった観光マップで分かりやすいように、御紹介していきたいなと思っております。また、町外へのイベントとかでも、そういったガイドマップを持って、南幌町を知っていただくような取組をしていきたいと思っておりますので、来年度も観光協会でエスコンフィールドのほうにPRに行ったりということは決まっておりますので、そういった札幌市、北広島市など近郊のイベントには積極的に参加して、もちろん越智隊員も都合が合えば一緒に行っていていただいて、南幌町のPRに努めていきたいと思っております。以上です。

**佐藤委員** 期待しておりますので、よろしくをお願いします。

**家塚委員長** ほかにありませんか。(なしの声)

ないようですので、質疑を終了していいですか。(はいの声)

それでは質疑を終了します。職員の入替えもございますので、ここで休憩をとります。

(午後 2時27分)

(午後 2時42分)

**家塚委員長** それでは、休憩を閉じ再開いたします。

次に、審査順序の10番目、第7款土木費について審査を行います。同時審査として、機場施設管理費の説明についてもあわせてお願いします。

**都市整備課長** それでは、第7款土木費について御説明いたします。予算書104ページをごらんください。また、予算資料は16ページとなりますので、あわせてごらんください。

7款1項1目土木総務費、本年度予算額136万円。土木総務経費では、土木積算システムなどに係る経費を計上しています。次ページにまいります。

2項1目道路橋梁総務費、本年度予算額461万8,000円。道路橋梁総務経費

では、道路台帳の修正業務、並びに道路、治水など関連7団体の負担金を計上しています。次ページにまいります。

2目道路維持費、本年度予算額4億4,703万8,000円。町道管理経費では、次ページにかけて、町道及び普通河川などの維持管理費として、2億2,262万2,000円を計上しています。予算資料16ページをごらんください。

町道長寿命化改修事業、1億3,913万9,000円は、老朽化する町道及び道路施設の改修について、個別施設計画に基づき整備を進めるための委託料、並びに工事請負費で11事業の経費を計上しています。財源は、補助金及び起債を活用しております。予算書にお戻りください。107ページです。

町道除排雪事業では、次ページにかけて、町道及び公共施設などの除排雪業務に係る経費として、2億2,083万9,000円を計上しています。

総合保安センター管理経費では、次ページにかけて、施設の維持管理に係る経費として、357万7,000円を計上しています。

3項1目都市計画総務費、本年度予算額3億5,472万9,000円。都市計画総務経費では、都市計画審議会委員の経費、準工業用地等整備工事を計上しています。

2目公園費、本年度予算額1億7,262万4,000円。公園施設管理事業では、次ページにかけて、公園及び緑地帯などの維持管理に係る経費を計上しています。12節委託料、6,312万9,000円は、緑地帯などの施設管理及び公園・きららパークキャンプ場の指定管理料、樹木剪定業務、毎年義務付けられている公園遊具の点検業務を計上しています。14節工事請負費、9,401万3,000円は、三重緑地公園キャンプ場炊事場、遊友館トイレの改修工事、温泉周辺整備による親水公園ふきの搭改修工事のほか、デッキ、バス停留所、街路灯などの施設改修工事、温泉駐車場みどり会横のトイレ改修工事を計上しています。

3目公共下水道費、本年度予算額1億2,889万6,000円。下水道事業会計繰出金につきましては、別途、下水道事業会計にて御説明いたします。

4目街路事業費、本年度予算額507万円。街路事業経費では、次ページにかけて、街路灯電気料、緑化活動に係る経費を計上しています。

4項1目住宅管理費、本年度予算額2,702万1,000円。建築事務経費は、建築業務の設計積算に必要な経費として、33万2,000円を計上しています。

町公営住宅管理事業では、次ページにかけて、町公営住宅3団地108戸及び子育て住宅4戸の維持管理を行う経費として、1,288万5,000円を計上しています。14節工事請負費、745万8,000円は、栄町公営住宅浴槽設置工事3戸分を計上しています。

続きまして、道公営住宅受託管理事業では、次ページにかけまして、道より指定管理者として指定管理料を受け、道営住宅60戸の維持管理を行う経費、410万4,000円を計上しています。

住宅リフォーム助成事業につきましては、平成27年度からの継続実施で助成金800万円を計上しています。また、空き家対策事業として、空き家等解体助成金と中古住宅購入助成金を計上しています。

以上で、7款土木費の説明を終わります。

続きまして、同時審査の機場施設管理費について御説明いたします。予算書96ページをごらんください。

5款1項4目機場施設管理費、本年度予算額2億1,705万3,000円。次ページにかけまして、管理する9機場の機能を維持するため、点検整備及び機場の運転に必要な経費と負担金などを計上しております。10節需用費の修繕料では、揚排水機場の点検結果に基づく修繕及び計画的な整備補修に必要な経費を計上しています。14節工事請負費では、幌向運河調整池等浚渫工事を計上しております。

以上で、説明を終わります。

**家塚委員長** それでは、説明が終わりましたので、質疑を行います。

**星委員** 3点伺いたいです。1点目、予算書の106ページで、予算資料だと16ページですが、町道の長寿命化改修事業についてですけれども、計画に沿って順序立てて工事されているんですけれども、確認したいことは団地内ですが、団地内も大分老朽化しているなと思うんですよね、ぼこぼこしてやせているという言い方するんですかね、沈んでいるようなか所が団地内にも見受けられるんですけれど、この団地についても計画の中に入っているのか、伺いたいです。

2点目ですけれども、予算書の109ページ、準工業団地、大体3億3,700万ぐらい計上されているんですけれども、こちらの財源の詳細というか、内訳を教えてください。

あと3点目、114ページの空き家解体事業ですけれども、危険空き家というんですか、特定空き家に対して、それがどのくらいあるのか教えてください。

**土木係長** まず、団地内の舗装についてですが、確かにところどころ傷んでいるのは承知しているところでございます。今、交通量の多い南8線や広域新道の傷みが激しいもので、現在はそちらのほうを優先している状態になっておりまして、団地内に関しましては、都度パトロールや住民からの要望に答える形で、維持補修費で今後も対応していくところと考えております。

次に、準工業団地の内訳ですけれども、こちら事業費に対して、50%を社会資本総合交付金、その補助裏の50%のうち、90%を公共事業等債という起債で賄っております。以上です。

**都市施設係長** 特定空き家につきましては、南幌町においては0件となっております。以上です。

**星委員** 団地内もやはりマンホールが出てきて、どうしてもそういう段差が大きくなるんですけれど、その修繕というのは、そういう個所も含めているのかどうかということをお聞きしたいです。

あと、もう1点、準工業団地ですね、50%社交金ということで、この前私も臨時会か何かのときに、社交金これ要綱では50%交付されるという話ですけれど、今年度10何%だったというんですが、今回もこの社交金を50%ということは、もし、今年度のように配当が少なかった場合、財源をどのように見立てていくのかということ、2点目伺いたいです。

3点目、空き家0件ということですが、うちの隣の隣にある建物は十分危険だと思うんですけど、何で危険にならないのか教えてほしいです。

**土木係長** まず、団地内の舗装に関してですけれども、マンホール等出ている部分に關しましては、パトロールしております、毎年ですけれども、何か所かごと切下げを行ったり、あと舗装での擦り付けで対応しているところがございます。

もう1つ、準工業団地の社交金に関してですけれども、確かに去年と同じ社交金ではあるんですけども、今回、重点事業といたしまして、優先的に予算のほうを配当してくれるような形で、今北海道と協議中ですので、去年とはまた違った形になるのではないかと考えております。以上です。

**都市施設係長** 3点目の当該物件につきましては、過去に積雪によって家屋の一部が損壊しまして、ネットによる緊急措置ですとか、訪問、注意喚起を行ってきました。それで、令和元年に落雪により前面の歩道に通行障害が生じたんですけども、その際に、国道管理者とともに直接、所有者に面会、文書等により指導を行い、翌年に所有者の許可の下、建物の立ち入り調査を行っております、調査した結果、特定空き家等に相当する状態でないとその際に判断しております。この調査ですけれども、これは北海道の基準に基づいて、建物の傾き具合や基礎、屋根などの状態、損傷率から判断しています。その後、指導した年からは、所有者によって雪下ろしのほうを定期的に行われていますので、それが現在まで毎年行っていることが確認できていますから、放置物件ではなく、所有者の管理下にあると考えられますので、特定案件に該当しないと判断しています。以上です。

**星委員** 団地の件に関しては理解しました。準工業団地、社交金も重点項目になるので優先的という話だったんですけど、そうすれば、かなり大体50%は来るのかどうか、もし来ないとなればどういう財源、起債を建てるのか一般財源を使うのか、50%絶対来るならいいんですけど、来ないかもしれないという場合は、どういう財源を見込んでいるのかということをもっと聞いてみたいのと、あと、危険空き家、管理されているということですが、やはり景観的にもなかなか、ちょっと指導というか助言が必要なのかなと思うんですけど、担当課として、やはり頑張れるところは頑張りたいなと思っているんですけども、今後の対策というか、啓発というか、そういうものを考えているかどうか、お願いします。

**土木係長** 準工の財源についてですけれども、ちょっと50%確約されたわけではないので、もう少し下がる可能性もあるにはあるんですけども、社交金が配当されなかった分に関しましては、先ほどお伝えしました公共事業等債のほうで充当を増やして対応する所存でございます。以上です。

**都市整備課長補佐（都市施設担当）** 先ほどの話ですけれども、所有者は明確に分かっている物件ということで、管理もある程度していただいているということで、こちらのほうからも当時から、何とか問題なければ、解体のほうということでお話ししているものなんですけれども、なかなかいろいろな関係で、そこに至らないということで、今後についても、何か支障があるようなことがあれば、所有者は分かっていますので、所有者のほうに対応していただくということで、特定空き家という判断基準

にはなっていないということで御理解いただきたいと思います。

**家塚委員長** ほかにありませんか。

**熊木委員** 2点伺います。1点目は、110ページの公園施設管理事業で、ちょうど三重公園の公園キャンプ場炊事場の改修工事が行われますよね。それで住民の方からも、それから先日の議会報告懇談会の中でも意見が出たんですけれども、三重公園の表のほうにはトイレありますよね。それからずっと行くと、遊友館のほうにトイレがある。それで、その中間にトイレが必要ではないかという意見でした。地域の方からも、間に合わないのか何かその距離があるのか、途中で用を足してしまうというような苦情も寄せられています。それで簡易的なトイレを設置できないのかどうかということが1点です。

もう1つは、113ページの町公営住宅管理事業のところ、先ほど今年度3棟の浴槽を設置する工事が行われるということでしたけれども、現時点で今までその設置された数、それから今後の見通しとか計画、そのことについて伺いたいと思います。

**土木係長** 三重湖公園キャンプ場のトイレに関してですけれども、指定管理者と協議をいたしまして、簡易トイレの設置を検討していたんですけれども、ちょっと指定管理者のほうから維持管理が困難だという回答をいただいております。ただ、トイレが必要というお話はいただいておりますので、引き続き、指定管理者との協議は進めていきたいと思っております。以上です。

**都市施設係長** 2点目の公営住宅の浴槽設置ですけれども、栄町団地の浴槽設備改修状況につきましては、現在まで72戸中15戸整備を行っております。全て入居済みになっております。令和8年度は3戸整備する予定で、今後も引き続き、空き室状況を見ながら整備を進めていきたいと考えております。以上です。

**熊木委員** 三重公園の指定管理者と相談しているということで、指定管理者のほうで、その中間にあると掃除とかそういうのができないということでの、あれなんですか。そこは、今後の話し合いとかで何とか設置できるような状況に持っていけるかどうか、それをまず確認したいと思います。

それから、今、現時点での数も教えていただきました。それで、広報にも空きが出た段階で募集もして、やはり皆さん見に来られたり、申し込みされたりしていると思うんですよね。高齢化していて、やはりお風呂とかそういう給湯が1番必要になってくると思うんですよね。歩いてとか車があって温泉に行けたり、あいくるの湯を使える人にとってはまだいいんですけども、だんだんそれも困難になってくると、やはり自宅とか公営住宅の中に浴槽があるとずっとこうこれから過ごしていきやすいと思うので、やはり全部に設置するというぐらいの計画があるといいなと思うんですよね。それから、年々やはり3階に住んでいる方も下が空いたら移りたいという要望は多いと思うんですよね。ですから、その3階の部分はどうするかということはあるんですけれども、例えば、その全部のところに設置するというと、あと何個必要なのかというような形では、数字は出しているのかどうか、それも伺います。

**土木係長** 簡易トイレの維持管理に関してですけれども、やはり清掃だったり、く

み取りなどが手間になるので、そちらが維持管理をするにあたって困難だという話を聞いております。ほかにも、ちょっといい方法がないか、指定管理者と密にお話をしつつ、今後は協議を進めていきたいと思っております。以上です。

**都市施設係長** 現在整備しているのが15戸で、それとほかに個人でつけていらっしゃる方が42件ほどおられます。合わせて57戸になります。全くついていない戸数が15戸となっております。以上です。

**熊木委員** 三重公園のことについては分かりましたが、例えば、災害時のトイレとかで、くみ取りとかしなくてもいいようなのが今できていますよね。そういうような形のものを設置するということができないのかどうか、それが1点です。

それから、公営住宅のほうは、個人でも付けている方もいるということでの数は分かりました。町としては、将来的には全部につけるといような計画があるのかどうか、その1点だけ伺います。

**土木係長** ちょっとトイレの規模が大きくなってくると、大きな改修になってきますので、やはり利用料金とかの検討も必要になってくると思います。また、今キャンプ場に関しても利用人数が減少傾向にあるので、ちょっとそちらも鑑みながら、どのようなトイレを設置すればいいのかというのを協議進めていきたいと思っております。以上です。

**都市整備課長補佐（都市施設担当）** ボイラー給湯設備の関係ですけれども、計画的にといいますか、入居をされている方がいますので、今は空いているところに設置していくということで、約年間3基ほどずつつけていこうという計画でございます。あと、今実際住んでいる方も設置されている方も思いますので、そちらの方々にも何年前にちょっとアンケートをとりまして、設置希望があるかどうかということで聞き取っております。その中で、17件ほどは設置したい、設置していただけるなら設置していただきたいということで聞いております。ただ、町のほうで設置した場合、家賃も上がってしまうということもありますので、その辺で家賃上がるなら自前で自分でつけますという方もいらっしゃるものですから、なかなかその入居されている方というのは、今すぐにといいことにはなかなか難しいかなと思うのですが、空き部屋から順次、3件ほどということで、将来的にはつけていきたいなという計画で思っています。以上です。

**家塚委員長** ほかにありませんか。

**石川委員** 2点ほどお伺いしたいんですけれども、まず1つは、町道除排雪事業の関係です。雪もほとんど終わって、除雪作業終わったかなと思うんですけれども、除雪機に乗っているオペレーターの方から聞くところによると、歩道ロータリーが相当傷んでいるという話を聞くんですよね。歩道ロータリーは除雪だけでなく、夏にはアタッチメント取り替えたなら除草作業もされるということで、年中動いているような機械でもあるかと思うんですけれども、相当傷んでいるんだけれども、今回は更新という形のものを出されていないんだけれども、いつまで使うのか、更新というのは考えていないのかということをお伺いしたいと思います。

それとあわせて、もう雪は今年結構少なく済んだんですけれども、実際のところ予

算の執行額に対して見積りとしてどれぐらいで収まりそうなのか。町長も積雪量としては、例年の85%ぐらいというなお話も時々されていたんですけども、ちょっとその辺りを聞きたいなと思います。

それともう1つ、通告はしてなかったんですけども、この説明書の中で、公園長寿命化改修事業ということで、南幌温泉の周りの親水公園の整備を今年やるということですけども、今年はそれに合わせて、きららキャンプ場も開業するわけですけども、あそこで営業やるとあわせて、公園整備というのはいつぐらいに完成させて利用させていくのかなということを聞きたいと思います。いろいろ一気にやってしまうんだと思うんですけども、あと、ふきの塔は、取り壊した後、何もつからないのか、更地のままなのか、その辺りをお伺いしたいと思います。

**土木係主査** まず、除雪機械の歩道ロータリーについてですが、この機械につきましては、導入から今年度で17年経過をしております。ですが、適宜修繕などを行っております。今後継続使用できる状態ということで把握をしております。また、その更新の時期についても、毎年行っている12か月点検、または車検整備によりまして、車両の状況を都度確認しており、そこで継続しようか、更新が必要なのかというところを主に判断をして、更新時期を今後も検討していくという考え方で、今行っております。

あと、今年度の除雪費の推移ですが、全体額1億6,177万3,000円という予算に対して、現在の見込みが1億1,959万641円というところで予算比でいきますと約74%ほどになるかという見込みで見いております。

**土木係長** 親水公園に関してですが、親水公園の工事は、ふきの塔解体やデッキの改修など、多岐にわたり施設の更新を行うので、事業の期間に関しては、雪が降る前までに終わらせるような形で考えてはおります。ふきの塔のかわりですけども、東屋のような休憩施設をつけることで、今動いております。以上です。

**石川委員** 除雪につきましては分かりました。17年も経っているということですけども、まだ使えるということですが、いざとなった時には即修理できるようなそういう体制というのは組まれているんでしょうか。冬だったら本当に結構雪が降っても機械が動かないとなると、それによって何日も通れなくなったら、結構住民にも影響すると思うので、その体制についてはしっかりされておられるのか、その辺り聞きたいと思います。結構、公用車というのは、我々想像以上に使われているというのは分かりますけれども、それは理解しました。

除雪費も74%ぐらいの執行だということで、いいんでしょうけれども、業者は大変なところもあるかもしれませんけれども。

それともう1つ、親水公園の工事ですけども、雪が降るまでだったら、今年1年間たっぷりかけて、この夏のシーズンはもうそういった絡みで工事してしまうから、なかなかキャンプ場に来られるお客さんにとっては、あそこで水に親しむとか遊ぶというのは結構支障が出てしまうというように想像してよろしいんでしょうか。もうちょっと少しでもやはり支障のないような形での工事進めたらいいかなと思うんですけども、その辺りどのようにお考えなのかお伺いします。

**土木係主査** 除雪機械の整備についてですが、こちらは歩道ロータリーに限らず、各業者と都度連絡をとっております。また、前提として、除雪時期に入る前に、全ての整備を終わらせて通常の稼働ができる状態にして、除雪期間に臨むというところ、あとは除雪期間は土日の出動もあるものですから、そこについても、緊急連絡先等々によって対応していただけるというような体制で臨んでおります。以上です。

**土木係長** 工事に関しましては、もちろん私どもとしても、早く終わらせるに越したことはないと思っておりますので、そこは業者と調整しつつ、なるべく早く終わらせるよう努力はいたすつもりでございます。親水公園の今回の工事に関しましては、ふきの塔の周辺が主な工事となっておりますので、確かに、ふきの塔の周りは使えない時間が増えるとは思いますが、そのほかの釣りをやっている場所とか、使える部分はありますので、そちらのほうを活用していただければと、こちらとしては思っております。以上です。

**石川委員** 除雪に関しましては分かりました。その親水公園の工事の関係ですが、1つだけちょっとお伝えしておきたいなと思うんですが、お気づきのことなのかもしれませんが、8線道路との交差点で、奥に私が管理するパークゴルフ場の沿線の木ですが、桜の木が相当枯れてきていて、もう毎年何本か倒れているんですよ。この工事の中でも、木を処理するだとか、何かしなければもっと増えると思いますし、あんなに水位の高いところに桜の木というのはなかなか育たないんですよ。本当は水位が低くないといけないんですけれども、そのところも兼ね合わせて、木のほうも処理したらよろしいかなと思いますので、お伝えしておきます。

**土木係長** 確かに桜の木に関しては、枯れている木が多かったりするのは承知しております。ですので、今年度、夏頃状況を見つつ対応していきたいと思っております。以上です。

**家塚委員長** ほかに質問ありますか。(なしの声)

質疑ないようですので、ここで終了いたします。

次に、審査順序の11番目、下水道事業会計について審査を行います。同時審査として、合併処理浄化槽整備事業費、上水道費の説明についてもあわせてお願いをします。

**都市整備課長** それでは、令和8年度下水道事業会計予算について御説明いたします。最初に、予算書の7ページをごらんください。

収益的収入及び支出のうち、収入です。

1款下水道事業収益、本年度予算額3億4,930万2,000円。

1項1目下水道使用料、本年度予算額1億1,538万円。下水道使用料及び農業集落排水使用料を計上しています。

2項1目他会計補助金、本年度予算額1億2,889万6,000円。町からの一般会計繰入金で、下水道事業、農業集落排水事業の不足分を計上しています。

2目負担金、本年度予算額587万2,000円。江別市への公社負担金、準工業用地等公社の負担金を計上しています。

3目長期前受金戻入、本年度予算額9,915万2,000円。下水道事業、農業

集落排水事業の前受金戻入を計上しています。次ページにまいります。

5目雑収益は、科目設定です。

3項1目過年度損益修正益も、科目設定です。次に、9ページをごらんください。ここからは、収益的支出の説明に入ります。

1款下水道事業費用、本年度予算額3億4,930万2,000円。

1項1目管渠費、本年度予算額1,223万3,000円。管渠維持にかかる経費を計上しています。

2目処理場管理費、本年度予算額1,110万5,000円。次ページにかけて、夕張太浄化センターの維持にかかる経費を計上しています。

3目ポンプ場費、本年度予算額2,934万2,000円。次ページにかけて、晩翠汚水中継ポンプ場の維持にかかる経費を計上しています。

4目総係費、本年度予算額8,355万5,000円。13ページにかけて、職員給与費2名分及び下水道徴収業務などの委託料、江別市施設維持管理に係る負担金を計上しています。

5目減価償却費、本年度予算額1億9,660万4,000円。下水道事業、農業集落排水事業にかかる減価償却費を計上しています。次ページにまいります。

2項1目支払利息及び企業債取扱諸費、本年度予算額1,546万2,000円。起債償還利息及び一時借入金利息を計上しています。

3項1目過年度損益修正損、本年度予算額1,000円。下水道事業、農業集落排水事業に係る過年度損益修正損の科目設定です。

4項1目予備費、本年度予算額100万円です。次に、15ページをごらんください。

ここからは、資本的収入及び支出に入ります。初めに、資本的収入について説明いたします。

1款資本的収入、本年度予算額6,856万8,000円。

1項1目企業債、本年度予算額3,840万円。江別市南幌関連事業、晩翠汚水中継ポンプ場整備事業の起債借り入れ分です。

2項1目国庫補助金、本年度予算額3,016万7,000円。調査・工事実施に係る社会資本整備総合交付金です。

3項1目受益者負担金及び分担金は、科目設定です。次ページにまいります。

ここからは、資本的支出の説明となります。

1款資本的支出、本年度予算額1億4,696万9,000円。

1項1目建設改良費、本年度予算額8,912万5,000円。23節は、重要管路カメラ調査の委託料、25節は、本年度から2か年の継続費で実施します晩翠汚水中継ポンプ場電気機械設備更新工事、その他維持に関わる工事請負費、江別市南幌関連工事負担金を計上しています。

2項1目企業債償還金、本年度予算額5,784万4,000円。建設改良に係る企業債償還金を計上しています。17ページをごらんください。

17ページから24ページにかけましては、給与費明細書となっております。こ

の項目は概要説明とさせていただきますので御了承願います。

1 総括です。職員給与費における2名分の令和8年度を記載しています。職員手当の内訳、18ページでは会計年度任用職員以外の職員、職員手当の内訳、19ページでは給料及び職員手当等の増減額の明細、20ページでは給料及び職員手当の状況、21ページでは級別職員数、22ページでは級別の基準となる職務内容について、23ページでは昇給について、24ページは期末手当・勤勉手当の支給率、定年退職及び応募認定退職に係る退職手当の支給率、特殊勤務手当、その他手当の支給率等となっています。

25ページから32ページは財務諸表となっております。こちらも概要説明とさせていただきます。

25ページ、26ページは、令和8年度予定貸借対照表です。27ページから28ページは、令和7年度予定損益計算書です。29ページから30ページは、令和7年度予定貸借対照表です。31ページは予定キャッシュフロー計算書です。32ページは注記事項となっております。記載のとおりでございます。

次に、33ページは、継続費に関する調書で、先ほど御説明いたしました晩翠污水中継ポンプ場電気設備更新工事の当該年度以降の支出予定額並びに事業進行状況等に関する内容となっております。34ページから35ページは、債務負担行為の支出額等に関する調書で、過去に実施した江別市公共下水道事業負担金で翌年度以降に支出を予定する内容となっております。

最後に、36ページは、地方債に関する調書で、令和8年度借り入れ予定の2件を含む、全49件の地方債となっております。それでは、1ページにお戻りください。

第1条は、令和8年度南幌町下水道事業会計予算は、次に定めるところによらし、第2条は、業務の予定量です。処理区域面積を下水道事業360ヘクタール、農業集落排水事業21ヘクタール、年間総汚水量、下水道事業65万立方メートル、農業集落排水事業2万9,280立方メートル、主要な建設改良、下水道事業8,912万5,000円でございます。

続きまして、第3条は、収益的収入及び支出です。収入3億4,930万2,000円、支出3億4,930万2,000円としております。次ページにまいります。

第4条は、資本的収入及び支出です。収入6,856万8,000円、支出1億4,696万9,000円、収入と支出の差し引きで不足します7,840万1,000円は、当年度分損益勘定留保資金で補てんするものでございます。

第5条は、継続費です。先ほど説明いたしました晩翠污水中継ポンプ場電気設備更新工事で、内訳として総額2億7,034万7,000円。令和8年度4,196万5,000円、令和9年度2億2,805万2,000円の2か年工事となります。

第6条は、企業債です。江別市南幌関連負担事業1,750万円、晩翠污水中継ポンプ場整備事業2,090万円とし、起債や償還方法、利率を記載しています。

第7条は、一時借入金です。限度額を2億円とします。

第8条は、予定支出の各項の経費の金額の流用で、営業費用と営業外費用を流用することができることとしています。

第9条は、議会の議決を経なければ流用できない経費です。給与費1,194万4,000円とするものです。

第10条は、一般会計からの補助金で、1億2,889万6,000円とするものです。

以上で、令和8年度下水道事業会計予算の説明を終わります。

続きまして、同時審査、一般会計、合併処理浄化槽整備事業費及び上水道費について御説明いたします。一般会計予算書88ページ下段をごらんください。

4款2項3目合併処理浄化槽整備事業費、本年度予算額364万7,000円。この事業につきましては、農村地区における合併処理浄化槽設置に要する補助金等を計上しています。本年度の予定基数は7基を予定しており、水洗化に関わる改造資金貸付金は1件を予定しています。次ページをごらんください。

3項1目上水道施設費、本年度予算額8,030万6,000円。長幌上水道企業団負担金です。18節負担金補助及び交付金は、企業団に対しまして南幌関連事業の第2浄水場フェンス改修事業、第1浄水場2期事業、高度浄水施設等整備事業、水道施設耐震化事業、水道施設機能維持管理整備事業、南幌町準工業団地等整備事業の起債償還負担金を計上しています。27節繰出金は、高料金対策に伴う長幌上水道企業団水道事業の経営基盤強化を図るために、長沼町と南幌町が繰り出しするものです。

以上で、説明を終わります。

**都市整備課長** それでは説明が終わりましたので、質疑を行います。

**星委員** 1点、通告にないんですけども、予算書16ページの重要管路カメラ調査、これ具体的に教えてほしいなと思います。

**都市整備課長補佐(都市施設担当)** 本年度の重要管路のカメラ調査ということで、これは、市街地から晩翠汚水中継ポンプ場までの管路で、こちらのほうが重要管路と示していますので、こちらは毎年調査しているんですけども、残り2.7キロを一遍に全部やってしまうということで、その分の予算の措置をしているということです。

**家塚委員長** ほかにありませんか。(なしの声)

ないようですので、質疑を終了してよろしいですか。(はいの声)

それでは、質疑を終了いたします。

本日予定しておりました審査項目が終了いたしました。明日13日、午前9時30分まで延会といたします。

お疲れさまでした。

(午後 3時35分)

# 予算審査特別委員会記録

(3日目 R8.3.13 9:30~14:23)

**家塚委員長** それでは、昨日より延会となっております予算審査特別委員会をただいまから再開いたします。本日の出席人員は10名全員であります。直ちに会議を開会いたします。

審査順序の12番目、第9款教育費について審査を行います。それでは説明をお願いします。

**生涯学習課長** それでは、教育費について説明をさせていただきます。予算書は115ページ、予算資料は17ページからとなります。

9款教育費1項1目教育委員会費、本年度予算額225万4,000円。教育委員会運営経費では、教育委員4名分の報酬、旅費、負担金などの経費を計上しています。

2目事務局費、本年度予算額154万9,000円。事務局経費では、事務局運営に係る経費のほか、いじめ問題専門委員会委員、学校運営協議会委員に係る報酬、費用弁償及び教育委員会における附属機関のうち、教育文化表彰審査委員会、いじめ問題対策連絡協議会、学校給食運営委員会の各委員の報酬、費用弁償を計上しています。

次に、116ページ、3目教育振興費、本年度予算額1億6,752万3,000円。外国語指導助手招致事業では、外国語指導助手に係る経費、旅費など572万4,000円を計上しています。

次に、117ページ、特別支援教育推進事業では、特別支援教育学習支援員を小学校に6名、中学校に2名を配置するための経費及び小学校に配置する特別支援学級に在籍する児童の学校生活での補助を行う特別支援学級生活介助職員1名を配置する経費として、1,343万4,000円を計上しています。

次に、118ページ、高等学校等通学費補助事業では、学校ごとの定額補助として、1,554万2,000円を計上しています。

次に、中学生国際留学プログラム事業では、派遣生徒10名を予定しており、725万8,000円を計上しています。

次に、少人数学級教職員加配事業では、小中一貫教育を推進し、小学校から中学校への進級をスムーズに接続するため、1学年2学級を維持するため、中学2年生に少人数学級を導入し、町独自による教職員を配置する費用として、536万9,000円を計上しています。

次に、119ページ、学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業では、教職員用公務用パソコン及び校内ネットワーク機器更新に伴う費用として、5,990万5,000円。GIGAスクール構想により令和2年度に導入したタブレットの更新に伴う費用として、3,475万2,000円。予算資料18ページをごらんください。

継続拡充事業として、現在の授業支援ソフトの更新にあわせ、AIドリルアプリ導入事業として318万8,000円など、合わせて1億800万4,000円を計上しています。次に、同じく予算資料18ページをごらんください。

こちらにも継続拡充事業です。英語検定料助成事業では、英語力、学習意欲の向上を図るため、英語検定料の2分の1を助成しておりますが、令和8年度から新設される6級・7級についても助成対象とし、22万1,000円を計上しています。予算書119ページにお戻りください。

地域おこし協力隊設置事業では、ICT機器の効果的な活用による学習環境づくりや運用支援、児童生徒がICT機器をスムーズに使えるようサポートに取り組むため、地域おこし協力隊を活用したICT支援員の配置に係る経費550万円を計上しています。

次に、120ページ、教育振興経費では、学校歯科医並びに薬剤師の報酬、教科書改訂に伴う教師用教科書及び指導書の購入費、児童生徒、教職員の各種健康診断業務費用、教育文化功労表彰に係る費用、関係団体への負担金及び補助金など合わせて647万1,000円を計上しています。

次に、123ページ、4目教育財産管理費、本年度予算額2,573万9,000円。教育財産管理経費では、教育財産に係る修繕料、火災保険料、維持管理の委託料など、494万8,000円を計上しています。

通学バス運営事業では、スクールバス3台分の運行経費2,079万1,000円を計上しています。

次に、124ページ、2項1目学校管理費、本年度予算額8,762万6,000円。学校運営経費では、学校運営に係る消耗品費や通信運搬料、事務補・公務補の業務委託料など1,099万2,000円を計上しています。

次に、125ページ、校舎管理経費では、燃料費、光熱水費、修繕料、各種保守点検委託料など校舎管理に係る経費のほか、2か年計画で実施している大規模改修に係る経費、5,080万円を含む7,663万4,000円を計上しています。

次に、126ページ、2目教育振興費、本年度予算額941万4,000円。総合的な学習の時間事業として20万4,000円、教育コンピューター施設整備事業では、学級増に伴う電子黒板などの備品購入に係る経費など231万4,000円、次ページになります。教育振興経費では、教材消耗品、教育振興備品、要保護・準用保護児童就学援助費など689万6,000円を計上しています。

次に、128ページ、3項1目学校管理費、本年度予算額2,546万6,000円。学校運営経費では、学校運営に係る消耗品費や通信運搬料、事務補・公務補の業務委託料など968万4,000円を計上しています。

次に、校舎管理経費では、燃料費、光熱水費、修繕料、各種保守点検委託料など校舎管理に係る経費1,578万2,000円を計上しています。

次に、129ページ、2目教育振興費、本年度予算額964万円。総合的な学習の時間事業として16万2,000円、教育コンピューター施設整備事業として20万円、教育振興経費では、教材消耗品、教育振興備品、課外体育文化振興事業及び部活動全道大会等補助金、要保護・準用保護生徒就学援助費など、合わせて927万8,000円を計上しています。

次に、131ページ、4項1目社会教育総務費、本年度予算額95万4,000円。

社会教育総務経費では、社会教育審議会委員12名分の報酬及び旅費、消耗品・印刷製本費、各団体の負担金などを計上しています。

次に、2目社会教育振興費、本年度予算額9,176万円。社会教育振興事業では、ふるさと南幌みらい塾、さわやかカレッジ、二十歳を祝う会、生涯学習サポーター謝礼などに係る経費94万8,000円を計上しています。

次に、132ページ、社会教育施設管理経費では、三重レークハウス、スポーツセンター、農村環境改善センターの指定管理料、改善センター多目的ホールへの空調設備設置に係る経費として、9,081万2,000円を計上しています。

次に、3目子ども未来費、本年度予算額611万8,000円。家庭教育支援事業では、親学講座など家庭教育支援に係る経費として4万9,000円を計上しています。

次に、133ページ、青少年健全育成事業では、放課後子ども教室やプロフェッショナル講演会、子ども文化・スポーツ全道大会等補助金に係る経費として606万9,000円を計上しています。

次に、4目文化振興費、本年度予算額130万9,000円。芸術・文化推進事業では、書初め大会、幼児・児童・生徒芸術鑑賞会、文化協会への補助金など芸術・文化の振興に係る経費として82万1,000円を計上しています。

次に、134ページ、読書活動推進事業では、図書室読み聞かせ、ブックスタート事業、読書感想文コンクールに係る経費として48万8,000円を計上しています。

次に、5目生涯学習センター管理費、本年度予算額3,356万2,000円。生涯学習センター運営経費では、施設消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料、管理清掃委託、各種保守点検などの施設運営経費、図書室備品購入費などに係る経費を計上しています。

次に、137ページ、5項1目保健体育総務費、本年度予算額754万2,000円。スポーツ推進委員事業では、委員8名分の報酬など38万4,000円、スポーツコミュニティ推進事業では、全町ソフトボール大会、はれっばマラソンなどの開催経費、体育関係団体への補助金など58万円、子ども体力向上事業では、ジュニアアスリートクラブや小学生夏休み水泳教室など、子どもの体力や運動能力の向上を図るためのスポーツ教室の開催経費、スポーツ少年団への補助金などに係る経費として309万4,000円を計上しています。

次に、138ページ、健康づくり・体力向上事業では、町民スイミングスクール、フィットネス教室など、町民が継続的にスポーツ活動に取り組む機会の提供に要する経費及び学校開放に係る経費として、348万4,000円を計上しています。

次に、2目給食センター運営費、本年度予算額2億109万9,000円。給食センター運営経費では、厨房等の各種消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料、賄材料費、調理配送業務委託料など学校給食に係る全ての経費を計上しています。予算資料19ページをごらんください。

継続拡充事業です。学校給食費無償化事業として、保護者の経済的負担を軽減するため、学校給食費の無償化を実施いたします。小学校では、国の補助額を差し引いた

差額分を助成、中学校は、給食費の全額を助成します。

次に、新規事業です。給食センター改修事業として、学校給食を安定的かつ持続的に提供するため、蒸気ボイラー及び蒸気配管の更新、空調設備設置工事を行います。

以上で、教育委員会生涯学習課所管の予算の説明を終わります。

**家塚委員長** それでは、説明が終わりましたので、質疑を行います。

**佐藤委員** 1点です。教育振興費の学校図書館ですけれども、学校図書館の管理が行き届いていないという声は、教育委員会にも入っていると思うんですけれども、今後どのように改善するのか、1点教えてください。

それと、130ページの学校図書館管理システムというのは、どういうものなのかということと、小学校、中学校の図書購入費用も教えてください。

**生涯学習課長補佐（社会教育担当）** 学校図書館の管理の状況等についてお答えをいたします。まず、学校図書システムを小学校では導入をしております。その中で、システムについては、貸し出し、返却のデータ管理はもとより、蔵書の管理を行っております。今年度小学校の担当の先生の協力により、無事に全蔵書の管理を終えているところでございます。各学校の図書購入の実績につきましては、令和6年度の数字でございますが、南幌小学校が29万9,332円、南幌中学校が29万7,113円となっております。以上です。

**佐藤委員** ありがとうございます。小学校の図書館の管理ができていないというそういう話でございましたけれども、今回、新しい司書の先生が熱心な方で、今御説明いただいたように、やっていただいて、図書の貸し出し数も増えているということでは聞いております。ただ、学校の図書館の司書は、一般の学校業務と兼任しているために、なかなかその司書だけを一生懸命やるというわけにはいかないということも聞いております。それで、今までも、なかなかその学校図書まで一生懸命できなかったという、そういうことも聞いておりますので、今後、司書の派遣だとか、時間的なアルバイトとか、そういう司書の業務削減につながるような考えもないのかどうか、それも伺います。

それと、先ほど学校図書館管理システムということをお聞きしました。お話によると、今後、ぼろろの本を小学校、中学校に貸し出しするような方向性に持っていくということをお聞きしたんですけれども、そのことで御説明いただければいいかと思っております。

先ほどの小学校、中学校の購入費は分かりました。ただ、ぼろろで一括で図書を購入となると、今後小学校、中学校の図書の購入費は要らなくなるのかなともちょっと考えたんですけれども、そこを教えてください。

**生涯学習課長補佐（社会教育担当）** ぼろろ図書室と学校図書室の連携等についての答弁をさせていただきます。まずは、学校司書や司書教諭という考え方もあるんですが、まずは、ぼろろ図書室が、学校の図書室の拡充活用にどれだけ協力できるのかなというところで、いろいろな方策を考えていきたいと考えております。御指摘のとおり、図書館システムを活用して、小中学校に貸し出しも現在も行っております。それをさらに拡充して、冊数ですとか、あと選書の考え方などもサポートしていきたい

と考えております。その中でお話にありました、ぼろろの一括購入ということは、令和8年度ではまだ考えてございません。小中学校それぞれで図書購入予算をもって、選書の中で、ぼろろ図書室で重複している本があればそれを避けるようなやり取りですとか、そういったものもシステムの中で確認できますので、そちらのほうは、ぼろろ図書室として関わっていきたいと考えております。以上です。

**佐藤委員** ありがとうございます。それでは、小学校は小学校、中学校は中学校の図書の購入費という考えで、しばらくはいいということですね。今回、320万とぼろろで図書一式の購入の予算があるんですけども、それは、ぼろろ図書館の図書一式という考えでいいということですね。分かりました。

**生涯学習課長補佐（社会教育担当）** 今の御指摘のぼろろ図書室の購入予算320万円は、ぼろろのほうで購入するとことと、重複しますが、小中学校の図書購入予算は、それぞれが今後も持ち続けるということになります。以上です。

**家塚委員長** ほかにありませんか。

**加藤委員** 予算書119ページ、学校情報通信ネットワーク環境整備事業についてですけども、こちら昨年と比べて予算が大分増えているんですけども、これの財源の内訳というのを教えてほしいのと、学校情報機器更新業務と備品購入費の詳細をお聞かせいただきたいのと、AI学習ドリルアプリが新しくなるということで、こちら全員協でも確認させていただいたんですけども、それぞれ生徒児童の得意不得意を把握しながら、それをAIでカバーしながら学力向上につなげるという良いアプリかなと思っているんですけども、これに取り組むというか、生徒児童の学習意欲の向上について結びつくのかという点で、どのように考えているか、お聞かせください。

**生涯学習課長補佐（学校教育担当）** ただいまの学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業の詳細を申し上げます。南幌町の学校情報通信ネットワーク環境につきましては、国のGIGAスクール構想を踏まえて令和2年度スタートしております。今回令和8年度は、令和2年度に導入したクロームブック502台の更新です。こちらは第1期に導入したものが、貸与年数が経過したものによる更新となっております。それ以外に、小中学校の先生たちが使用している校務用パソコン、全部で76台、こちら小学校の先生分で、平成30年に導入したパソコン、中学校が令和3年に導入したパソコンの更新をする予定となっております。それに付随しまして、現在は、学校の情報とかをサーバーにより保管しているんですけども、現在のDXに倣いまして、サーバーをクラウド化という形にする事業でございまして、事業費が大きくなっている現状となっております。

2点目のAIドリルにつきましてです。こちら、これまで小中学校に導入していましたが、スマイルネクストという学習支援ソフトが更新時期になっております。今回、公設塾の変わるものとして、今回ミライシードを導入させていただく予定となっております。こちらのメリットといたしましては、これまでは、公設塾は対象人数も4年生から中学校3年生までと限定的、そして学習時間も決まった時間、継続性については、講師の質の問題だったりとかありましたけれども、今後はこのAIドリルを導入することによって、小学校1年生から中学校3年生までの全員が対応できるというこ

と。また、学習時間も当然小中学校の授業の中でも対応できますし、持ち帰っての家庭学習のほうも強力に推し進めていきたいと考えております。メリットが多く、費用もそれほど高額でないものですから、今回、AIドリルミライシードを、小中学校の先生が、このアプリを選定した経緯もございます。生徒の学習意欲の向上については、先ほども申し上げましたけれども、今までタブレットを持ち帰っている生徒は限られておりましたけれども、家庭学習で使うということを前面に推し進めて、積極的に自宅に持ち帰ってもらって、学習していただくというように考えております。

今回の導入財源につきましては、全額起債のほうを予定しております。以上です。

**加藤委員** 詳細に説明いただきありがとうございます。財源は起債ということで理解しました。AI学習ドリルアプリについては、タブレットを1つの文房具として活用していくという、教育長の執行方針のとおり、家庭に持ち帰るよう進めていくということで理解しました。学習意欲の向上というところが結構、私としては問題視というか、気になるころではあったので、何事も楽しく感じる事が伸びることも一助になると思うので、そういった部分も気かけながら、教育環境の向上に取り組んでいただきたいなと思います。答弁は結構です。

**家塚委員長** ほかにありませんか。

**細川委員** 予算書118ページ、資料予算資料は17ページになります。高等学校等通学費補助事業について質問をいたしたいと思っております。高等学校の通学補助につきましては、学校ごとに助成ということでお聞きしており、月額の上限が1万2,000円ということで聞いているんですけども、去年ですか、高速バスとかも値上げしたかと思うんですけども、それについて上限額の再検討はされたのか。

それから、もし分かれば、学校ごとの単位ということなので、今、1万2,000円の上限額に達している学校があるのかどうか。もしなければ、今、最高額となっている学校はどこなのか教えていただきたいと思っております。

**学校教育係長** 細川委員の質問にお答えします。こちらの事業につきましては、平成25年より高等学校等通学費補助事業を行っておりますけれども、昨年その当時の生徒が実際に通っている全学校の最短の通学経路や通学費にかかる交通費等を調査しまして、それが平成25年度当初から比べて約2割程度交通費が上がっていたことから、令和7年4月より、上限額を当初の1万円から1万2,000円に引き上げを行っておりますので、今の段階ではさらなる上限額の引き上げは考えておりません。また、上限額1万2,000円についての高校ですけれども、現在8校が1万2,000円の上限額ということで補助を行っております。以上です。

**細川委員** 再質問いたします。回答いただきまして、内容は分かったんですけども、最短距離でということと算定しているということですけども、例えば遠くから通っているような子もいるかと思うんですけども、例えば、高校通うのに、1回南幌出てきてからまた乗り換えとかそういう人がいないのかどうか、それによってかかる経費がまた、多くかかる人もいるかと思うんですけども、そういったところから何か要望等きてないのか、その辺を聞きたいと思っております。

**学校教育係長** 例えばですけども、夕張太から一度市街地に出てきて学校に通う

という生徒もいると思うんですけども、そういったその当時の生徒の住まい、夕張太であればそこから市街地に出てきて学校に通うということも含めて計算をしております。それで、上限額を1万2,000円ということで、現在行っております。要望等は今のところ特に聞いてはおりません。以上です。

**細川委員** ありがとうございます。よく分かりましたので、また今後ともよろしくお願いいたします。

**家塚委員長** ほかに質問ありませんか。

**熊木委員** 2点と、もう1つ追加で質問します。1つは、中学生国際留学プログラム事業、令和7年度は8名でした。それで、申し込みされて、そのときに例えば、10名とか上回るようなそういうことが今まであったのか、その場合、いろいろ審査とか、されていると思うんですけども、その上限について伺います。

それから、参加された方が報告会みたく毎年やっているんですけども、それがもう少し広報とかでも載っていますけれども、国際留学プログラムに参加して、そのあとどのように役立っていくかというので、学校内でもいろいろやっていると思うんですけども、その効果というか、その辺をちょっと教えていただきたいと思います。

それから2点目は、読書活動推進事業、図書室に来られる方、私も時々行きますけれども、年代幅も大きくいろいろな方が利用されて、親子で参加されている方は本当に楽しみながら参加されているということで、今、子どもも大人も活字離れというか、本から離れるというのがすごく多い中では、この図書室が有効に活用されているなど思うんですよね。それで、もう少し図書室を活用したイベントというか、もっとこう活用できないのかなと思って質問します。現在の図書室利用者の把握というか、その辺で、幼児、児童、大人というので、前の教育の時にちょっと載っていたと思うんですが、今広がっている傾向にあるのかどうか、それを1点伺います。

それから、飲食の持ち込みで、以前聞いたときに、ペットボトルは可能ということでしたよね。それで、近隣で、図書室と図書館の違いはあるんですけども、栗山図書館が昨年8月に新聞に大きく載っていて、ユニークな取組ということで利用者がすごく増えているということが紹介されていきました。それを読んでいくと、もう少し図書室が、開放的になるというか、そういう意味では、おしゃべりとか軽食の持ち込みとかそういうのをやって、気軽に参加して広がっているということだったんですよね。以前、私も質問したときに、やはり静かに読書をするということが基本なので、なるべく話をしないと、ペットボトルの飲み物だけはいいいということで、そういうお菓子とかそういうものは駄目ということだったと思うんですけども、例えばスペース、広いところで仕切られているところがあると思うんですけども、普通一般の図書のところは窓際のところや囲って学習とかもできるようになっていますけれども、奥のほうでは一部そのように開放的にするような活用はできないのかということ、提案も含めて伺いたいと思います。

それから、町民がいろいろな文化活動とかをしている中で、それをちょっとミニコンサートとかを栗山町の場合はしているということで、そこに町民も参加して盛り上がっているということだったんですよね。町でやはり図書室があるということではす

ごく町民から喜ばれているので、もう少し広げるといふことと、それから猛暑のときに涼みどころといふこととで実施していると思ひますけれども、そういう時にも、そういうような取組があると、もっと利用しやすいのではないかなと思ふので、その辺の検討とか、是非されてほしいなと思つて伺ひます。

あともう1つですが、今、読み終わった本とか図書室の在庫のところ、御自由にお持ちくださいといふ書物がすごく増えていると思ふんですよね。それで、町民の方で、読み終わった本をすぐブックオフとかに売るのはなくて、町のほうで活用してほしいといふような、これもちょっと聞いたんですけれども、そういう場合は、図書室に持っていくと、それが活用されるようになるのかどうか、それ1点伺ひます。それが図書室のことです。

もう1点追加でお願いしたいんですけれども、小学校の改修事業、先日総務委員会で視察させていただきました。それで、ボイラーの関係とか音響とかいろいろなところがすごくよくなって、今年度も引き続きやるということなんですけれども、先日の補正予算のときに、一部大きく予算が余つてといふか、そういうのがあつたんですけれども、視察して伺つたときに、暖房便座はその予算の関係でつけられなかつたということだつたんですけれども、そのときも課長とお話ししたんですけれども、今、暖房便座以外を経験した子がいないといふぐらい普及していると思ふんですよね。そういう意味で、新たにそれは取り組むことができないのかどうか。その3点お願いします。

**学校教育係長** まず1点目の国際留学プログラム事業の派遣人数の関係についてお答えいたします。派遣人数の上限につきましては、10名を予定して予算計上をしております。留学先の語学学校の団体での受け入れ人数が10名程度といふことや、また、小集団で活動するといふことも1つの目的としておりますので、現在の人数を上限としております。

実績としましては、令和7年度ですけれども、12名の方応募がありまして、面接等を行いました。昨年度からホームステイを1家庭1名といふことにしておりますので、やはり派遣された生徒がホームステイ先に行つて、ある程度コミュニケーション等をとれるようなことも含めて面接を行いました。12名のうち8名を派遣しております。

あと、発表の場につきましては、昨年度は青少年健全育成事業の中で発表を行つております。プログラム事業に参加した生徒の効果としましては、派遣された後に、さらなる英語の向上といふことで、英検を上級を受けて受かっている方もいらっしゃいますし、例えば3級までしか持つてなかつた子が2級や準2級を受けるといふようなことで、さらなる上の英検を目指している生徒がいるといふことで、そういったことが効果につながっているのかなと考えております。以上です。

**生涯学習課長補佐（社会教育担当）** 図書室のさらなる活用といふことでお答えをいたします。まず、幼児、小学生、中学生、一般、それぞれの図書室の利用人数ですが、令和5年度の全体の人数が12,883名となっております。そのうち幼児が1,230名で、一般の方が9,375名となっております。令和6年度、全体が13,153名、幼児が1,400名、大人が9,400名といふことで、令和7年度の途

中経過もまとめておりますが、ほぼ横ばいとなっております。その中でさらなる利用の使いやすさというところで、飲食のこともお尋ねいただきましたが、以前にお答えのとおり、ペットボトル飲み物は可ですけれども、たまたまうちのほうは図書室とロビーがL字でつながっている関係もありますので、ロビーで飲食をしていただくというようなことで、今実際に利用者のほうも使い分けをしていただいております。配置のほうも奥のスペースも広くありますが、基本的には読書スペースということで、静かに本を読んでいただくような取組を継続していきたいと考えております。

その中で、利用者のほうをいかに増やしていくかということでございますが、今、読み聞かせサークルのほうで、図書室読み聞かせの推進ということで、いろいろなイベントを開催していただいております。図書室の中では、幼児のスペースがあまり広くありませんので、そちらのほうで多くの人を集めて、読み聞かせをするということは難しい状況ではございますが、2階のミーティングルームなどで、お話し会や人形劇の集いなどをやっていただいております。その中で例えば、読み聞かせサークルの演じていただいた劇の絵本を紹介して、そのまま図書室のほうに誘導するというような、そんな工夫も仕掛けながら、ぼろろ図書室を活用したぼろろ全体の利用促進のほうにつなげていきたいと考えてございます。

また、読み終わった本の活用ということで、御指摘のとおり、町民の皆さんからもし御提供いただければ、読み終わった本のリサイクルブックコーナーのほうに、順次配架させていただきますので、こちらのほうとしても、その旨のPRも図っていききたいと考えてございます。以上です。

**生涯学習課長補佐（学校教育担当）** 小学校の改修の件でお答えいたします。今回の補正で大きく余った原因といたしましては、当初予算で資材費の高騰を見込みまして、不落にならないような予算計上をしており、入札の結果、大きく執行残となってしまったことです。暖房便座とウォシュレットを含めまして、今回の大規模改修業者とも調整を行ったところ、見積りの段階で今回さらに800万ほどかかるということでした。当初の計画では、学校からの要望もなかったのが入ってなかったの、次期の大規模改修で屋上防水を予定しております。そのときに、必要性を学校と協議しながら進めていけたらなと考えております。以上です。

**熊木委員** 1点目の国際留学については分かりました。応募して、採用されなかった子どもの気持ちというか、その辺は十分配慮してなのかなとは思うんですけども、しこりが残るといふか自分が落ちたんだとかということにならないようにしてほしいなと思います。それは要望です。

それから、図書室のことについては、ロビーを活用ということで、玄関入ってすぐのところロビーは、図書室から離れて、そこでということですよ。何とかそれを、結構長い時間というか、ただ借りて選んで帰るというだけでなく、もう少し図書室のところにそういうコーナーがあると、ゆっくりそこで休んで、読書してということにつながるかなと思うんですよ。そういう意味で、確かに、静かにということであれですけども、もう少し、今、読書環境というのが、いろいろなところで変わってきていると思うので、その辺をもう少し柔軟に考えてほしいなと思いますので、要望

も含めてもし、考えがあれば伺います。

それから、さっき言い忘れたんですけれども、先日も記事とかいろいろ読んでいたら、図書館に便利グッズとか、老眼鏡とかそういうのは借りるところには3本ぐらい立ててあるんですけれども、ペーパーウエイトとか本を読んだりするときに、便利なものを結構置いて、御自由にお使いくださいってやっている図書館とかもあるんですよ。そういう意味ではその要望をお聞きしながら、大きな予算がかかるものではないと思うので、そういうのもそろえていくような形にすると、さらに図書室の利用というのが深くなるのではないかなと思うので、その辺もぜひ検討してほしいと思います。それから、読み終わった図書については、今説明を受けたので分かりました。

あともう1点、ウォシュレット、暖房便座、それが次の計画とか、この令和8年度に実施するというのではなくて、その次の計画ということですね。それは学校とも協議して、やはり子どもたちが学校と家庭との違和感とか、生活リズムの関係でもトイレってやはりすごく大きなウエイトを占めると思うので、それはぜひ現代に合うような形でやってほしいなと思いますので、それは答弁要りません。

**生涯学習課長** 1点目の国際留学の関係ですが、本来であれば、応募されたお子さん全員連れていきたいというのはやまやまなんですけど、やはりある程度の一定の英語力のレベルを保っていないと、過去にですね、実際に現地に行って、ホームステイ先でコミュニケーションがとれなくて、ホームステイ先を変わってしまったというような生徒もこれまでいたんです。実際その生徒さんも大変不安な思いしたのではないかなと考えていますので、その部分については、しっかりと面接官、中学校の英語の教師と英語指導助手のほうで見ていただいて判定をしていただいています。実際に不合格となった生徒さんも、その後自分でまた勉強し直して、次の年にもう1度応募して、合格して行ったというような生徒さんもいますので、そういう形のそういう方向につながってくればなと考えております。以上です。

**生涯学習課長補佐（社会教育担当）** 図書室の利用の拡大ということでお答えをいたします。確かに御指摘のとおり、図書スペースとロビーは離れておりますので、軽食を取るためには移動を伴います。私どもぼろろのほうの全体として、ロビーのほうもさらに活用したいなと考えておりまして、サークル活動や生涯学習活動の情報発信の場として、ロビー自体も活用していきたいなと考えております。その中で、図書を読みながら飲食というところは、やはり音やにおいも出ますので、そちらのほうは、静かに読書したいという方も多くいらっしゃると思いますので、そちらは慎重に考えていきたいと考えております。ただ、パソコンを使えるように電源を整備したり、Wi-Fiの環境も整えておりますので、そちらのほうでは、図書室の中でゆっくり過ごしていただくような環境は徐々に整ってきているのかなと考えているところでございます。また、便利グッズ、ペーパーウエイトや眼鏡など、そちらのほうも、場合によってはアンケートなどもとりながら、どうしても私たちの想像以外のところでこういうものがあればということ、利用者のほうの声を聞かないと分からないところもありますので、そちらについては積極的に利用者の意見を聞いていきたいと考えております。以上です。

**家塚委員長** ほかにありませんか。

**星委員** 何点か質問あるんですけども、まず2点ほど、ちょっと提案みたいな感じになるんですが、まず高校通学助成事業について1点、住民の方が、自分の子どもが高校行ったら駅まで送らないといけないのではないかとという不安を抱えている保護者が小学校でもいらっしゃるし、高校がないので、どうしても自分たちが町外の駅まで送らないといけないのではないかとという不安も持っている方がいるんですけども、当然バスはあるんですよ、夕鉄バスもありますし、ジェイ・アールバスもあるので、そのバスの時間に乗って、JRに江別市からと北広島市から乗っていけば、どのエリアの高校が乗れるんだよというの、中学生になって進路を考える時期に、少しお知らせできれば、保護者の方も少し安心するのかなという提案が私の中にあって、バスに乗れば大方いける範囲ではあるとは思いますが、何時ぐらいまでには江別の高校、江別近辺はここ何時ぐらいまでに着く、札幌だとこの範囲だと8時ぐらいまでには着きますよという、大きくくりでいいんですけども、あとは北広島方面だと恵庭市の学校、千歳市の学校だと、このバスに乗れば大体通えますよというのを、中学入学して保護者の方にちょっとお知らせできれば、なるべくバスを利用しながら、通学できるんだなという理解も得られるのではないかなということで、そういう考えがどうなのかなというところで聞きたいと思います。

2点目ですけど、国際留学プログラム事業、先ほど熊木委員のお話の中で、活動をどう生かしていくかというのは理解しました。語学力向上ということで理解して、狙いは、当然語学力、国際留学プログラムの狙いはあるので、その狙いに沿って事業を進められているのは理解したんですが、あと、その活動をどう生かしていくかというところで、今後私たちは、外国人との共生社会というのに向き合わなければいけない時が来るのかなというところを、今、私たち感じているんですが、当然外国人との共生にあたって、語学もそうですし文化も違いますから、そういう人たちと生活をする上で、私たち住民が意識して暮らしていくことと、子どもたちが留学して経験したことを共有、文化の違いをこう感じたとか、語学の必要性を感じたとか、私たちが今後、外国人を理解をする何かにつなげられればいいかなという、やってほしいということよりも、そういう考えはあるかどうかというところで聞きたいと思います。

3点目が、教育振興経費で児童の健康診断をされていると思うんですけども、不登校の生徒に対しての対応はどういう状況か、お伺いしたいです。あと、スキー教室とか子ども体力向上事業で、スキー教室以外にも水泳教室やっているんですが、この2点においては、やはり慎重に、安全に、どうしてもスキーとか水泳って何かあったときのけがとか事故が大きいことが予想されるので、指導者の確保というのは、やはり大事かなと思っているんですが、指導者の確保がなかなか難しい状況なのか、確保できていればいいんですけども、もし確保できないとなった場合どういう対応を考えているのかお知らせください。あと、部活動地域移行連携協議会、これ7年度は予算書の中に入っていたんですけど、8年度は入っていないので、状況をお伺いします。

**生涯学習課長補佐（学校教育担当）** まず、1点目の通学費の関係ですけども、現在本町における高校通学について、生徒や保護者が進学先を検討する際に、参考と

なるような情報提供は行っていない状況となっております。町といたしましても、今後、中学校を通じた進路指導の中で、情報共有ができれば、そのような形で図っていききたいとも考えますが、あくまでも、学力により、高校は各自選択するものという考えがございますので、その分十分注意しながら、今後検討していききたいと思っております。

また、3点目の児童生徒健康診断につきまして、私のほうから回答させていただきまします。不登校となっている児童生徒の健康診断につきましては、学校保健安全法に基づきまして、原則として学校で実施している健康診断の機会に、受診できるような案内は行っております。ただ、不登校の状況にある児童生徒につきましては、登校が難しい場合があります。そのことから保護者と連絡をとりながら、受診可能な時間帯を調整はするんですけれども、個々の状況がございまして、実際問題、受診できていない状況となっております。不登校児童生徒の支援に係る情報提供としまして、安否確認をその子たちには月1回、北海道教育委員会に報告する義務が今ございますので、その際は、担任を通じて保護者に連絡を行い、状況は確認している状況となっております。以上です。

**学校教育係長** 2点目の国際留学の関係ですけれども、まず留学を経験することは、共生社会の土台となる異文化理解や交流活動、また、地域住民の外国人理解活動に大きく貢献すると考えております。語学力の向上だけでなく、多様な価値観を理解して国際的な視野を広げる貴重な機会となっており、留学先の語学学校では、様々な国の生徒たちがいますので、異なる文化や価値観を持つ外国人との交流を行うことが現在できております。また、ホームステイを行うことによって、語学力の向上だけでなく、異なる価値観や習慣を肌で感じることもできております。小学生においては、現在、任用しております外国語指導助手のALTが5、6年生の英語授業に関わりまして、生徒の外国語に触れる体験を通じて、文化の理解や興味関心を育て、国際理解の基礎を培っておりますので、今後も現状の事業を行うことによって交流活動や理解活動につなげていききたいと考えております。以上です。

**生涯学習課長補佐（社会教育担当）** スキー教室などの指導体制についてお答えいたします。どのスポーツ教室も余裕のある状態で指導しているわけではございません。特に指導者の確保という部分については、社会教育の事業全般として、安定的に継続的に実施する上で非常に重要なポイントであると考えております。スキー教室につきましては、スキー連盟に所属する指導経験のある方が10名程度、水泳教室につきましては、これまで水泳教室の指導経験がある方が6名程度で、教室を運営しております。その中で足りているのか足りていないのかというところですが、現状、令和7年度は、その指導体制のもと、何とか実施をしております。その中で今後、生涯学習サポーター登録制度というものがございますので、それは全体的な社会教育の事業に対して御協力をいただける方というような御案内でしたが、今後の想定も含めて、より具体的でピンポイントな募集も必要だと考えております。例えば、スキーの指導資格を持っている方、水泳教室の指導を過去に経験した方というようなことで、出口の事業を見据えた指導人材の確保ということで、今後もより情報提供に努めていききたいと考えているところでございます。

もう1点、部活動の地域連携協議会の状況ということでございます。今年度、2回の会議を行っております。また、別の会議体ではございますが、スポーツ少年団本部でも、部活動地域展開に関わる情報共有と協議を行っているところでございます。その中で、これまでの経過の中で、当町といたしましては、これまで盛んに活動されていたスポーツ少年団、こちらのほうを地域展開の活動の受け皿として、運営体制を整備していこうという方向性が示されたところでございます。その中で、今まではクラブ化、そして部活動の継続ということで2択だったんですが、地域クラブに移行するそのプロセスの中で、拠点校型部活動という考え方も非常に有効な選択肢の1つであるということで、次年度からサッカー部、そして女子バスケットボール部が拠点校型部活動の実施を予定しているところでございます。その中で、全ての運動系の部活動におきまして、クラブ化、拠点校型、そして少年団との連携という3つの選択肢の中で、いずれも連携がとれた状態になっており、方向性も示されているところでありますので、地域連携協議会におきましては、一定の役割を終えたものとして、令和8年度は閉会をするということでございます。その中で、スポーツ少年団本部のほうは、中学校部活動と連携しながら、今後の協議の母体となっていきたいと考えております。以上です。

**星委員** ありがとうございます。高校通学においては、当然学力というか、そういうものが中心となって、バスが中心となっていくわけではないので、当然、子どもたちの行く進路、それは当然優先されていくべきだと思いますし、ただ、バスもあります。その中で、選択できる学校があれば、そういうものを有効に公共交通も活用していただきたいなと思いますので、その辺バランス取りながら、うまく安心して町外の学校に通えるようお願いしたいと思います。再質問はありません。

あと、国際留学プログラムですが、子どもたちが外国文化を理解する、語学を経験する、外国に行って、実際見て感じてというところではすごく充実していると思います。今後、私たち世代が必要なのが、どうしても外国文化を理解するということで、何か子どもたちのこの体験を聞いたり、そして、自分たちが認識していかないといけないこともあるかなというところで、ちょっとリンクしながら、何かまた活動をどうにか町民に対して生かしていけないかなと思って提案したんですけれども、まずはそうですね、子どもたちの活動を十分に次のステップにつなげていただきたいと思います。これは今、すぐ結果が出る話ではないので、何かつなげていくことはないかなというのは今後も模索して、一緒に考えていければいいなと思っていますので、再質問はありません。

不登校の子どもに対してですが、やはり心身の健康がどういう状態なのかというのも1つの懸念される部分だと思います。安否も当然そうですし、健康で日々過ごしていることができているのかというところで、1つのバロメーターとして健康診断は大事なんですけど、学校に来られる状況ではなければ、当然時間をずらしても難しいと思うんですけれど、例えば、町立病院に行ってしまうことは可能かどうか1点伺いたいと思います。

あと、スキー教室等の確保についてですけれども、こちらもうやはりけがなく活動を

終えることがまず第1かなと思っていますので、常に社会教育事業の携わっている方と連携しながら、どういう体制、どういう人数がベストなのかというところで情報共有を常にこうされている機会を設けているのかというところで、1点質問したいです。

部活動地域移行連携協議会に関しては理解したので大丈夫です。2点だけお願いします。

**生涯学習課長補佐(学校教育担当)** 学校健診の不登校に対する質問ですけれども、学校で行う内科検診や耳鼻科検診、眼科検診などは毎年行っているんですけれども、心電図検診につきましては、毎年ではない検査となっております。こちらにつきましては、後日の町立病院での日程調整で受診することは可能ということで、各家庭との調整は行っている状況です。以上です。

**生涯学習課長補佐(社会教育担当)** スキー教室などの指導体制ということでございます。こちらは、事業をサポートしていただいている指導者ももちろんですが、スポーツ指導員が専属でありますので、その者と適宜報告、相談をしながら進めているところでございます。その中で、先ほども申し上げましたが、十分指導者が確保されているという状況ではないということは現状として押さえておりますので、生涯学習サポーター制度をさらに活用して、並行してピンポイントで、指導資格、指導経験というものもあわせ持った指導人材を確保していくように、今後もさらに情報提供と人材発掘に努めていきたいと考えております。以上です。

**星委員** 不登校児に関しては、寄り添っていただきたいなと思います。

それと、スキー教室等も安全にできるように進めていただきたいということで、質問はありません。

**西股委員** 私から1点、3月の広報を見ると、小中一貫の関係について、かなり詳しく載せていたんですが、保護者のほうでどれだけ理解されているのかなど。1年というか、ある程度経過した中でああいうように出てくるということになってくると、理解されてない方が結構いるのかなと思うのですが、我々が見ている中でも、小学校、中学校2つ分かれていますので、その中で教員だけの、中身になって、一貫でやっているんだという形にしか見えないのですが、そこを保護者は理解されているのかどうかというところをお聞きしたいと思います。

**生涯学習課長補佐(学校教育担当)** 小中一貫教育につきましては、令和6年度1年間を周知期間として、今年度の令和7年度から本格的にスタートしております。これまでも、学校だよりだったり先ほどおっしゃられました広報3月号を通じて制度の目的であったり、取組内容について、保護者への周知を図ってきました。本町は小学校と中学校それぞれの校舎で教育活動を行う校舎分離型を採用しております。学習や生活指導の連続性を高めるために、音楽の授業交流だったり、教職員のレベルアップを目的とした合同研修、そして次年度の導入予定のAI搭載の学習支援アプリも、今回、小中学校の先生方を中心に対象のアプリを選定しております。保護者の理解度としましては、特にアンケートはとっているわけではないですけれども、発達段階に応じた教育環境を維持しながら、小中学校の連携を強化する取組として、一定の理解はいただいているものと教育委員会では認識しております。引き続き、子どもたちの

成長を継続的に支える教育の場の提供に努めるように考えております。以上です。

**西股委員** 分かりました。よろしく申し上げます。

**家塚委員長** ほかにありませんか。

**高橋委員** 通告がないので申し訳ないんですけども、A Iドリルアプリ導入事業、学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業ですか。いつも社会毒の話で申し訳ないんですけど、電磁波対策とかそういうのというのは何か考えているところがあるのか、これ1つ目ですね。

もう1つが、学校給食無償化事業で、僕がちょっと覚えてなかっただけなのかもしれないんですけど、これって全国の自治体が生徒1人に対して幾らと決められている金額ですか。それとも、そこによって金額が変わるのかという質問なんですけれど。

**生涯学習課長補佐（学校教育担当）** 1点目のA Iドリルの電磁波対策ですけども、現状と同じタブレットを使って、スマイルネクストからミライシードに変わるといふシステム移行だけですので、特に電磁波対策ということは考えておりません。以上です。

**学校給食センター主幹** 給食費の無償化についてですが、こちらについては、昨年12月の政府与党、自民党、公明党、日本維新の会の合意に基づく実行になりまして、対象については小学校で月額5,200円掛ける11か月分、年間5万7,200円。あくまで対象としては小学校のみとなります。こちらを南幌町でいうと、年間200食なので、200食で割った場合、1食286円となります。これは、5万7,200円というのが全国一律になります。南幌町については、1食換算にしたら286円ですので、その差額分を町で助成しますよという形になります。中学校については、この機会に合わせて全額助成、今年度までは2分の1の助成でしたが、来年度以降は全額助成という形で、実質小学校、中学校給食の無償化を行うという形になります。以上です。

**高橋委員** 給食費については分かりました。ありがとうございます。

電磁波のほうですけど、今後というかICT教育というんでしょうかね。これをやるに至って、小学生とかも中学生もそうなのかな、やはりその電磁波にさらされる時間というのは当然多くなるのかなというところもありますし、このスマホ、タブレットというのは、ある大学の調査とかでも、やはりスマホとかに触れた後に運動すると、そのボディーバランスが崩れるので、例えば、数値とかタイムとかそういうものが下がるという、運動能力が下がるということもあって、実はそのあとに、持ち続けることによって慣れてくるという調査みたいなものももちろんあるんですけども、あと、例えば、画面を見るので、ブルーライトカットグラスみたいなものを付けたほうが、目の視力の低下とか軽減にもつながるのかなという推奨とか、そういうのもあってもいいのかなという、なぜこれを言いたいのかというと、こういう電磁波対策とかをしている自治体ってやはり今すごく日本では少ないですけども、僕自治体ってこういう何ていうかな、すごいセンシティブな部分ですけど、こういう細かいところ、そういうところにちょっと気を使えば使うほど、親の安心感とかにつながるのかなというところで、南幌町も今注目されていますから、ちょっとこういうところも少し特

徴としては、何かあったらいいのかなというところでしょうか。何かあればお願いします。

**生涯学習課長補佐（学校教育担当）** クロームブック等の電磁波対策については、現在南幌町で行っていないんですけれども、今おっしゃったとおり、電磁波による影響は少なからずあるというのは、近隣の自治体等も含めまして必要性が出てきたときには対応しなければならないと考えております。以上です。

**家塚委員長** ほかにありませんか。（なしの声）

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、職員の入替えがありますので、暫時休憩します。

（午前10時40分）

（午前10時44分）

**家塚委員長** それでは、休憩を閉じ会議を再開します。

審査順序の13番目、第8款消防費について審査を行います。それでは説明をお願いします。

**総務課長** それでは、予算書の114ページをお開きください。下段になります。

8款1項1目消防費、本年度予算額3億2,020万円。ここでは、次ページにかけて、南空知消防組合負担金事業として、本部費並びに南幌支署費、消防団費、支署施設費に係る一切の負担金を計上しています。予算書の157ページをごらん願います。

消防費に関する明細書でございます。

歳入では、各事業に係る充当財源として、消防水利整備事業に330万円、南幌支署改修事業に1,440万円、高機能消防指令センター共同運用整備事業に3,520万円の起債借り入れを計上しています。

次に、158ページ、歳出では、説明欄、消防組合本部運営助成事業として、6,249万9,000円。本部運営に係る経費について、構成4町がそれぞれ負担するもので、前年度との相違点は、南空知管内5消防本部による、高機能消防指令センター共同運用整備事業に伴い、4,064万6,000円の増額となっております。

次に、消防南幌支署運営事業として、2億2,144万4,000円。161ページ上段にかけまして、支署職員23名分の人件費や活動費、庁舎並びに車両の維持管理経費、各種負担金などを計上しています。

次に、南幌消防団運営事業として、2,181万4,000円。次ページにかけて、団員88名分の報酬、共済費、費用弁償、被服代などを計上しています。

次に、施設・資機材更新事業として、1,444万3,000円。南幌支署庁舎に係る、空調設備の改修経費を計上しています。以上です。

**家塚委員長** 説明が終わりましたので、質疑を行います。（なしの声）

ないようですので、質疑を終了いたします。

次に、審査順序14番目、第10款公債費及び15番目、第11款予備費について

審査を行います。それでは、説明をお願いします。

**総務課長** それでは、予算書の141ページをお開きください。

10款1項1目元金、本年度予算額6億8,750万1,000円。地方債元金の償還で、前年度と比較して5,654万円の増額となっています。

次に、2目利子、本年度予算額6,729万9,000円。地方債償還利子のほか、一時借入金及び基金繰替運用に係るそれぞれの利子を計上しています。

続きまして、11款1項1目予備費、前年度と同額の100万円を計上しています。以上です。

**家塚委員長** 説明が終わりましたので、質疑を行います。(なしの声)

ないようですので、質疑を終了いたします。

職員の入替えがありますので、11時5分まで休憩をします。

(午前10時48分)

(午前11時 2分)

**家塚委員長** それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

審査順序16番目、一般会計歳入の第1款町税について説明をお願いいたします。

**税務課長** それでは、予算書15ページをお開きください。

1款町税1項1目個人、本年度予算額4億267万4,000円。1節現年課税分、4億150万1,000円。均等割は、納税義務者数3,956人を見込み、1人当たり3,000円で、1,177万3,000円。所得割は、3億8,972万8,000円。収納率は99.2%で計上しています。2節滞納繰越分、117万3,000円、繰越見込額に収納率10%で計上しています。

2目法人、本年度予算額4,518万7,000円。1節現年課税分、4,514万9,000円。均等割は246法人を見込み2,589万2,000円、法人税割は1,925万7,000円、収納率はいずれも99%で計上しています。2節滞納繰越分、3万8,000円、繰越見込額に収納率10%で計上しています。

次に、2項1目固定資産税、本年度予算額3億7,655万3,000円。1節現年課税分、3億7,584万3,000円。土地は、住宅用地特例件数の増加による課税標準の減で6,955万円。家屋は、新築住宅増加により課税客体の増加を見込み2億2,407万円。償却資産については、8,222万3,000円、収納率は、99.2%で計上しています。2節滞納繰越分71万円、繰越見込額に収納率10%で計上しています。

2目国有資産等所在市町村交付金、本年度予算額165万7,000円。北海道が所有する学校公宅、道営住宅などの土地・家屋と北海道森林管理局所有の防風林敷地に係る価格により計上しています。次ページにまいります。

3項1目環境性能割、本年度予算額34万4,000円。

2目種別割、本年度予算額2,792万2,000円。1節現年課税分、2,792万円。原動機付自転車47万円、軽自動車2,448万1,000円、小型特殊自

動車296万9,000円、収納率は99%で計上しています。2節滞納繰越分、2,000円、実績を考慮し計上しています。

次に、4項1目町たばこ税、本年度予算額6,381万7,000円。

次に、5項1目入湯税、本年度予算額1,701万2,000円。前年度実績見込により計上しています。以上です。

**家塚委員長** それでは、説明が終わりましたので、質疑を行います。

**星委員** 予算資料30ページですけれども、町税の内訳と推移というところですが、町税が大きく10%ほど上がって、7年度より上がって計上されているんですけれども、どのような点を見込んでこの計上になったのか、お伺いしたいです。

**課税係長** ただいまの星委員の御質問にお答えいたします。8年度につきましては、主に個人住民税と固定資産税の増額が大きな要因となっております。個人住民税については、7年度の所得をベースに積算しておりまして、6年度から7年度、所得が増えたことにより住民税も増額となったことから、増額で見込んでおります。固定資産税につきましては、現在新築家屋がかなり建っておりまして、そちらの部分の増額を見込んで、町税全体として増額となった予算となっております。以上です。

**星委員** 税収入は、財政運営の基盤みたいなところもあって大事なところだと思うので、増えたということはいずれのことではあるんですが、前回の決算でも、滞納繰越分が110万程度で計上されていて、収納率の10%で出されているんですけれども、決算のときも大分頑張ったこの滞納繰越分を何とか数字を減らそうというか、なるべく回収しようと、努力されたというのが決算でも印象強かったんですが、8年度でも何か対策を講じているのか、何かあればお伺いしたいです。

**収納対策係主査** ただいまいただいた質問にお答えいたします。対策といたしましては、例年どおりですけれども、こちらから催告書等で納付を催促する方につきましては、通常どおり文書だとか電話で催告を行います。それでも納付のない方につきましては、法に基づきまして滞納処分といった形で差し押え等を行っていきまして、公平性も含めてそのような対策を引き続き行っていくような所存でございます。以上です。

**家塚委員長** ほかにありませんか。

**西股委員** 今回の町税の関係で、今年の所得を加味しながら、今年度の計画を組んだということだったんですが、農業所得、去年は異常なほど高かったんですが、今年度はああいうような形はちょっと見込まれないのかなという感じはしているんですが、ウエイトとしてどのくらいを見込んでいるのかなと思います。ちょっとその点お聞かせ願います。

**課税係長** ただいまの西股委員の御質問にお答えいたします。個人住民税の中で、農業所得につきましては、全体の大体16.4%ほどの割合を持っておりまして、その中で、6年度と7年度の伸びを見込んで計上している状況でございます。以上です。

**家塚委員長** ほかにありませんか。

**細川委員** 通告していなくて申し訳ないんですけれども、歳入の町税の関係ですけれども、法人町民税の減額、それから環境性能割とか種別割、それからたばこ税とい

うのが減額で今回予算上がっているんですけど、何か特別な理由があったのか、その辺を教えていただきたいんですけども。

**課税係長** ただいまの細川委員の御質問にお答えいたします。まず、法人税の減額で見込んでいる要因ですけども、法人税は、会社の業績によってかなり増減がある部分もありまして、7年度の法人町民税の見込みで、8年度は減額計上となったところでございます。

次に、環境性能割ですが、環境性能割は令和8年の3月までで廃止となることが決定いたしまして、8年度で見込んでいるのは、令和8年2月、3月に購入した軽自動車税に係る環境性能割ということで見込んでおりまして、こちらが減額となった要因となっております。種別割につきましては、台数の減で減少を見込んでおります。たばこ税につきましては、7年度のたばこ税が見込みよりも少ない形で納付されている状況がありまして、8年度は減額で見込んでおります。以上です。

**細川委員** ありがとうございます。一応、実績とあと法律の関係で廃止になった部分で減額という解釈でよろしいですか。それでは大丈夫です。ありがとうございます。

**家塚委員長** ほかにありませんか。(なしの声)

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、職員の入替えがありますので、暫時休憩します。

(午前11時15分)

(午前11時17分)

**家塚委員長** それでは、審査順序16番目、2款地方譲与税から、22款町債について説明をお願いします。

**総務課長** それでは、予算書の17ページをお開きください。

2款1項1目地方揮発油譲与税、本年度予算額2,200万円。国税として揮発油に課税された地方揮発油税の一定割合分が譲与されるものです。

2項1目自動車重量譲与税、本年度予算額6,800万円。国税として徴収される自動車重量税の一定割合分が譲与されるものです。

3項1目森林環境譲与税、本年度予算額100万円。国税として徴収される森林環境税の一定割合分が譲与されるものです。

3款1項1目利子割交付金、本年度予算額100万円。北海道に納付された利子割額のうち、一定割合分が交付されるものです。

次に、18ページ、4款1項1目配当割交付金、本年度予算額300万円。上場株式などの配当に課税される、道税の一定割合分が交付されるものです。

5款1項1目株式等譲渡所得割交付金、本年度予算額300万円。上場株式などの譲渡所得に課税される、道税の一定割合分が交付されるものです。

6款1項1目法人事業税交付金、本年度予算額1,300万円。北海道に納付された法人事業税の一定割合分が交付されるものです。

7款1項1目地方消費税交付金、本年度予算額1億9,000万円。消費税10%

のうち2.2%が都道府県に配分され、その2分の1が市町村に交付されるものです。

次に、19ページ、8款1項1目ゴルフ場利用税交付金、本年度予算額500万円。リバーサイドゴルフ場利用税の70%が交付されるものです。

9款1項1目環境性能割交付金、本年度予算額1,000円。北海道に納付された自動車税環境性能割のうち、一定割合分が交付されるものですが、令和8年度の税制改正により、環境性能割が廃止されることから科目設定とするものです。

10款1項1目地方特例交付金、本年度予算額2,139万6,000円。減税の影響による地方の減収分を補てんすることを目的に交付されるもので、9款の自動車税環境性能割の減収分が増額となっています。

11款1項1目地方交付税、本年度予算額30億8,000万円。内訳は、普通交付税26億4,000万円、特別交付税4億4,000万円。前年度と比較して、2億9,000万円の増額計上となっており、普通交付税は国の地方財政計画を勘案し、また、特別交付税は近年の実績を考慮し計上しています。

次に、20ページ、12款1項1目交通安全対策特別交付金、本年度予算額80万円。交通違反の反則金を原資に、一定割合分を交通安全施設整備のために交付されるものです。

次に、13款1項1目農林水産業費分担金、本年度予算額57万4,000円。1節農業費分担金では、排水路整備等に係る分担金を計上しています。

次に、2項1目民生費負担金、本年度予算額1,509万6,000円。1節では高齢者保護措置費用徴収金、2節では学童保育料、3節では保育所保育料、4節では滞納繰越分をそれぞれ計上しています。

21ページ、2目衛生費負担金、本年度予算額331万円。長幌第2浄水場改築事業に係る一般会計出資債利子の長幌上水道企業団負担分を計上しています。

3目土木費負担金、本年度予算額2,047万1,000円。1節では南6線道路維持費負担金、2節では準工業用地等整備事業に係る北海道住宅供給公社からの負担金を計上しています。

14款1項1目衛生使用料、本年度予算額228万3,000円。1節では墓地の使用料及び管理料、2節では保健福祉総合センター使用料を計上しています。

2目農林水産業使用料、本年度予算額20万円。ふれあい館使用料を計上しています。

3目商工使用料、本年度予算額24万円。ふるさと物産館使用料を計上しています。

4目土木使用料、本年度予算額2,829万8,000円。1節では道路占用料、2節では普通河川占用料、3節では公営住宅及び子育て支援住宅使用料、次ページ、4節では滞納繰越分をそれぞれ計上しています。

5目教育使用料、本年度予算額80万7,000円。1節では生涯学習センター使用料、2節では学校開放使用料を計上しています。

次に、2項1目総務手数料、本年度予算額464万8,000円。戸籍や住民票などの証明手数料です。

2目衛生手数料、本年度予算額29万1,000円。畜犬登録及び狂犬病予防注射

などの手数料です。

3目農林水産業手数料、本年度予算額5万9,000円。営農証明などの手数料です。次ページにまいります。

15款国庫支出金につきましては、歳出でそれぞれ説明いたしました事業について、法令等に基づいた国の負担割合相当分に係る負担金、補助金、委託金が主なものですので、項目のみを中心に説明をさせていただきます。

1項1目民生費国庫負担金、本年度予算額6億2,212万9,000円。1節では国民健康保険基盤安定等の負担金、2節では自立支援医療給付費負担金、3節では障がい者自立支援給付費負担金、4節では介護保険低所得者保険料軽減負担金、5節では養育医療給付費負担金、6節では障がい児施設措置費給付費等負担金、7節では児童手当負担金、8節では子どものための教育・保育給付費等の負担金をそれぞれ計上しています。次ページにまいります。

2項1目総務費国庫補助金、本年度予算額567万9,000円。1節ではデジタル基盤改革支援補助金、2節ではマイナンバーカード交付事務費補助金、社会保障・税番号制度システム整備事業補助金を計上しています。

2目民生費国庫補助金、本年度予算額2億4,538万2,000円。1節では地域生活支援事業費補助金、2節では子ども・子育て支援交付金、保育対策総合支援事業費補助金のほか、認定こども園等施設整備事業に係る交付金などを計上しています。

3目衛生費国庫補助金、本年度予算額1,784万8,000円。1節では疾病予防対策事業などの補助金、2節では循環型社会形成推進交付金を計上しています。

4目土木費国庫補助金、本年度予算額2億4,186万3,000円。1節では準工業用地等整備事業を含む道路事業に係る社会資本整備総合交付金、道路メンテナンス事業補助金、2節では都市公園・緑地等事業に係る社会資本整備総合交付金、次ページ、3節では地域住宅計画事業に係る社会資本整備総合交付金を計上しています。

5目教育費国庫補助金、本年度予算額1,881万3,000円。1節ではGIGAスクールにおけるパソコン整備に係る補助金、2節では小学校特別支援教育就学奨励費補助金、3節では中学校特別支援教育就学奨励費補助金をそれぞれ計上しています。

次に、3項1目総務費委託金、本年度予算額23万5,000円。1節では自衛隊募集事務委託金、2節では中長期在留者住居地届出等事務委託金を計上しています。

2目民生費委託金、本年度予算額212万4,000円。1節では国民年金事務費交付金、2節では特別児童扶養手当事務取扱委託金を計上しています。次ページにまいります。

16款道支出金につきましても、国庫支出金と同様に法令等に基づいた事務事業に対する道からの負担金、補助金、委託金が主なものですので、項目のみを中心に説明させていただきます。

1項1目民生費道負担金、本年度予算額3億1,274万7,000円。1節社会福祉費道負担金から、10節児童福祉費道負担金までの内容につきましては、それぞれ説明欄に記載のとおりでございます。次ページにまいります。

2目土木費道負担金、本年度予算額410万4,000円。道営住宅管理費負担金を計上しています。

2項1目総務費道補助金、本年度予算額199万4,000円。北海道権限移譲事務交付金、土地利用規制等対策事業交付金などを計上しています。

2目民生費道補助金、本年度予算額5,696万6,000円。1節障がい者福祉費道補助金から、次ページにかけまして、6節児童福祉費道補助金までの内容につきましては、それぞれ説明欄に記載のとおりでございます。

3目衛生費道補助金、本年度予算額662万3,000円。疾病予防対策事業費等補助金、北海道不妊治療等助成事業補助金などを計上しています。

4目農林水産業費道補助金、本年度予算額5億6,350万4,000円。内容につきましては、農業委員会活動促進事業交付金から、水利施設等保全高度化事業補助金まで、それぞれ記載のとおりでございます。

5目教育費道補助金、本年度予算額2,587万9,000円。1節では放課後子どもプラン推進事業費補助金などを計上しています。2節では小学校の学校給食費の負担軽減補助金を計上しています。次ページにまいります。

3項1目総務費委託金、本年度予算額1,737万6,000円。1節では道税徴収委託金、2節では経済センサス委託金、学校基本調査委託金、3節では知事道議選挙費委託金を計上しています。

2目民生費委託金、本年度予算額1万円。人口動態調査委託金を計上しています。

3目土木費委託金、本年度予算額17万7,000円。1節及び2節について、それぞれ説明欄に記載のとおりでございます。

次に、17款1項1目財産貸付収入、本年度予算額2,701万2,000円。1節では土地貸付料として町有地32件、工業団地2件分を、建物貸付料は教職員住宅や移住体験住宅分などを見込み計上しています。次ページにまいります。2節では光ファイバ整備に伴い、NTTからの貸付収入を見込み計上しています。

2目利子及び配当金、本年度予算額347万9,000円。各基金から生ずる利子を計上しています。

3目基金繰替運用収入、本年度予算額100万7,000円。基金等からの資金を繰り替えての運用を見込み、計上しています。

2項1目不動産売払収入、並びに2目物品売払収入は、科目設定のための計上です。

次に、18款1項1目一般寄附金、並びに2目教育費寄附金につきましても科目設定のための計上です。次ページにまいります。

3目ふるさと応援寄附金、本年度予算額2億円。前年度実績を考慮し計上しています。

19款1項1目財政調整基金繰入金、本年度予算額2億2,552万4,000円。本年度予算の編成にあたり、不足財源分を繰り入れるもので、前年度と比較して1,028万1,000円の減額計上となります。

2目減債基金繰入金、本年度予算額1億911万9,000円。財政調整基金と同様に不足財源分を繰り入れるもので、前年度と比較して779万4,000円の減額

計上となります。

3目南幌温泉ハート&ハート基金繰入金、本年度予算額1,080万円。指定管理料、町民入館料負担事業に充当するものです。

4目ふるさと応援基金繰入金、本年度予算額1億8,600万円。子育て支援や高齢者支援などの寄附指定事業を中心に充当するもので、前年度と比較して380万円の増額計上となります。

5目森林環境譲与税基金繰入金、本年度予算額42万4,000円。地域材活用推進事業に充当するものです。

次の、地域福祉振興基金繰入金については皆減です。次ページにまいります。

20款1項1目繰越金、令和7年度会計からの繰越金で、前年度と同額の2,000万円を計上しています。

次に、21款1項1目延滞金につきましては、科目設定です。

次に、2項1目町預金利子、本年度予算額50万円。歳計現金預金利子を計上しています。

次に、3項1目地域総合整備資金元金収入、本年度予算額266万6,000円。町内事業者によるサービス付き高齢者向け住宅及びグループホームなどの整備事業に対して、町が資金貸し付けを行った分割償還分で、前年度と同額を計上しています。次ページにまいります。

4項1目北海道住宅供給公社受託事業収入、本年度予算額1,168万1,000円。北海道住宅供給公社が所有する管理用地の草刈り業務などを受託するものです。

2目後期高齢者医療広域連合受託事業収入、本年度予算額1,255万7,000円。後期高齢者医療広域連合受託事業収入、高齢者保健事業と介護予防特別調整交付金です。

3目土地改良事業調査受託事業収入、本年度予算額1,274万2,000円。全3地区に係る換地業務分です。

次に、5項1目総務収入、本年度予算額284万3,000円。まちづくり・人づくり推進交付金、地域内フィーダー系統確保維持費補助金を計上しています。

2目民生収入、本年度予算額461万8,000円。介護予防サービス計画費収入を前年度と同額計上しています。

3目農林水産業収入、本年度予算額9,099万1,000円。内容につきましては、農業者年金業務委託手数料から水利施設管理負担金まで、それぞれ記載のとおりでございます。

4目給食費収入、本年度予算額708万1,000円。次ページにかけて、1節では教職員分の給食費を、2節では滞納繰越分を見込み計上しています。なお、小中学校児童生徒の給食費の無償化に伴い、1,656万9,000円の減額計上となっています。

5目雑入、本年度予算額2,133万7,000円。内容につきましては、北海道町村会町村助成金から、次ページ、その他雑入まで記載のとおりとなっております。

次に、22款1項1目総務債、本年度予算額5,480万円。公共施設案内看板設

置事業、情報システムセキュリティ強化対策事業などに係る起債の借り入れです。

2目民生債、本年度予算額5,680万円。認定こども園等施設整備事業などに係る起債の借り入れです。

3目農林水産業債、本年度予算額8,920万円。1節では農業競争力基盤強化特別対策事業、次ページ、2節ではふれあい館改修事業に係る起債の借り入れです。

4目土木債、本年度予算額3億4,110万円。1節では町道及び橋梁長寿命化整備、2節では準工業用地等整備事業、3節では公園施設長寿命化整備に係る起債の借り入れです。

5目消防債、本年度予算額5,290万円。1節では消防水利整備事業、2節では南幌支署改修事業、3節では高機能消防指令センター共同運用整備事業に係る起債の借り入れです。

6目教育債、本年度予算額1億8,690万円。1節では小学校改修事業、GIGAスクールにおける学校情報機器整備事業、2節では農村環境改善センター改修事業、3節では給食センター改修事業に係る起債の借り入れです。

次の、衛生債については皆減です。

以上で、歳入の説明を終わり、次に、予算書の9ページをごらん願います。

第2表、債務負担行為でございます。基幹系システム用端末譲渡契約につきましては、北海道備荒資金組合備品譲渡事業を活用するためのものです。中小企業総合振興資金利子補給は、北海道の融資制度資金借入金の利子補給分です。なお、期間及び限度額につきましては記載のとおりでございます。次に、10ページをごらん願います。

第3表、地方債です。18事業分に係る起債を予定しており、それぞれの限度額は、先程22款町債の中で説明した予算額と同額です。なお、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。以上です。

**家塚委員長** それでは、説明が終わりましたので、質疑を行います。

**西股委員** 地方交付税の関係だったんですけれども、今年も約3億円増加するというところで、国の地方財政計画を踏まえた中でそういうような形になるんだということですが、中身を教えていただきたいなど。それと今、転入者が増えているだとか、農業の所得が増えたという部分で、これも地方交付税のほうに影響はあったのかどうかというところを教えていただきたいと思います。

**財務係長** 地方交付税の普通交付税について説明させていただきます。まず、令和8年度の普通交付税の予算額は26億4,000万円計上しています。令和7年度につきましては、23億6,000万円ということで、2億8,000万円の増額計上とさせていただいております。主な理由につきましては、7年度の交付税に要因がありまして、7年度、予算額23億6,000万円に対しまして、実際交付税が最初の算定で措置された金額が、約25億4,000万円、予算に対しまして1億8,000万増額ということで入ってきております。その増額となった要因につきましては、子どもの数が増えたことで、児童手当ですとか、保育所の給付費の増加、それと小学校の児童数や学級数が増えたことで、交付税が増えております。さらに、交付税措置されている地方債の償還額が増えていることで、地方交付税も増えているということ

で、そもそも7年度は予算額に対して大幅に入ってきたということがあります。さらに、令和8年度の普通交付税につきましては、先ほど説明させていただきましたように、国のほうで6.5%の伸び率を示すということで、さらに、令和8年度の交付税につきましては、令和7年度に行った国勢調査の人口をもとに算定されることとなります。5年前よりも、南幌町は人口増えていますので、その分交付税も増える見込みといった、そういった3点の要因から、前年度の予算額よりも大幅に増加した予算計上となっているということになっております。南幌町につきましては、農業所得が増加しているということではありますが、これに関しましては、地方交付税との因果関係はなく影響はありません。参考までに、今後の地方交付税の見込みというところですが、あくまでも国の地方財政計画、毎年作成するものによって大きくされるものですから、現時点では増えるとか減るとか、そういったことは言えないんですけども、ただ、その国の地方財政計画が変わらないということであれば、今回の国勢調査の人口が増えたことで、今後もちよっとずつであります、増えていく見通しでありますし、また、交付税措置されている地方債の償還額も今後増えていきますので、それに伴って地方交付税措置も増えるということで、国の地方財政計画が変わらなければ、地方交付税は今後もちよっとずつは増えていく見込みであります。説明は以上です。

**西股委員** 今説明いただいたんですが、やはり人口増えてきているというか、子どもを中心に、子育て世代中心に人が増えたという部分のウエイトが大きかったというふうに受け止めたんですけども、そういう政策というのは今後もやはりやっていかなければならないのかなと思っていますので、今の説明で大体分かりましたので、ありがとうございます。

**家塚委員長** ほかにありませんか。(なしの声)

ないようですので、質疑を終わらせていいですか。(はいの声)

それでは、質疑を終了いたします。

次に、審査順序17番目、継続費に関する調書、審査順序18番目、債務負担行為に関する調書及び審査順序19番目、地方債に関する調書について説明をお願いします。

**総務課長** それでは、予算書154ページをごらん願います。

継続費に関する調書です。小学校改修事業に係る継続費です。当該年度の支出予定額を5,080万円とし、令和8年度で事業を完了する予定でございます。続きまして、155ページです。

債務負担行為に関する調書です。全20事業分となります。表下の合計欄、左が限度額で、1億6,790万5,000円。その右は令和7年度末までの支出見込額で、1億1,954万3,000円。その右は令和8年度以降の支出予定額で、4,836万2,000円となっています。続きまして、156ページをごらん願います。

地方債に関する調書の説明です。全18事業分です。左の令和6年度末現在高から、右端の令和8年度末現在高見込額について記載しています。表下の合計欄ですが、令和6年度末現在高は79億5,832万4,000円で、既に決算により確定をしています。

次に、令和7年度末現在高見込額は、82億8,404万円です。

次に、当該年度令和8年度中増減見込みですが、起債見込みでは、1番一般公共事業債1億2,320万円、5番学校教育施設整備事業債4,730万円、6番社会福祉施設整備事業債1,130万円、8番一般補助施設整備等事業債4,550万円、9番一般単独事業債2億1,060万円、11番緊急防災・減災事業債1億5,630万円、13番財源対策債9,870万円、17番道貸付金8,880万円で、その合計は7億8,170万円です。その隣の令和8年度中、元金償還見込額合計は6億8,750万1,000円です。

最後に、令和8年度末現在高見込額合計は83億7,823万9,000円で、前年度末と比較して2億5,614万円の増額となっています。

以上で、説明を終わります。

**家塚委員長** 説明が終わりましたので質疑を行います。(なしの声)

ないようですので、質疑を終了してよろしいですか。(はいの声)

それでは質疑を終了いたします。これで午前中の審査が終わりましたので、午後1時15分まで休憩とします。

(午前11時46分)

(午後 1時15分)

**家塚委員長** それでは、審査順序20番目、病院事業会計について審査を行います。説明をお願いします。

**町立病院事務長** 令和8年度病院事業会計予算を説明いたします。説明は、要点や前年度予算と比較して増減が大きい項目を中心とさせていただきます。あらかじめ御了承のほどよろしく願いいたします。初めに、予算書7ページをお開き願います。

収益的収入及び支出のうち、収入です。

1款病院事業収益1項1目入院収益、本年度予算額3億8,697万3,000円、372万3,000円の増です。入院患者数は、これまで同様、令和4年度に策定しました、経営強化プランの本年度目標値でございます、1日平均42人といたしたいところでございますが、令和7年度の実績も踏まえて38人とし、1人当たりの平均単価は実績に加えて、本年度の診療報酬増額改定も見込みまして、前年度2万5,000円から2,900円増の27,900円で計上しております。令和7年度の1月末までの入院患者数の1日平均は29.3人ですが、直近の2月、1か月間では36.0人と回復傾向ですので、この状況を維持、上向きにしたいと考えているところです。

2目外来収益、本年度予算額1億5,130万円、2,600万2,000円の増です。外来患者数は、令和7年度の実績が経営強化プランの目標値を上回っていることを踏まえまして、外来患者を1日平均74人、1人当たりの平均単価も入院収益同様、実績に加えて、本年度の診療報酬増額改定も見込み、前年度7,745円から732円増の8,477円で計上しております。

3目その他医業収益、本年度予算額8,920万7,000円、789万5,00

0円の増です。1節医業相談収益、3,383万3,000円。記載はございませんが、363万1,000円の増です。昨年6月からの常勤医4人体制に伴い拡充しました小児ワクチンをはじめとする、ワクチン接種収入に係る令和7年度の実績を踏まえたものです。2節その他医業収益、5,537万4,000円。こちらも記載はありませんが、426万4,000円の増です。交付税収入のうち、救急告示分で326万6,000円、小児救急分で92万1,000円の増です。令和8年度の地方財政計画における交付税措置額の増を踏まえたものでございます。8ページをお開き願います。

2項医業外収益、本年度予算額2億111万3,000円、750万3,000円の減です。このうち、4目他会計繰入金で本年度予算額1億7,250万6,000円、528万4,000円の減です。普通交付税では、基礎数値が44床から40床となることから、288万円の減です。このほか、特別交付税でも同様に基礎数値が44床から40床となることから、455万円程度の減となります。繰入基準によらない一般会計繰入金、いわゆる基準外繰入金は、経営強化プランでは本年度1,000万円を計画しているところでございますが、前年度予算額と同額の1,500万円を予算措置いたします。

5目その他医業外収益、本年度予算額1,335万円、247万6,000円の増です。職員寮収入やおむつ代、町からの病児・病後児保育委託料などです。このうち病児・病後児保育委託料は、会計年度任用職員保育士の人件費1.5人分を町立病院予算から支出する予定ですが、保健福祉課と折半するため、この委託料に1.5人分の半分の人件費も含めて収入とすることから、244万円程度の増となります。6節長期前受金戻入、1,310万4,000円、559万1,000円の減です。建物や医療機器などの減価償却に係る現金移動が伴わない帳簿上の収入でございます。7ページにお戻り願います。

収益的収入全体では、本年度予算額8億2,859万3,000円、3,011万7,000円の増となります。続きまして、9ページをお開き願います。

収益的支出の説明に入ります。

1款病院事業費用1項1目給与費、本年度予算額5億2,665万1,000円、2,489万7,000円の増です。主に給与改定によるものです。今年4月からの外来診療体制につきましては、現在、医局で検討中ですが、訪問診療に関しまして、医師4人体制になったこと、また、在宅医療ニーズの高まりを受けまして、これまで行ってごさいませんでした午前の訪問診療枠を木曜、金曜の2枠設けまして、全体では、これまでの午後の4枠とあわせて6枠となる予定でございます。このことで、これまで以上に地域に根差した医療が提供できるものと考えております。12ページをお開き願います。3節報酬につきましては、精査などにより当直医を含めた出張医の報酬はやや減となりますが、この節では会計年度任用職員の報酬も計上しており、時給単価改定に加えまして、先ほど収入で申し上げた病児・病後児保育に係る保育士の人件費も計上していることから、記載にはございませんが588万5,000円の増となります。続きまして、13ページをごらん願います。

2目材料費、本年度予算額5,023万円、520万5,000円の増です。特に、1節薬品費で社会経済情勢による薬品単価の上昇で、577万6,000円の増となっております。14ページをお開き願います。

3目経費、本年度予算額1億9,783万3,000円、698万3,000円の増です。2節報償費から22節雑費までのうち、16ページの18節手数料及び17ページの20節委託料は、主に人件費増による契約金額のアップにより、それぞれ280万5,000円と263万1,000円の増となっておりますが、委託料では医師の要望を受けまして、現在、町のホームページに付属してございます町立病院のホームページを独自のものとして立ち上げ、運営する経費を、19ページ下段WEBサイト作成として、88万6,600円を計上してございます。続きまして、20ページをお開き願います。

4目減価償却費、4,835万円、524万5,000円の減です。2節器械備品減価償却費で1,786万6,000円、605万3,000円の減です。償却対象となります機器及び備品の減によるものでございます。9ページにお戻り願います。

1項医業費用全体の本年度予算額、8億2,506万4,000円、3,084万円の増です。続きまして、21ページをお開き願います。

2項医業外費用、本年度予算額324万6,000円、34万7,000円の増です。

1目1節企業債利息、50万円、34万1,000円の増です。借入額の増と借入利率上昇による病院事業債借入利息の増によるものです。なお、今年1月末の現金保有高は、定期預金3億円をあわせまして、4億7,100万円程度となっております。9ページにお戻り願います。

上段です。収益的支出全体では、本年度予算額8億2,841万1,000円、3,118万7,000円の増となります。

以上で、収益的収入及び支出の説明を終わります。続きまして、22ページをお開き願います。

資本的収入及び支出です。

初めに、資本的収入について説明いたします。

1款資本的収入、本年度予算額1億8,746万8,000円、1億3,066万1,000円の増です。

1項1目出資金1節一般会計出資金、2,524万3,000円、233万9,000円の減です。一般会計から企業債償還元金に係る町負担分の繰入金で、償還元金の減によるものでございます。

2項1目1節国保会計繰入金、本年度予算額412万5,000円、増減はありません。国保調整交付金分で、医療機器への充当を予定してございます。内容につきまして、この後の資本的支出で説明いたします。

3項1目企業債、本年度予算額1億5,810万円、1億3,300万円の増です。医療機器及び病院設備整備に係る病院事業債借入分です。こちらも、内容は資本的支出で説明いたします。23ページをごらん願います。

資本的支出について説明いたします。

1 款資本的支出、本年度予算額 2 億 2 2 3 万 6, 0 0 0 円、1 億 3, 1 5 3 万 7, 0 0 0 円の増です。

1 項建設改良費 1 目固定資産購入費 1 節器械及び備品購入費、本年度予算額 1, 5 7 1 万 2, 0 0 0 円、9 9 8 万 4, 0 0 0 円の減です。説明欄をごらんいただきたいと思います。一番上の病棟モニターシステムは、導入から 1 0 年経過した昨年途中で故障しまして、その後リースで対応していましたが、中長期的には購入した方が割安と判断しまして、本年度当初予算で購入を予定するものでございます。なお、財源につきましては、先ほど申しあげました国保調整交付金のほか、残りにつきましては病院事業債の充当を予定してございます。

一番下の公用車です。現在、訪問診療車は町民からいただきました御寄附により、令和 3 年に前輪駆動車 1 台を購入して活用してございますが、今シーズンの大雪の際に、除雪されていない高齢の患者さん地先でスタックした経緯などから、医師より 4 輪駆動車の購入要望がありました。また、先ほど申しあげましたとおり、4 月以降、訪問診療枠を拡充する予定などを踏まえまして、新たに訪問車 1 台の購入を計画するものでございます。この車両購入の財源につきましても、病院事業債を予定してございます。

2 目病院整備事業費 1 節工事請負費、本年度予算額 1 億 4, 8 6 6 万円、1 億 4, 5 0 3 万円の増です。説明欄をごらんいただきたいと思います。一番上の照明設備改修 8, 6 4 6 万円、町立病院の照明を LED に切り替える工事でございます。蛍光灯につきましては、主要メーカーが来年 9 月までに製造を中止すること、また、切り替えによりまして電気料の節減につながることから、令和 8 年度中の工事を予定するものでございます。

空調設備改修、5, 5 0 8 万 2, 5 0 0 円。空調や電気設備などの機能を集約して監視する装置でございます中央監視システムは、耐用年数が大幅に過ぎまして、現行モデルも既に製造中止となっていることから、不具合が生じた場合、修理できず、患者さんを含めまして院内に与える影響が大きくなります。そこで、令和 8 年度中の更新を予定するものでございます。これら 2 つを含めまして、令和 5 年度から設備や機器の改修、更新に向けて、現在の町立病院の設計業者と施工業者、都市整備課建築士、そして我々事務で協議、検討を重ねてきましたが、令和 7 年度決算がある程度見えてきた段階で、令和 8 年度に改修、更新を予定しているもの以外の設備、機器も含めまして、将来的な町立病院の整備の方向性を説明させていただきたいと考えているところです。

3 つ目、地下タンク改修、5 9 8 万 4, 0 0 0 円。設置から 4 0 年以上経過した重油用の地下タンクは、消防法により内面ライニングなどの施工が義務付けられておりますけれども、その対応となります。

一番下の高圧進相コンデンサー機器更新、1 1 3 万 3, 0 0 0 円。高圧進相コンデンサーは高圧受電設備に使用される機器でございますが、点検の結果、劣化が確認されたことから、令和 8 年度に更新を予定するものでございます。これらの財源につき

ましても、病院事業債の借り入れ、充当を予定しています。

2項1目1節企業債償還金、3,786万4,000円、350万9,000円の減、過年度投資分の償還元金でございます。24ページをお開き願います。

このページから32ページにかけましては、給与費明細書ですが、概要説明とさせていただきますので、御了承願います。

24ページは、職員数や職員給与費などにおける令和8年度と前年度の比較増減を示した総括表となります。

25ページは、会計年度任用職員以外の職員に係る職員数や給料などについて、26ページは、会計年度任用職員に係る職員数や報酬などについて、それぞれ前年度との比較増減を示してございます。

27ページ及び28ページは、給料及び手当の増減額の明細、29ページから32ページにかけましては、(1)職員1人当たり給与から、(8)その他の手当まで、給与給料及び職員手当等の状況となっております。

以上が、給与費明細書関係でございます。続きまして、33ページをごらん願います。

このページから39ページにかけましては、財務諸表となっております。こちらにも概要説明とさせていただきます。

33ページ及び34ページは、令和8年度予定貸借対照表となっております。

34ページ下段の、7剰余金(2)欠損金、ロの当年度純利益です。令和8年度当初予算における収益的収入と支出の差し引き、18万2,000円を見込んでございます。

35ページ及び36ページは、令和7年度予定損益計算書となっております。

37ページ及び38ページは、令和7年度予定貸借対照表となっております。いずれも令和7年度の直近予算額を踏まえまして、作成してございます。

続きまして、39ページは、予定キャッシュ・フロー計算書です。令和8年度における病院事業会計の資金の流れを表しているものでございます。40ページをお開き願います。

注記事項で、記載のとおりとなっております。

最後の41ページは、企業債に関する調書で、令和8年度借り入れ予定の2件を含む、全14件の企業債の明細となっております。それでは、1ページにお戻り願います。

第2条、業務の予定量です。病床数は一般病床60床とし、年間延べ患者数は入院1万3,870人、外来1万7,848人、1日平均患者数は入院38人、外来74人を見込んでおります。

続きまして、第3条、収益的収入及び支出です。収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入8億2,859万3,000円、支出8億2,841万1,000円とし、収入と支出との差し引き18万2,000円の純利益を見込んでございます。2ページをお開き願います。

第4条、資本的収入及び支出です。資本的収入及び支出の予定額につきましては、収

入1億8,746万8,000円、支出2億223万6,000円とし、収入と支出との差し引きで不足する1,476万8,000円を、損益勘定留保資金で補てんするものでございます。

第5条、企業債です。医療機器購入事業に係る借入限度額を1,080万円、病院設備整備に係る借入限度額を1億4,730万円とし、起債や償還の方法、利率などを記載してございます。3ページをごらん願います。

第6条、一時借入金の限度額を5,000万円とします。

第7条、議会の議決を経なければ流用できない経費です。給与費を5億2,665万1,000円、交際費を30万円とするものです。

第8条、たな卸資産の購入限度額を4,732万6,000円とするものです。

以上で、令和8年度病院事業会計予算の説明を終わります。

続きまして、本日お配りしました資料の説明をさせていただきます。

**町立病院事務次長** 先ほどお配りしました資料について御説明をさせていただきます。こちらにつきましては、令和8年度の予算に伴う繰入金等の内訳となっております。上から順番に御説明をさせていただきます。

まず、救急告示病院になるんですけれども、こちらにつきましては定額となっているんですけれども、右のほうに、内訳のところには赤字で(9%)と書いてあるんですけれども、この項目と次の小児救急医療提供病院につきましては、国の地財計画の中で、令和8年度単価を9%上げますということが、記載されておりましたので、去年までの単価に9%乗せたものを計上してございます。3段目、企業債償還利息ですけれども、こちらは、企業債償還利息の3分の2を一般会計から充当するものでございます。その下、普通交付税ですけれども、こちらも単価によりまして判定されるもの、単価等につきましては昨年と同額でございます。先ほど予算の説明にありましており、最大病床数というものが44床から40床に変わるものですから、その分減額となっております。基礎年金拠出金につきましては、病院職員の給与を計算した上で出る基礎年金拠出分になります。特別交付税の1番目不採算地区、こちらにつきましても同じく単価掛ける最大病床数ということで、昨年の44床から4床分減額となっております。特別交付税の2、医師派遣ですけれども、こちらは出張医等の医師派遣に係る旅費交通費相当分となっております。経営強化プランにつきましては、令和5年3月に完成したのものについて50万円が手当てされるものです。児童手当につきましても、令和8年度支出見込み分を計上しております。医師確保対策につきましては、こちらと同じく出張医等に関わる報酬等の部分がこちらになります。リハビリにつきましては、リハビリ担当職員の人件費から収入見込みを差し引いたものが充当されるということで計上しております。資金不足、いわゆる基準外繰入ですけれども、こちら説明にありましており、経営強化プランでは令和8年度1,000万ということですが、今年度は昨年と同額1,500万ということで計上させていただきます。その下、資金的収入の部分です。出資金としまして企業債償還元金、こちらは償還元金の3分の2でございます。国保会計繰入金としましては、先ほど説明ありました病棟モニターシステムに係る国保の調整交付金分でございます。これらを含

めまして、令和8年度町からの繰り入れとしまして、2億5,292万8,000円。令和7年度と比較しまして、320万7,000円の減ということで当初予算に計上をしております。

説明は、以上となります。

**家塚委員長** それでは、説明が終わりましたので、質疑を行います。

**星委員** 昨年の課題として、入院患者の数が、引き続き8年度も課題かなというところを感じているんですが、予算編成の概要では、入院患者38人を見込んでいきたいということですが、対策としてどのようなことを考えているのか、お伺いします。

**町立病院事務次長** 入院患者の確保につきましては、非常に厳しい状況にありまして、当院としましても課題と考えております。ただ、令和7年度ですけれども、かなり厳しい状況ではあったんですけれども、直近の2月から入院患者が今増えておりまして、直近の2月末でも39名という実績がございました。そういったこともございまして、集患活動の中心となっております地域医療連携室で毎月院長含めて実施しております、集患ミーティングというものがございます。その中で今増えている要因は何かということを検討されたそうですけれども、はっきりとした要因というのはなかなか挙げられなかったんですけれども、転院の問い合わせの中で当院が回復期、在宅復帰支援を行っている病院としまして、御紹介いただいているケースが多かったということ踏まえまして、地域医療連携室のスタッフが丁寧に地域やほかの医療機関の声を聞いていただいたこと、それと入院患者を受け入れまして、しっかりと質の高い医療ケアを提供し、自宅などにお戻しできたこと、退院等に評価されたことが紹介が増えているということにつながっているのではないかとということになってございます。ですので、今後もそういった地道な努力を引き続き積み上げていくということが重要ではないかと考えてございます。なかなかすぐに結果が出るようなものというのは難しいので、こういったことを丁寧にやっていくということが必要なのかなと、院内ではそういったような考えでございます。以上です。

**星委員** 回復期の患者さん等を、広域で情報共有しながら、受け入れていくという、その積み重ねで何とか頑張っていたいただきたいなというところもあるんですが、目標、本来は42人ぐらいいてほしいなと。60床ありますから、欲を言えば、もう少し確保できれば、何とかいいなと思っているんですが、ただ、この38人が仮にも満たない、なかなか38人までも届かないといった場合の、またさらなる考えというか、うまく流れに乗れないようなときはどうしていこうかなというところもあれば伺いたいです。

**町立病院事務次長** まず、42名というのが基本的に病院で採算ベースというのは大体70%以上の入院患者ということで、60床に対する70%ということで、強化プランでも42名という数字を挙げてございます。実際に、令和7年度におきましてはかなり長い期間、20人台という期間も長かったものですから、次年度、先ほど事務長からの説明にありましてとおり、ちょっと42名というのは現実的ではないかなということで、38名という数字で予算を上げさせていただいております。38名も

決して簡単な数字ではないと現状から思っております。そういったことも踏まえまして、今後の病院の在り方の中で、70%が採算ベースということもありまして、果たして今の病床数が適正なのかどうかということも含めて、今院内で検討してございますので、それらも含めまして、先ほど事務長からもありましたとおり、令和7年度の決算がある程度見えた時点で、その辺の方向性を皆さんにお示しできればなということと考えております。以上です。

**星委員** ありがとうございます。単年度での目標とか改善対策というのは理解できました。やはりすごく病床数も、今度単価が40床でというように変わってきていると、中長期的に見ると、今後のうちの病院の在り方もどうしていかないといけないのかなというのを、考えていかなければいけない時期に入ってきたのかなと思うんですが、病院で常に話し合う機会を設けて今後の方向性を先生方といろいろ検討しているそうですが、理事者の方々ともやはり定期的に、今後の方向性に向けた考え方の認識、情報共有そういうものを、やはり合わせていかないといけないと思うのですが、それについて考えを伺いたいと思います。

**町立病院事務長** 御意見ありがとうございます。もちろんですね、町立病院の将来的な方向性を検討するにあたっては、単に院内、医師を含めた院内での検討ばかりでなくて、当然これまでも理事者に相談をしながら、あるいは状況報告させていただきながら協議検討させていただいておりますので、今後につきましても、同様の方向で進めてまいりたいと考えております。

**家塚委員長** ほかにありませんか。

**西股委員** 医師4人体制になった段階で予約制にしていくというようなそういう検討をしていくというような考え方が示されていたと思うんですけども、やはり待ち時間が長いですか、いろいろあるので、こういう予約制を行うことによって、少しでも患者数を増やしていくというような考え方というのは、今年検討していくのでしょうか。

**町立病院事務長** 外来の予約制の件でございますけれども、西股委員おっしゃられたとおり、混雑緩和であったり、患者さんの待ち時間の短縮につながるといった、メリットがある一方ですね、やり方によっては、特定の医師に予約が集中してしまう可能性であったり、直前の予約キャンセルといったデメリットと申しますかそういった面もあるのかなと思います。そういったことも含めまして、町立病院として、どのようなやり方で外来の予約制、スタートしたらいいのか、医局の中で、ほかの医療機関の事例も調査、検討してきたところでございます。先日改めて院長にその状況を確認しましたところ、予約制の有効性をより高めるためには、例えば、医師を指名しないやり方で、また、2診体制、診療枠が2つある時間帯であればどうかということも1つの案として検討したところでございます。今後は、この案を踏まえまして、外来看護師や我々事務も交えて、予約の方法など、より具体的な内容につきまして協議、検討を進めたいということでございましたので、具体的にいつまでに協議、検討の結果を出すということころまでは、ちょっと確認はできていませんけれども、そういったところで御理解のほどよろしくお願いいたします。

**西股委員** 概要は分かったんですけれども、やはり早めにですね、そういうことに取り組んでいただくことで、患者数の獲得につながってくるのかなと思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それと、もう1つあったんですけれども、医療連携の中で、例えばほかの自治体の病院との連携、こういうのというのは図られているんでしょうかというのがあるんですが、ちょっと違う観点のところから聞いているんですが、やはり訪問医療の関係でも、できない自治体があって、違うところのほうに紹介しているんだというところもあるでしょうし、入院患者もかなり多くなってきてあふれてきて、それもどこかに出しているんだという自治体もあるわけなんですよ。ですから、そういうのをやはり調査するなり何なりしながらやっていくと、やはり少しでも患者の獲得につながるのかなと思いますので、その辺も、連携を自治体のところとやっているかどうかの確認だけお願いします。

**町立病院事務長** 自治体病院、公立の医療機関との公式な連携につきましては、今、実はそれほど動きはないんですけれども、引き続き江別市立病院と連携をさせていただきます。内容につきましては、主に子どもの画像診断にかかる業務、そちらを江別市立病院のほうにお願いをさせていただいております。あと、それ以外の連携ですけれども、先ほど西股委員おっしゃられたような、例えば医師間同士、ドクター・トゥ・ドクターというんですけれども、医師間同士で、例えばほかの公立病院、入院枠がいっぱいで、南幌さん受けられないだろうとか、あるいは、うちの病院では、より専門的なちょっと治療が難しいとなった場合に、うちの病院から逆に専門的な治療をお願いするという形で、患者さんのほうを紹介したりとか、そういうものもございますし、あとは地域医療連携室レベルですね、こちらについては、実際、主に業務に携わっているのは、うちは師長、副師長とそして社会福祉士ですけれども、そういった窓口を使いまして、入院患者さんのやり取りといたしますか、そういったことも連携しながら取り組んでいるところでございます。

**家塚委員長** ほかにありませんか。

**熊木委員** 2点質問したいんですけれども、先ほど星委員のほうからも質問あったんですけれども、将来的な町立病院の方向性というのを、前回全員協議会の中でもお聞きしたんですけれども、院内で検討というかそういう話し合いはされているということで、どういう状態なのかなということをもう少し詳しく聞きたいというのが1つです。

それから、今回の予算の中で先ほど説明もありましたけれども、病院附帯設備整備事業、ここにLEDのこととかいろいろ説明されて、将来的な病院の方向性ということを考えてときに、今、この事業が急がれるというか、この令和8年度でどうしてもしなければならないことなのか、LEDに関しては、今蛍光灯がもう使えなくなるということでは理解はするんですが、それらも含めて今後、今ここに工事費を使って将来的にというのは、何年後とか、そのようなめどがあるのか、それとも、今こういう工事をして、持たせられるだけ持たせるという考えなのか、その辺の方向がちょっと見えなくて、もやもやするところです。そこがどうなっているのかなということを持ち

よっと1点伺いたいです。

それからもう1点は、先日の予算の衛生費の中でも質問したんですけれども、今、夕張太のふれあい館が、外装工事始まるんですよね、令和8年度の予算の中で。地域の方からそこで診療してほしいという要望が出ているわけではないんですけれども、やはり町から離れていて、いろいろな施設がなくなって、そこに住んでいる町民がやはり自分たちのいろいろなものがなくなっているということにすごく不安を抱えているという実態は、懇談会の中でも出されています。それで、今医師が4名体制になったことを有効活用して、例えば、出張診療とか、夕張太地域でそういうことができないのかどうかというのを、医療に関わることなので、簡単にできないというのは言えないのかもしれないんですけれども、そのような検討をすべきではないかなと思うんですけれども、その辺についてちょっと伺いたいと思います。

**町立病院事務次長** 1点目の将来的な在り方についてですけれども、まず院内でどのような話し合いをしているかということですが、院内では、事務のほうである程度を出しまして、それで経営会議というものがございまして、それは院長、副院長、師長、副師長、それと事務長と私が入って、そういったことを話し合っているんですけれども、その中では、ある程度方向性といいますか、そういったものはまとまっております。それを踏まえて、理事者とも協議を進めておりますが、それに伴って決めないといけないことですか、検討しないといけないことが多々あるものですから、現在ははっきりした、こういう方向性ですということとはなかなか私の口からは難しい場面ではあるんですけれども、設備関係がやはり40年経っているということで、建物自体はそこまで傷んではないんですけれども、設備関係がかなり厳しい状況にあるということです。大規模改修をするのか、建て替えをするのかというところで、令和5年ぐらいからいろいろ検討を進めてきたところですが、院内に入院患者さんおりますので、院内に患者さんを入れたままうまく改修を進めるという事例がなかなか見つからなくて、やはり病院に患者さんを入れながら大規模改修というのはかなり厳しいのかなという、今お話を中ではしております。そういった中で、もし建て替えということになったとしても、1年、2年ですぐできるものではございませんので、ある程度やはり今の設備を何とかして持たせないといけないという部分があります。それも令和5年のときから、今直さないといけないものというものを業者等から聞き取りしまして、項目を挙げていただいております。その中でも、やはり今回のLEDにつきましては先ほど事務長から説明ありましたとおり、蛍光管の問題がございまして、空調につきましても、やはり中央監視装置という、メインの機械になるものですから、それにも不調があると院内の空調、エアコン、温度関係を全部その部屋ごとに手動でやらないといけないというような状況になりまして、正直それは現実的には多分難しいよということも業者から言われてまして、これはやはりすぐにやらないといけないということで、この2点につきましては、ぜひ令和8年度で実施させていただきたいと考えてございます。これらのことを踏まえまして、何年後にどうするんだということは、なかなか今の時点でははっきりとは言えませんが、先ほど来御説明させていただいておりますとおり、令和7年度の決算が見えた時点です

ね、ある程度をきちんとした方向性というものを皆さんにお示ししたいと思っておりますので、もう少しお時間をいただければと思っております。改修については以上です。

**町立病院事務長** 2点目の夕張太地域における出張診療、いわゆる巡回診療ということになるかと思えますけれども、仮にですけれども、そういった巡回診療所を開設する場合、保健所への申請にあたりましては、保健所が求める安全管理体制の確保や感染対策などを講じることは、当然でございます。そこでどの程度、どういった内容の治療を行うかにもよると思うんですけれども、スタッフの確保であったり、医療機器の整備などが必要となろうかと思えます。また、医師が薬の処方をしたとしても、例えば、夕張太地域には調剤薬局がございませんので、今度その薬を患者さんがどこで手に入れるのかといった副次的な課題も出てくるかと思えます。そういったところ、貴重な医療資源を最大限効果的に活用するという視点で考えると、夕張太に限らずですけれども、地域におけるそういった巡回といいますか、出張といいますか、巡回診療的な開設は難しいのかなと考えてございます。先ほど、新年度予算の説明の中でも申し上げましたけれども、4月から午前の診療枠2つ増える予定となっております。このことで、夕張太の方も含めまして、今まで以上に訪問診療が身近になると思えますので、患者さん御自身の町立病院への通院が難しい場合は、ぜひ当院、町立病院まで御相談していただきたいと思えます。

あと、参考までに、厚生省のほうでそういった出張診療所的な巡回診療というんですけれども、それに対して2つの基本的な考えを示してございます。そのうちの1つ、いわゆる無医地区、医師がいない地域における医療の確保や地域住民、特に必要とされる、結核等の検診の実施を目的としたもので、巡回診療によらなければ困難であること、こういった状況でなければ、基本的にはそういった巡回診療というのは認められないのかなというところですが、ここでいう無医地区の定義、こちらを示してございまして、全部で3つございます。まず、医療機関がない地域であること。2つ目に、当該地区の中心から半径約4キロメートル以内に50人以上が居住していること、ここまでは夕張太地域、該当になるのかなというところですが、3つ目に、容易に医療機関を利用できない状況であることと示されてございます。これ具体的にどうということかといいますと、定期交通機関がない。定期的なそういった公共交通機関がない地域、または定期交通機関が少ない。これはどうということかといいますと、1日の運行が3往復以下、また、4往復以上であっても、医療機関までの移動時間が1時間を超える場合となっております。振り返って、夕張太地域を見ますと、ジェイ・アールバスでございます。現在、減便が続いておりますけれども、1日6往復、そして南幌市街まで約20分の距離となっております。なので、厚生省が示すこの無医地区の定義には、残念ながら夕張太地域は該当しないのかなといったところです。参考までに、もう少し無医地区の状況を調べてみました。これも厚生省の調査ですが、2022年ですね、全国で557地区に無医地区があるそうです。そこにお住まいの方は12万人ということで、総人口からしますと、0.1%未満の方ということなので、なかなかこの要件であったりとか、厚労省が示しているものを見ますと、

なかなか夕張太地域というのは、ここで言うところの無医地区には該当しないのかなというところがございます。以上です。

**熊木委員** いろいろ調べてくださってありがとうございます。最初に、今、院内会議、院長、副院長と協議をしているということで、そこには理事者も入って協議が始まっているということですよ。それで、先ほど言われたように、病院をそのままある程度持たせるのか、それとも患者さんがいるので建て替えてというような方向性というのが、まだまだしばらくその方向性出すまでにかかるというようなことなのかなと思うんですけども、新しく建てるということになると、いろいろ資材も高騰していて、それにうまく使える起債ですとか何か有利な、そういうものというのを、探しながらきつとやると思うんですけども、今の状況からいうと、やはり早く結論を出していかないと駄目なのではないかなと思うんですよ。それで、今回の改修というところでは、LEDのことは分かりましたし、空調設備についても替えないと駄目だということも分かって、それをすることで、今、入院患者さんとか外来に来られる患者さんが少しでも快適な形で診療を受けるということにつながるの、それはいいと思います。ただ、やはりこの先どうなるのかということがはっきり見えない中で、なかなか本当にこのままでいいのかなという思いはすごくあるので、これからも総務委員会とかでも病院との懇談とかまた予定とかしているの、そういう中でも深めていきたいと思うんですけども、それ以上は答えられないですもんね。

それから夕張太のことは、今いろいろ調べてくださって、厚生労働省のいろいろなこと、無医地区のこととかの説明は分かりました。それで、訪問診療も午前もするということになったので、その訪問診療をちょっと広げるというか、巡回診療みたく、例えば、大きな医療行為はできないとしても、告知をして、月に1回とか月に2回とか、この何時に病院から医師が来ますとあって、そこで血圧測定とかその健康相談とか、そういうような形から進めるということができないのか、そういうところから進めることによって、夕張太だけではないですけども、市街から離れているところで、確かに距離的にはそんなに1時間もかかるかということではないんですけども、やはり高齢化になっていて、日々不安を抱えているというところを少しでも解消できるような形で、町がやっていくということが必要だろうと思うんですよ。そういう意味では、医師が4人体制になったということは大きな強みとして、それを何とかすることによって、町民にも信頼されるというか、なくてはならない病院だということにつながると思うので、その辺をもう少し何かできる方向のことを考えてほしいなという思いです。要望も含めて、もし、先ほどの答弁のほかにあるのでしたら、お願いします。

**町立病院事務次長** まず、院内会議ですけども、院内会議はあくまで院内なので理事者は入っていません。流れとしましては、院内会議で病院としての院長の方向性を決めて、それをもって、我々事務のほうでまず町長、副町長にこういった考えでありますということ伝えて、そこで協議して、必要があれば当然院長も一緒に入って説明をしていただくという形になりますので、院内会議はあくまで院内だけです。それと、その結果をもって病院の方向性として、理事者と協議するという形です。協議

の流れとしては。基本的に最終決定は当然町長になりますので。

あと、先ほどの方向性の期限ということですが、先ほど来申し上げています令和7年度の決算ですので、遅くとも今年の決算特別委員会の前には、決算当然数字出ますので、そこで方向性が固まって、それまでにはお話しはできるかなと思っています。何年も先ということではなくて、それぐらいのスパンで考えております。

**家塚委員長** ほかにありませんか。

**石川委員** 今回の熊木委員の質問に対して関連はしてくることでありますが、今病院経営も結構厳しいというのはもう今に始まったことではないんですが、今回資料として提示されました、このような形で病院会計やっていく上で一般会計からの繰り入れというのは基準外繰り入れとして、当初1,000万だったやつが今回500万プラスになったということで、そういう形でもやっていかなければ続かないという話でしょうけれども、今、答弁の中でもありましたけれども、今後の見通しとしてどのような形で捉えているのか。7年度決算ができてからの判断もあるかもしれませんが、今の段階でどのような形で捉えておられるのか、その辺りをお聞きしたいと思います。

**町立病院事務次長** まず、繰り入れにつきましては、基本的には経営強化プランということで進んできたのですが、プランを策定したのは令和5年ですが、その想定をかなり上回る形で、物価、人件費の高騰、資材なんかも含めて上がってきておりまして、当時とはかなり状況が変わってきているということもございます。何とか令和6年度までは黒字経営ということだったんですが、令和7年度は今、なかなか黒字は難しいかなという状況でございます。そういったことも含めまして、令和8年度予算計上する上で、物価高騰の歳出の増もございます。それと入院患者がなかなか難しいというところで歳入のほうも、より現実的なのというところで財政局と協議しまして、令和8年度につきましては、一旦令和7年度と同額の1,500万ということで基準外繰り入れ、予算計上させていただいております。プランのほうでは、8年度1,000万で令和9年度には基準外繰り入れをゼロということで、目標としているんですが、報道等でもございまして、当院も含めまして全国的に医療機関の経営がかなり厳しいという状況がありまして、今後におきましては国の支援策、当院の経営状況を見ながら、そういったことを判断していくことになるのかなと。当然先ほど来申し上げていますとおり今後の在り方も含めて、そういったことを検討する時期に来ていると思っております。ただ、町立病院は今、現金預金がかなり4億、5億近くありますので、すぐに資金難に陥るですとかそういった状況ではございませんので、何とかその資金で運営できている間に、将来的な有効な方法を定めていかなければというところで今いろいろ検討を進めているという状況でございます。

**石川委員** 分かりました。国は病院を減らすとか統合させるというのが動きがあるわけですし、それも早くから言われたことでもありますけれども、やはり町のかかりつけ医としての存在というのはやはり大きいことですし、我々利用者としても残って欲しいのは重々感じているところではあるんですが、いかんせん、なかなか、財政的にうまくいってないということが、分かります。例えば、診療報酬の見直しと

か、これからするという形で国は言っていますし、人件費も変わっていけば幾らか好転するということは期待したいところでありますけれども、今回また1億何千万の設備投資をするということもありますので、さっきの熊木委員と同じような感じであるんですけども、ある程度見据えた中で判断していただかなければ、余計な投資になったりだとかありまじょうし、ベッド数減らすということはそれだけ国からの交付金も減るといふことでもありますから、なかなか行くのも大変、戻るも大変なことであると思うんですけども、その辺り十分考えた中で進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

**家塚委員長** ほかにありませんか。

**細川委員** キャッシュレス決済の関係でお聞きしたいと思います。ある程度の期間がたちまして、病院の会計のときに、キャッシュレス決済と現金の支払いの方との大体の割合でいいんですけども、どの程度の方が割合いるのか教えていただきたいのと、また、どのようにPRしているのか、また、会計窓口ですぐキャッシュレスができるよということが分かるような状態になっているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

**町立病院事務次長** キャッシュレス決済の利用状況ですけども、去年の9月から2月まで6か月経過しまして、集計としましては、件数でいきますと8.7%になります。金額ベースでいくと13.8%がキャッシュレス決済という状況になってございます。

周知方法につきましては、町のホームページ、それと会計窓口のほうにも、こういったものが使えますよというものを張り出して、すぐ分かるような状況にはなっているかと思えます。以上でございます。

**細川委員** ありがとうございます。まだまだ低いということですけども、町内の買物を見ていると、御老人の方とか、結構キャッシュレスでやっておられる方がおりますし、現金を用意してから病院行くとすると、老人の方も、あいる一とを使って無駄に降りたりすることもありますので、何とかそういうことで、キャッシュレスやっていますよということになるべくPRもしていただいて、住民の方に利用しやすいようにPRしていただきたいと思います。以上で終わります。

**家塚委員長** ほかにありませんか。(なしの声)

ないようですので、質疑は終了してよろしいですか。(はいの声)

それでは質疑を終了いたします。説明員が退席するまで暫時休憩します。

(午後 2時14分)

(午後 2時21分)

**家塚委員長** それでは、休憩を閉じ会議を始めます。

理事者に対する総括質疑についてお諮りします。11日から本日までの3日間にわたり、各説明員からの説明により、令和8年度一般会計予算、3特別会計予算及び2事業会計並びに関連4議案の審査を行ってきたところであります。会計ごとの審査が

終了しましたので、これにより、理事者に対する総括質疑についてお諮りします。初めに、3日間の質疑の状況を事務局長が記録していますので、その中で説明員の答弁漏れなどについて確認をいたします。

**議会事務局長** 3日間の審査の中で延べ53名、92件の質疑がございましたが、質疑に対して適切に対応しており、答弁漏れは特になかったものと思います。以上です。

**家塚委員長** 局長の報告のとおりと考えますが、特に理事者に質問すべき事項があるかどうかをお諮りします。(なしの声)

なしと認めますので、理事者に対する総括質疑は行わないことに決定をいたします。

次に、特別委員会としての意見について、特に付すべき事項があるかどうかをお諮りします。(なしの声)

意見は付さないとして報告することに異議ありませんか。(はいの声)

御異議なしと認めます。よって意見は付さないことに決定をいたします。

それでは、本特別委員会に付託されました、議案第9号から議案第18号までの10議案の審査が終了しましたので、10議案について、一括採決をいたします。

採決は起立採決といたします。

議案第 9号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第10号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第11号 南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

議案第12号 南幌町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について

議案第13号 令和8年度南幌町一般会計予算

議案第14号 令和8年度南幌町国民健康保険特別会計予算

議案第15号 令和8年度南幌町病院事業会計予算

議案第16号 令和8年度南幌町介護保険特別会計予算

議案第17号 令和8年度南幌町後期高齢者医療特別会計予算

議案第18号 令和8年度南幌町下水道事業会計予算

以上、10議案について賛成の委員の起立を求めます。

(起立9名、着席0名)

賛成起立全員であります。よって本10議案は、原案のとおり可決すべきと決定をいたしました。

ただいまの採決のとおり、本委員会に審査付託された10議案については、会議規則第77条の規定により、本日付けをもって全会一致により可決すべきものとして議長に報告書を提出します。

その他で、皆さんから何かあれば賜ります。(なしの声)

それでは、以上で予算特別委員会の議事全てを終了いたしました。本日まで3日間、委員各位の御協力をいただき、ありがとうございました。ただいまをもって予算審査特別委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

(午後 2時23分)